

御殿場市
第9次高齢者福祉計画及び
第8期介護保険事業計画
(成年後見制度利用促進基本計画)

(令和3年度～令和5年度)

令和3年3月
御 殿 場 市

目 次

第1編 総 論.....	1
第1章 計画策定の概要.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
(1) 根拠法令など.....	3
(2) 他の計画等との関係.....	4
(3) 計画期間.....	5
3 計画策定の方法.....	6
(1) 実態調査の実施.....	6
(2) 策定委員会等での計画の検討.....	6
(3) 策定委員会等での計画の検討.....	6
4 本計画のポイント.....	7
(1) 2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整理.....	7
(2) 地域共生社会の実現.....	7
(3) 介護予防・健康づくり施策の充実・推進.....	7
(4) 有料老人ホーム等に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化.....	8
(5) 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進.....	8
(6) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化.....	8
(7) 災害や感染症対策に係る体制整備.....	9
第2章 高齢者・介護の状況.....	10
1 高齢者を取り巻く状況.....	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 人口構成.....	11
(3) 高齢者人口の推移.....	12
(4) 地区別高齢者人口・高齢化率.....	13
(5) 高齢者のいる世帯の状況.....	14
2 介護保険事業の状況.....	15
(1) 被保険者数の推移.....	15
(2) 要介護等認定者数の推移.....	16
(3) 認定率の推移.....	17
(4) 受給者数の推移.....	18
(5) 給付費の状況.....	19

(6) 一人当たりの給付月額	20
3 第7期介護保険サービスの計画値比較	21
(1) 予防給付	21
(2) 介護給付	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念・基本目標	24
2 基本施策	25
3 計画の体系	26
4 地域包括ケアシステムの全体像	30
5 日常生活圏域の設定	31
(1) 圏域の設定	31
(2) 圏域の概要	31
第2編 各 論	33
第1章 地域包括ケアの推進	34
1 安心と自立を支える共生社会の推進	34
2 地域包括支援センターの機能強化	35
(1) 地域包括支援センター体制整備	35
(2) 地域ケア会議の推進	36
(3) 介護離職対策の推進	37
3 医療・介護の一体的な提供体制の充実・強化	38
(1) 在宅医療・介護連携	38
4 地域における多様な支え合い活動の推進	40
(1) 生活支援コーディネーター及び協議体の設置	40
(2) 居場所支援事業	41
(3) 高齢者見守りネットワーク事業	42
(4) 高齢者を支えるボランティア活動の支援	43
5 暮らしやすいまちづくりの推進	45
(1) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり	45
(2) 住まいの安定的な確保	46
(3) 交通弱者への外出支援	47
6 安心・安全の確保	51
(1) 犯罪・消費者被害の防止	51

(2) 交通安全対策の推進	52
(3) 避難行動要支援者の支援体制の整備	53
7 在宅介護者の支援	54
(1) 紙おむつ給付事業	54
(2) 家族介護教室	55
第2章 介護予防の推進と自立生活の支援	56
1 健康寿命を延ばす取組	56
(1) 一般介護予防事業	56
(2) フレイル予防	57
2 自立支援、重度化防止の取組	58
(1) 地域リハビリテーションの推進及び切れ目のないリハビリテーションの提供	58
3 福祉サービスの推進	60
(1) 在宅生活安心システム推進事業	60
(2) 高齢者声かけごみ収集支援事業	61
(3) 高齢者寝具洗濯乾燥等サービス事業	62
(4) 「食」の自立支援事業	63
(5) 軽度生活援助事業	64
(6) 訪問理美容サービス事業	65
(7) 外国人高齢者福祉手当事業	66
(8) ふれあい会食サービス事業	67
(9) 高齢者健やか事業	68
(10) 介護ベッド等購入費・賃借料助成事業	69
4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対する取組	70
第3章 社会参加の支援と生きがいのづくりの推進	71
1 いきいきと暮らせる長寿社会づくりの推進	71
(1) 市民交流センター「ふじざくら」の活用	71
(2) 老人クラブ活動の支援	72
(3) 生涯学習の推進	73
(4) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進	74
(5) ふれあいいきいきサロン	75
(6) 就労支援の推進	76
第4章 認知症高齢者の支援	77
1 認知症の人の視点に立った認知症への社会の理解促進	77
(1) 認知症サポーター養成講座の開催	77

2 認知症の人と家族が暮らしやすい環境整備	78
(1) 認知症カフェ等の支援	78
(2) 認知症地域支援推進員による相談体制の整備	79
(3) 「みくりや安心だねっと」の普及と充実	80
(4) 「チームオレンジ」による支援体制の整備	81
(5) ピアサポート活動の体制整備	81
(6) 本人ミーティングによる地域づくりの参画のための体制整備	82
3 状態に応じた適時・適切な支援体制の構築	83
(1) 「認知症初期集中支援チーム」の推進	83
第5章 高齢者の権利擁護	84
1 権利擁護施策の充実	84
(1) 高齢者虐待防止の取組	84
(2) 成年後見制度利用支援事業	86
第6章 介護保険事業の安定した運営	88
1 将来推計	88
(1) 被保険者数の推計	88
(2) 要介護等認定者数の推計	89
(3) 認知症高齢者の推計	90
2 介護サービスの見込み	91
(1) 訪問介護	91
(2) 訪問入浴介護	92
(3) 訪問看護	93
(4) 訪問リハビリテーション	94
(5) 居宅療養管理指導	95
(6) 通所介護	96
(7) 通所リハビリテーション	97
(8) 短期入所生活介護	98
(9) 短期入所療養介護（老健）	99
(10) 短期入所療養介護（病院等）	100
(11) 短期入所療養介護（介護医療院）	101
(12) 特定施設入居者生活介護	102
(13) 福祉用具貸与	103
(14) 特定福祉用具購入費	104
(15) 住宅改修費	105
(16) 居宅介護支援・介護予防支援	106

3 地域密着型サービスの見込み	107
(1) 地域密着型通所介護	107
(2) 認知症対応型通所介護	108
(3) 小規模多機能型居宅介護	109
(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	110
(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	111
(6) 看護小規模多機能型居宅介護	112
(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護	113
(8) 夜間対応型訪問介護	113
(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	113
4 介護保険施設サービスの見込み	114
(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	114
(2) 介護老人保健施設	115
(3) 介護療養型医療施設	116
(4) 介護医療院	117
5 介護予防・生活支援サービス事業	118
(1) 訪問型サービス	118
(2) 通所型サービス	120
(3) 介護予防ケアマネジメント	122
6 第1号被保険者の介護保険料	123
(1) 介護給付費等の推計	123
(2) 第1号被保険者の介護保険料（第8期）	126
7 人材の確保・資質の向上	128
(1) 介護職員初任者研修助成事業	128
(2) 主任介護支援専門員連絡会	129
8 介護サービス等の充実・強化	130
(1) 介護保険相談事業	130
9 適正な介護保険制度の運用	131
(1) 介護給付の適正化	131
第7章 事業の円滑な運営のための取組	132
1 計画推進体制の整備	132
2 計画の進行管理と評価・点検	133
3 災害や新型コロナウイルス感染症対策	134
(1) 災害や感染症対策に係る体制整備	134

第8章 成年後見制度利用促進基本計画	135
1 御殿場市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ	135
2 現状と課題	135
(1) 成年後見制度及び市民後見人の認知度について	136
(2) 御殿場市の成年後見制度等の利用状況について	137
3 基本的な考え方と目標	139
4 地域連携ネットワークの構築	140
(1) 地域連携ネットワークの役割	140
(2) 地域連携ネットワークの基本的仕組み	140
(3) 地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の必要性	140
(4) 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	140
5 具体的施策	141
(1) 地域連携ネットワークと中核機関の整備	141
(2) 担い手の育成	141
(3) 成年後見制度の利用支援	141
資 料 編	143
1 市民アンケート調査の概要	144
(1) 調査の概要	144
(2) 高齢者一般調査・在宅要支援認定者調査及び総合事業対象者調査	145
(3) 在宅要介護認定者調査	160
2 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例	167
3 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿	169
4 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置規程	170
5 計画策定の経緯	171



第1編 総論



第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の高齢者人口は総務省統計局によると、令和2年9月15日現在3,617万人、総人口に占める高齢者割合は28.7%となっています。一方、本市における高齢化率は25.1%と国の水準ほどではないものの着実に増加しており、今後、団塊ジュニア世代（昭和46年～49年生まれの第2次ベビーブーム世代）が65歳以上となる令和22年（2040年）には、35%にまで達すると予測されています。

介護保険制度は、こうした超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月に創設されました。その後現在に至るまで、高齢者の暮らしを支える社会保障の中核として着実に機能し、必要不可欠な制度として定着が進んでいますが、一方で、サービス利用の増加や、要介護者等の増加・重度化に伴い、介護費用が急速に増大しており、介護保険運営における厳しさが年々増しているという現状にあります。

このような状況の中で、今回、国が定める基本指針は、第7期計画での目標や具体的な施策を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの整備、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、「①2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整理」、「②地域共生社会の実現」、「③介護予防・健康づくり施策の充実・推進」、「④有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」、「⑤認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進」、「⑥地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」、「⑦災害や感染症対策に係る体制整備」についての取組を強化していく計画として示されています。

「御殿場市 第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、このような高齢者を取り巻く社会状況の変化や、それを踏まえた高齢社会における諸課題に対応するため、平成30年3月に策定した「御殿場市 第8次高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」（以下「前計画」という。）を見直すものです。

策定に当たっては、各種統計データや、県の方針に沿い実施した高齢者の生活実態等に関する市民意識調査を基に市の高齢者を取り巻く状況を把握し、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者等で構成する御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において検討、審議を行いました。

これにより、本市における高齢者施策の基本的な考え方や目指すべき取組を総合的かつ体系的に整え、高齢者福祉及び介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図る計画として策定しています。

2 計画の位置付け

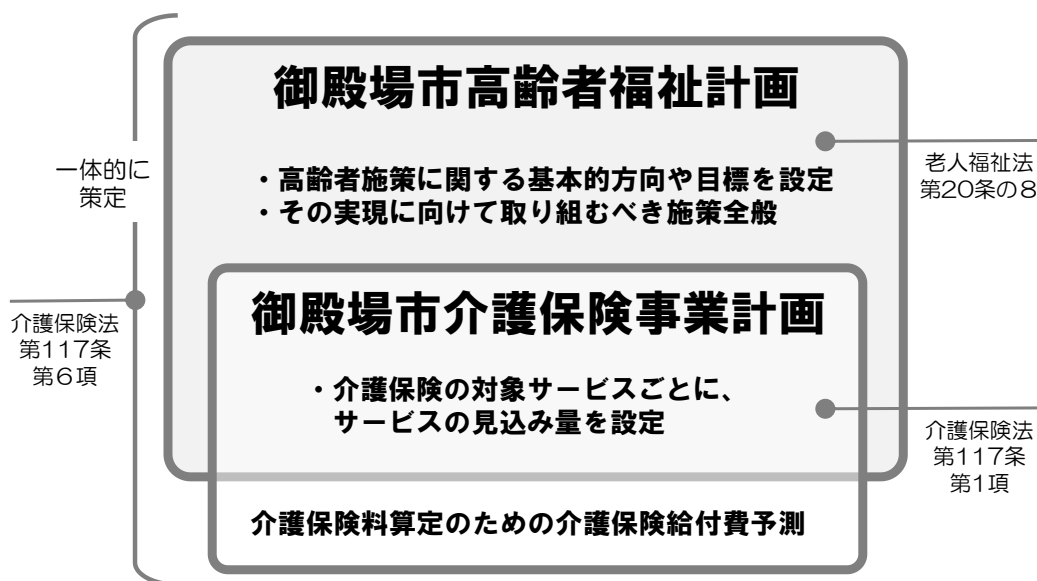
(1) 根拠法令など

本計画は、高齢者に関する施策を総合的に推進していくために、御殿場市における「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」を、介護保険法第117条第6項の規定により一体のものとして策定するものです。

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」に位置付けられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき施策全般を定めるものです。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項に基づき、介護保険の対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、介護保険事業費の見込み等について明らかにするとともに、保険給付の円滑な実施を確保するために定めるものです。

●老人福祉計画と介護保険事業計画の一体的策定

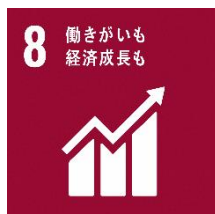
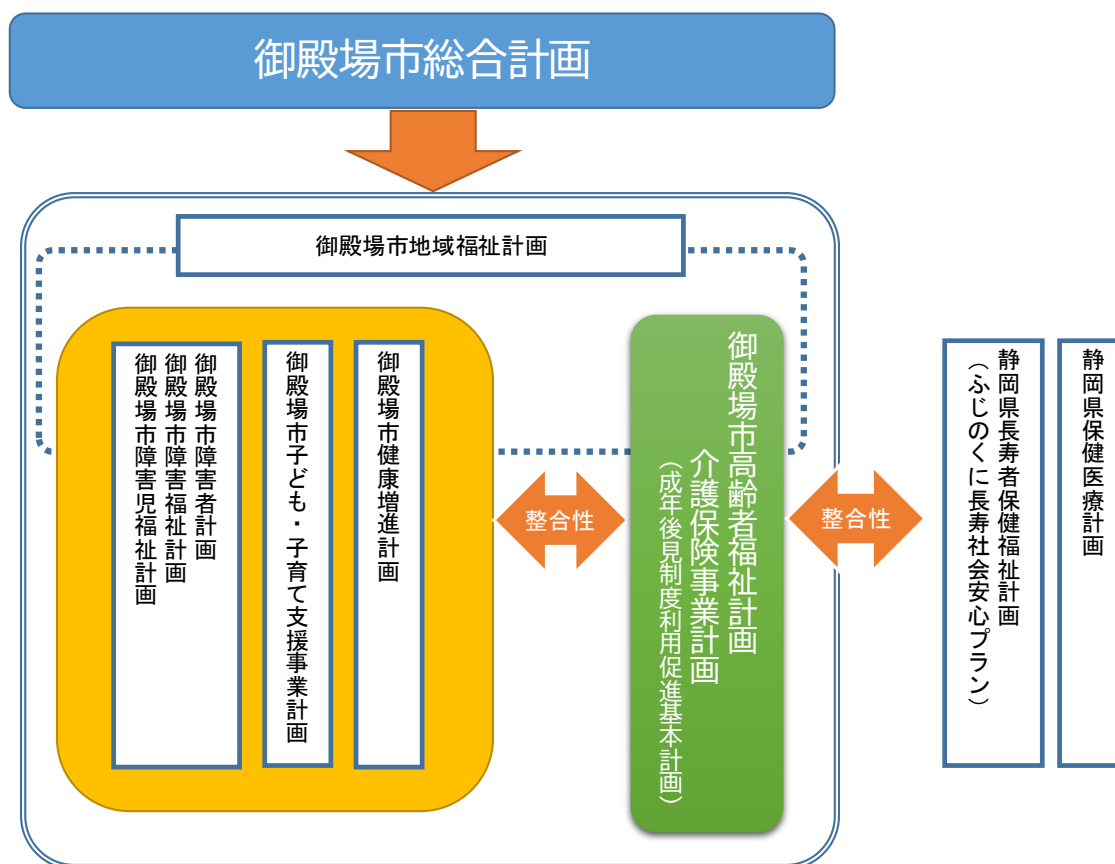


（２）他の計画等との関係

本計画は、御殿場市総合計画を上位とする部門別計画として位置付けます。今後の介護保険サービス事業及び高齢者に関する総合的な福祉施策について定める計画となることから、上位計画である地域福祉計画を始め、他の福祉関連計画等との整合を図りながら策定します。

また、国の基本指針、県の長寿者保健福祉計画、保健医療計画などとも整合を図り策定するものです。

●各計画との関係



(3) 計画期間

本計画は、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3か年の計画です。また、令和7（2025）年に向けて御殿場市の実情に合わせた地域包括ケアシステムを構築するための深化・推進の一段階と位置付け、現役世代がさらに急減する令和22（2040）年度までの介護サービス等のニーズを中長期的に見据えた取組を推進する計画となっています。

●計画期間

平成30 年 度 (2018)	令和元 年 度 (2019)	令和2 年 度 (2020)	令和3 年 度 (2021)	令和4 年 度 (2022)	令和5 年 度 (2023)	令和6 年 度 (2024)	令和7 年 度 (2025)	令和8 年 度 (2026)	令和9 年 度 (2027)	～	令和22 年 度 (2040)
第8次高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画			本計画								
						第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画 (成年後見制度利用促進基本計画)					
						第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画 (成年後見制度利用促進基本計画)					

地域包括ケアシステムを段階的に構築

2040年までの中長期的見通し

3 計画策定の方法

(1) 実態調査の実施

計画の策定に当たり、高齢者の生活実態の把握、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの円滑な運営に役立てるため、令和元年度に「御殿場市 第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定のための高齢者の生活と意識に関する調査」を実施しました。

結果の概要は資料編に掲載しています。

(2) 策定委員会等での計画の検討

計画の策定に際しては、被保険者である市民の意見が反映されるように、市民代表、学識経験者、医療関係者、福祉関係者で構成する御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、計画の検討、審議を行いました。

また、事業等に係る庁内の連携を図るため、関係各課の代表による御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会において、細部の検討、調整等を行いました。

(3) 策定委員会等での計画の検討

市民の皆様の意見や要望を、本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント制度（みんなの声を活かす意見公募手続）を実施しました。

意見募集期間	令和2年12月16日（水）～令和3年1月15日（金）
資料公表先	市ホームページへ掲載、市役所長寿福祉課、市役所情報公開コーナー、市役所各支所での閲覧
意見等提出方法	意見書を持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により提出
意見提出数	0件（0名）

4 本計画のポイント

（１）2025年・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整理

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年、さらには、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向けて、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要を踏まえ、中長期的な視野に立って、第8期計画の位置付けを明らかにし、第8期計画において、具体的な取組内容やその目標を計画に位置付けることが必要です。

（２）地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に当たっては、その理念や考え方を踏まえ、多様な経路で地域とつながりを持ち、その一員として参画できるよう、包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要です。

（３）介護予防・健康づくり施策の充実・推進

コロナ禍や今後控える高齢化問題を見据え、将来要介護状態になる危険性が高いフレイル状態や疾病を予防し、高齢者が活動的で生きがいのある生活を長く送ることができるよう、生活機能を維持・増進させる取り組みを推進することが求められています。

そのためにPDCAサイクルに沿った事業の展開が重要となるため健診・医療・介護のデータの利活用を含め、庁内関係部署と連携強化していくことや、さらにこの事業の実施にあたっては他事業との連携、医療専門職の関与を推進していくことが重要です。

（４）有料老人ホーム等に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

近年、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の定員数は大きく増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っています。高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けるための取組として、「自宅」と「介護施設」の中間に位置するような住宅も増えており、また、生活面で困難を抱える高齢者が多いことから、住まいと生活支援を一体的に提供する取組も進められています。こうした状況を踏まえ、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保するとともに、適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要です。

また、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の整備状況も踏まえながら介護保険事業（支援）計画を作成し、サービス基盤整備を適切に進めていくことが必要です。

（５）認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

令和元年６月に取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開の５つの柱に基づいて施策が推進されています。

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味とされており、「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味とされています。誤った受け止めによって新たな偏見や誤解が生じないように、「共生」を基盤としながら取組を進める等の配慮が必要です。

また、教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要です。

（６）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現状の介護人材不足に加え、令和７（２０２５）年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著となるため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保が大きな課題となります。介護人材の確保については、介護保険事業計画に取組方針等を記載し、これに基づき計画的に進めるとともに、県と連携しながら進めることが必要です。

また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善や文書量削減、ロボット・ICTの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することも重要です。

（７）災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練を実施することが必要です。また、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備し、県、市、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制を構築する必要があります。さらに、平時からICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要です。

第2章 高齢者・介護の状況

1 高齢者を取り巻く状況

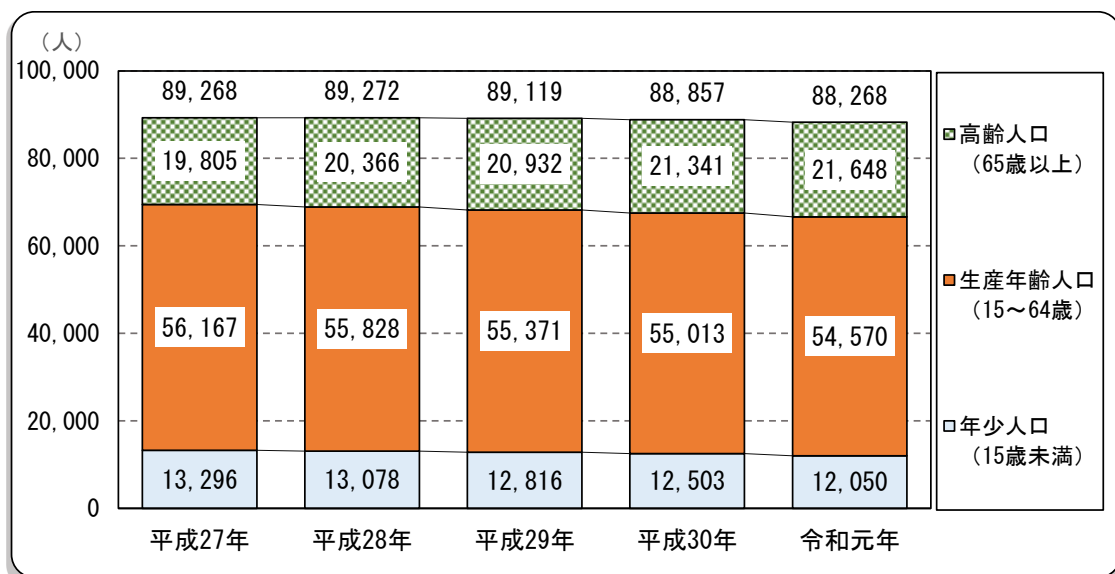
(1) 人口の推移

総人口の推移は、減少傾向で推移し、平成27年に89,268人であった人口が、令和元年には88,268人と、5年間で1,000人減少しています。

年齢3区分別に人口推移をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあり、高齢人口（65歳以上）は増加し続けています。

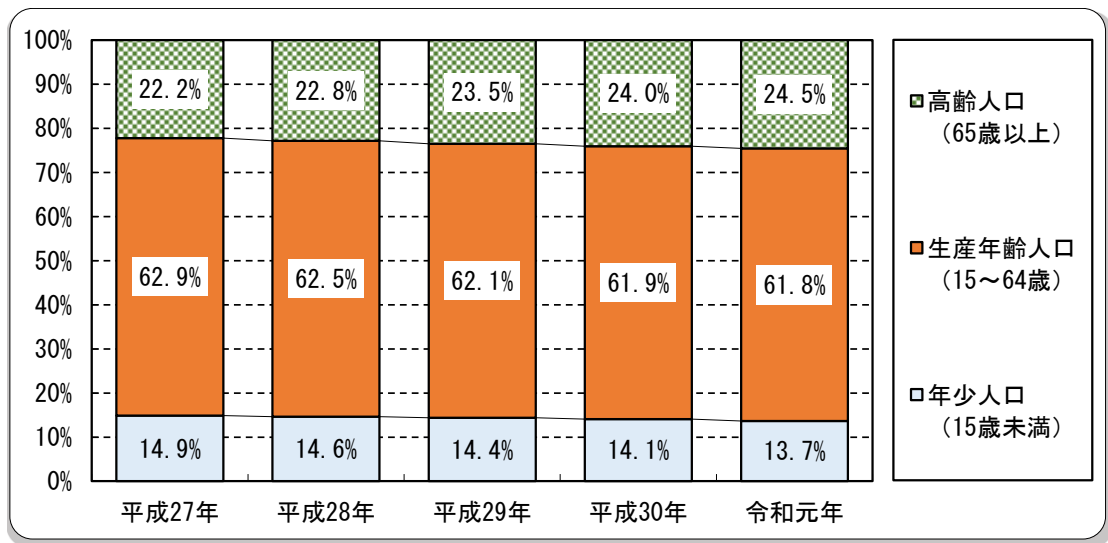
また、年齢3区分別人口割合をみても、同様の傾向にあり、年少人口（0～14歳）割合、生産年齢人口（15～64歳）割合は減少傾向、高齢人口割合（65歳以上）は増加傾向にあることから、少子高齢化が進行していることがわかります。

●年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

●年齢3区分別人口



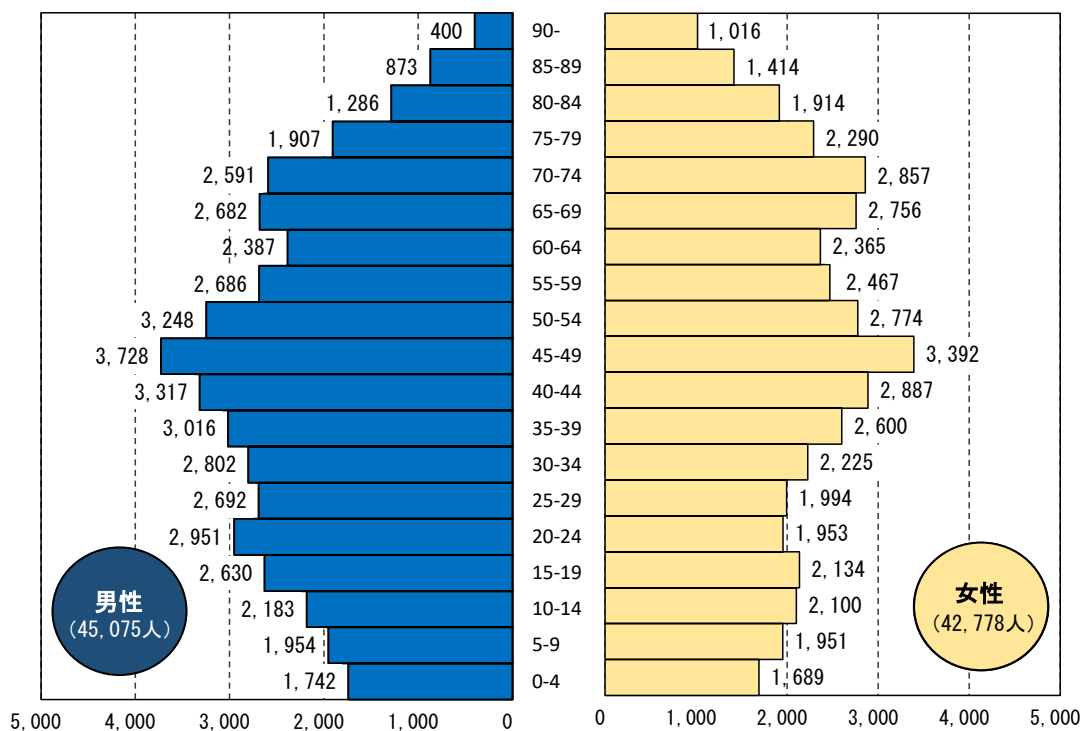
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

（２）人口構成

令和 2 年 10 月 1 日現在の人口構成を人口ピラミッドでみると、出生数の減少と高齢化が反映された「壺型」となっています。

また、45 歳から 49 歳の団塊ジュニア世代の人口構成が最も多く、2040 年頃に大幅な高齢者の増加が見込まれます。

●年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（令和 2 年 10 月 1 日現在）

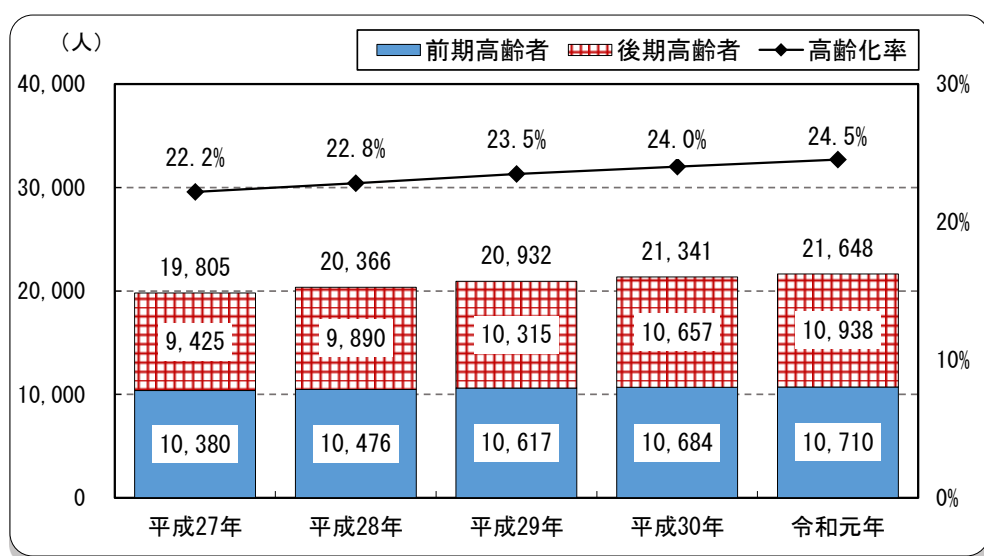
(3) 高齢者人口の推移

本市の高齢者数は増加傾向で推移しており、平成27年に19,805人であった高齢者人口が、令和元年には21,648人と、5年間で1,843人増加しています。

また、高齢化率については、平成27年に22.2%であったものが、令和元年には24.5%と、5年間で2.3ポイント上昇しています。

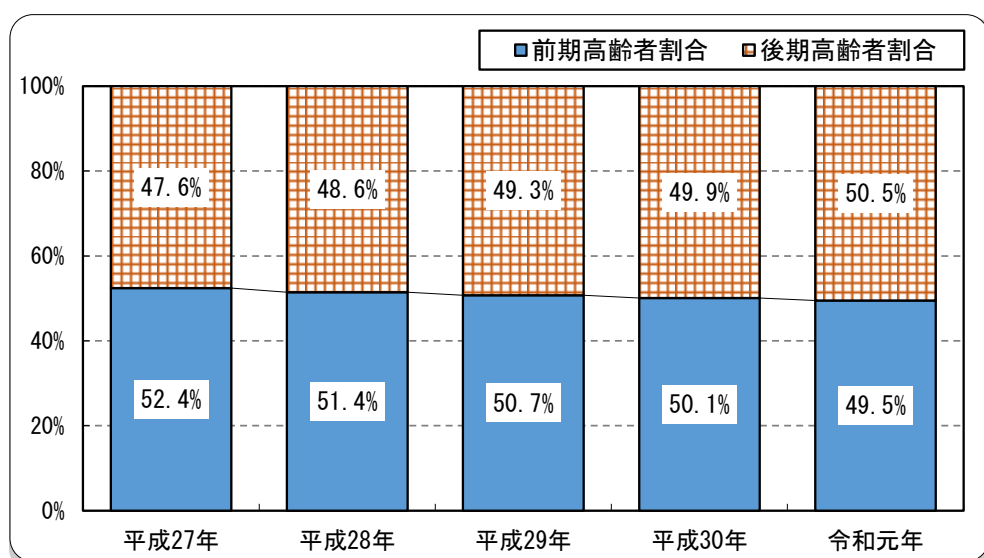
さらに、65歳以上の高齢者を前期高齢者（65～74歳）と後期高齢者（75歳以上）に分けて、その比率をみると、平成27年以降後期高齢者割合が増加し、令和元年には前期高齢者割合より多くなっています。

●前期・後期別高齢者人口



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

●前期・後期別高齢者人口割合



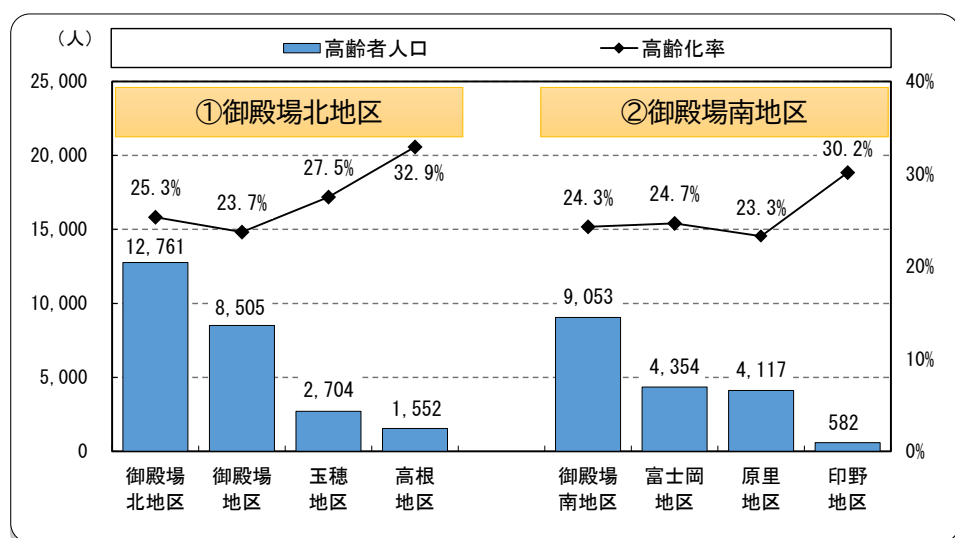
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(4) 地区別高齢者人口・高齢化率

令和2年10月1日現在の地区別高齢化率は、高根地区と印野地区において30%を超え、比較的高くなっています。

また、圏域別では、御殿場北地区の高齢化率が、御殿場南地区より若干高くなっています。

●年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

（５）高齢者のいる世帯の状況

世帯数の推移をみると、一般世帯数では平成 29 年度から令和 2 年度にかけて 1,912 世帯増ですが、一方、65 歳以上の親族のいる世帯数はそれを上回る 838 世帯増となっており、平成 29 年度では全体の 39.6%の世帯に 65 歳以上の高齢者がいる状況です。

また、高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯についても、世帯数及び比率ともに増加傾向にあります。

●世帯数の推移

	平成 29 年	令和 2 年
一 般 世 帯 数	36,084 世帯	37,996 世帯
65 歳以上の世帯員のいる世帯 (対一般世帯数比)	14,304 世帯 39.6%	15,142 世帯 39.9%
高齢者単身世帯 (対一般世帯数比)	3,659 世帯 10.1%	4,368 世帯 11.5%
高齢夫婦世帯 (対一般世帯数比)	2,958 世帯 8.2%	3,329 世帯 8.8%

資料：住民基本台帳（各年 4 月 30 日現在）

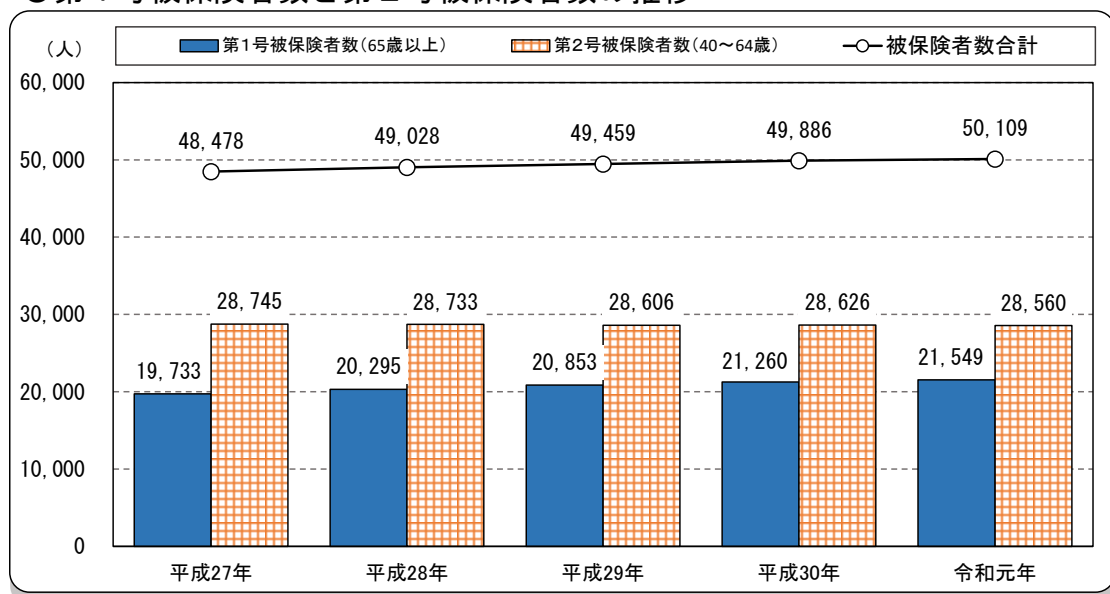
2 介護保険事業の状況

(1) 被保険者数の推移

被保険者数は、年々増加傾向にあり、令和元年 10 月 1 日現在 50,109 人となっています。

また、被保険者数を区分別にみると、第 1 号被保険者数は増加傾向にあり、第 2 号被保険者数は減少傾向にあります。

●第 1 号被保険者数と第 2 号被保険者数の推移



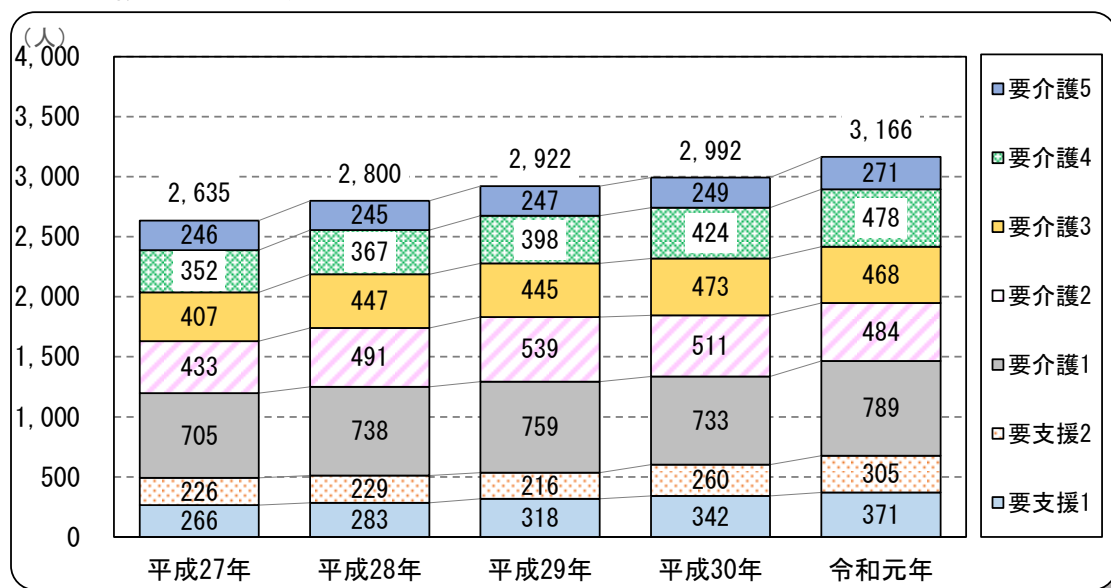
資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

(2) 要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数は年々増加傾向にあり、平成27年から令和元年にかけて約500人増え、その中でも特に要支援1、2の増加が目立っています。

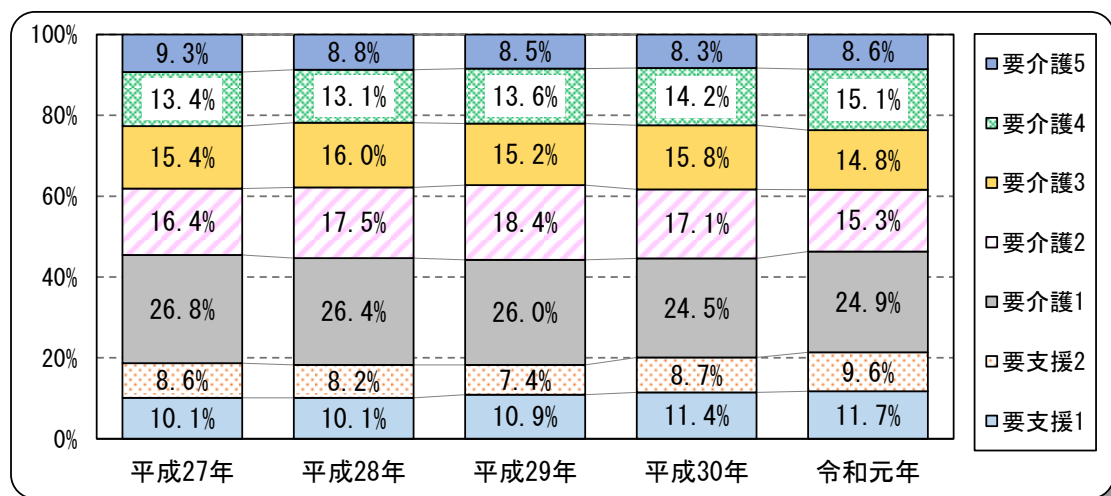
また、要介護度別の構成比をみると、令和元年9月末現在で要介護1の構成比が24.9%と最も高い比率を占めています。全体的には、比較的軽度の要支援1～要介護2で全体の約6割を占めています。さらに、国、県との比較では、要支援1・2は低い一方、要介護1及び3・4は国、県を上回っています。

●要介護等認定者数の推移



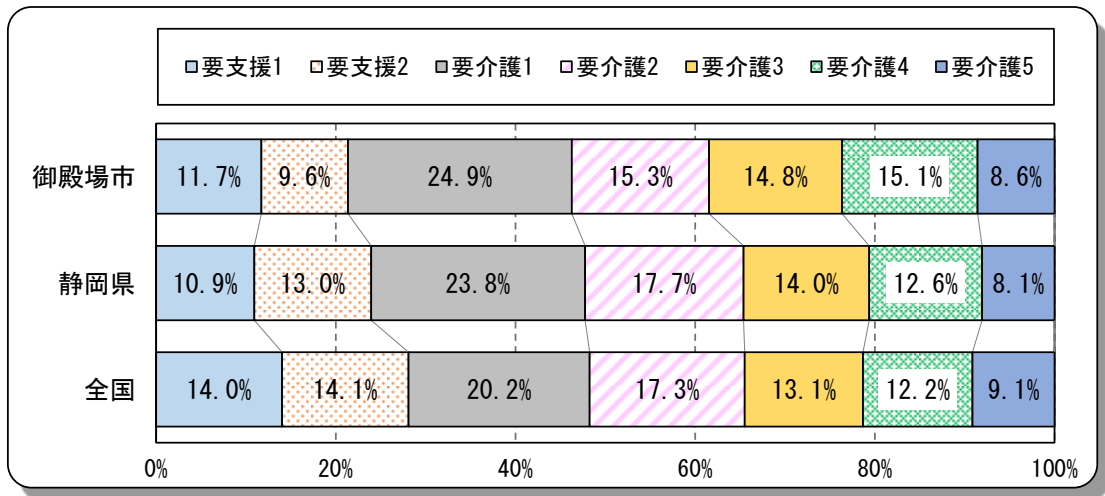
資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

●要介護度別構成比の推移



資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

●要介護度別構成比、国、県比較

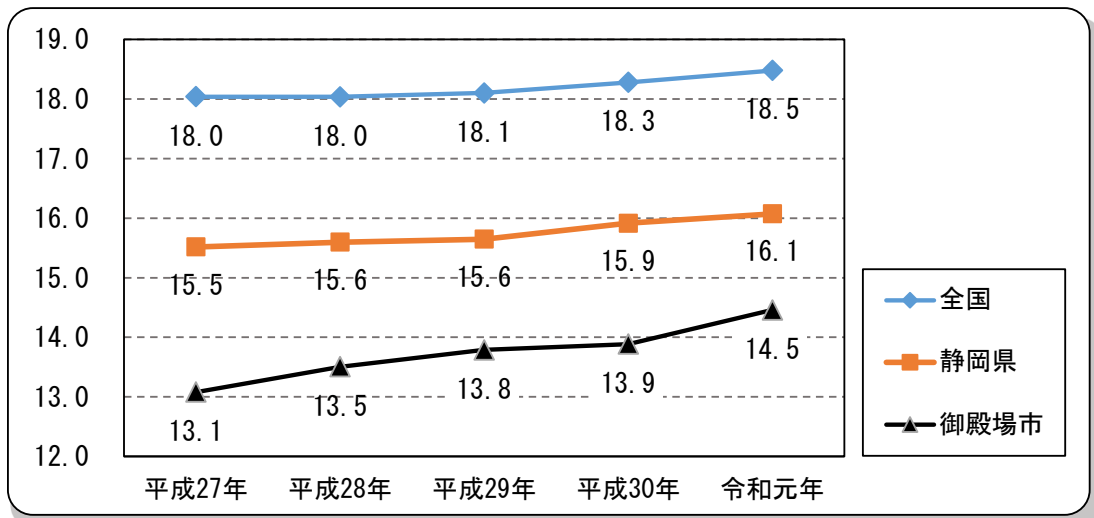


資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

（3）認定率の推移

認定率は年々増加し、令和元年では14.5%となっています。また、国、県と比較すると、依然として低い水準を維持しています。

●認定率、国、県比較

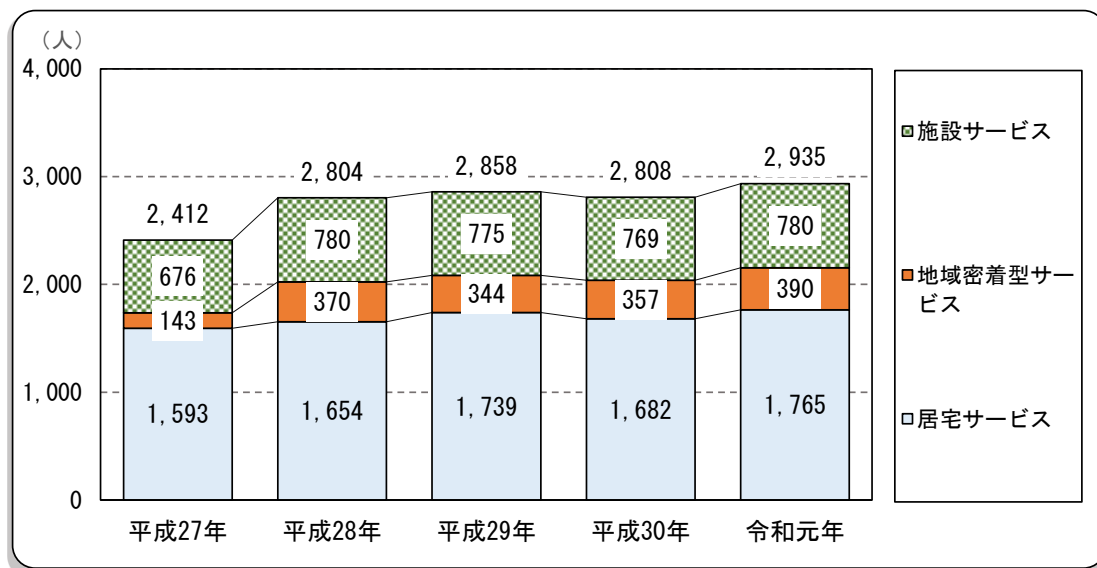


資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

(4) 受給者数の推移

介護保険サービスの受給者数をみると、平成28年以降は横ばい傾向で推移し、令和元年では、2,935人となっています。

●受給者の推移



資料：介護保険事業状況報告 月報（各年9月分）

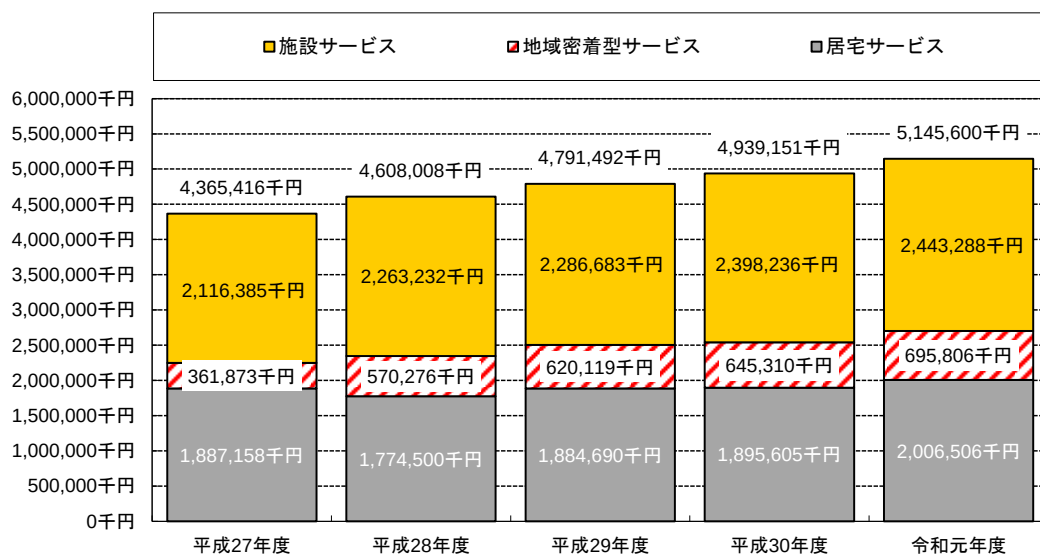
(5) 給付費の状況

給付費は増加傾向で推移し、令和元年度は約51億5千万円となっています。

サービス体系別に給付費をみると、施設サービス、地域密着型サービス、居宅サービス全て増加傾向で推移しています。

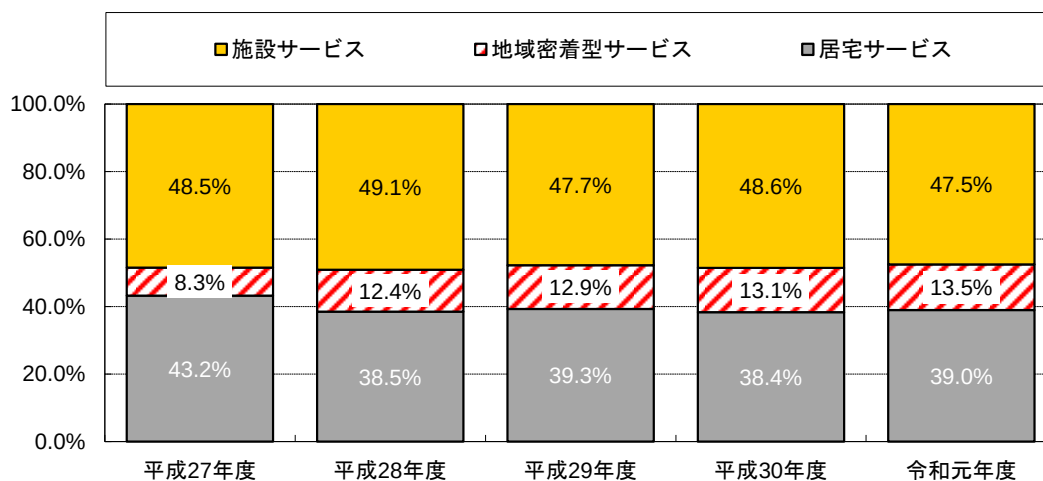
構成比でみると、施設サービスは50%程度、地域密着型サービスは10%程度、居宅サービスは40%程度で推移しています。

●給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告 年報

●給付費割合の推移

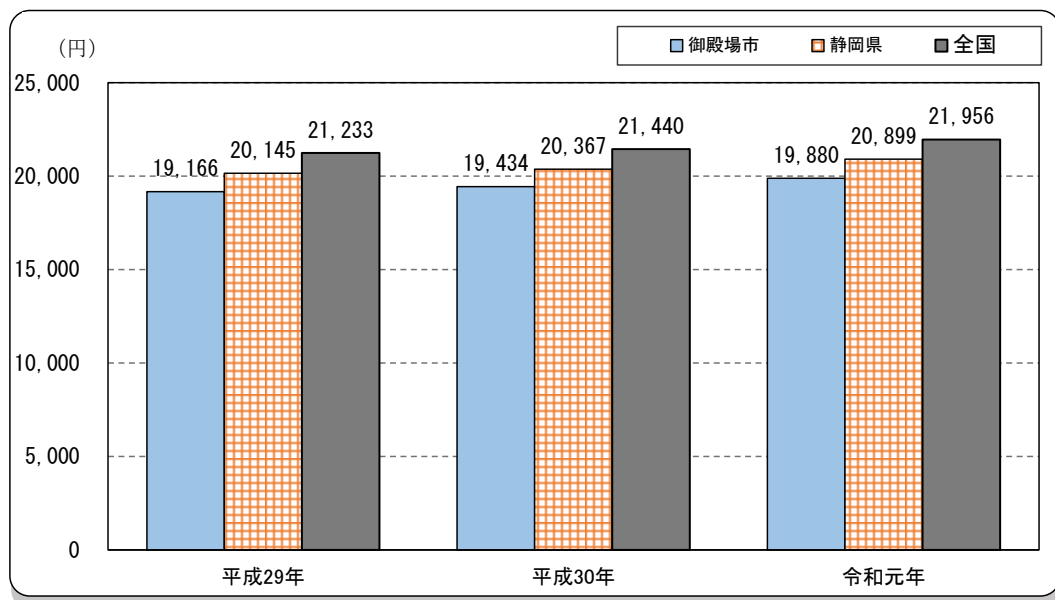


資料：介護保険事業状況報告 年報

(6) 一人当たりの給付月額

一人当たりの給付月額は増加傾向で推移し、令和元年度は 19,880 円となっており、国、県と比較しても、低い水準で推移しています。

●一人当たりの給付月額、国、県比較



資料：見える化システム

3 第7期介護保険サービスの計画値比較

(1) 予防給付

介護予防サービス全体（予防給付）の計画値と実績値をみると、平成30年度では計画値の100.3%、令和元年度では計画値の106.6%となっています

●予防給付の計画値と実績値

			平成30年度			令和元年度			
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	
(1)介護予防サービス									
	介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	467	0	0.0%	467	132	28.3%	
		回数(回)	5.0	0.0	0.0%	5.0	1.3	26.7%	
		人数(人)	1	0	0.0%	1	0	33.3%	
	介護予防訪問看護	給付費(千円)	1,309	1,922	146.8%	1,731	3,381	195.3%	
		回数(回)	24.0	21.0	87.5%	32.0	42.7	133.3%	
		人数(人)	5	6	123.3%	6	9	147.2%	
	介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	341	-	0	536	-	
		回数(回)	0.0	9.5	-	0.0	15.8	-	
		人数(人)	0	1	-	0	2	-	
	介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	195	620	317.9%	299	1,121	374.9%	
		人数(人)	3	6	197.2%	4	12	302.1%	
	介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	35,573	36,186	101.7%	43,034	43,873	101.9%	
		人数(人)	105	102	96.7%	128	117	91.3%	
	介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	3,210	1,508	47.0%	3,489	2,519	72.2%	
		日数(日)	62.0	23.7	38.2%	68.0	35.3	52.0%	
		人数(人)	9	5	54.6%	10	7	72.5%	
	介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	-	0	12	-	
		日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.2	-	
		人数(人)	0	0	-	0	0	-	
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	
		日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	
		人数(人)	0	0	-	0	0	-	
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	
		日数(日)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	
		人数(人)	0	0	-	0	0	-	
	介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	18,311	22,724	124.1%	20,369	26,949	132.3%	
		人数(人)	230	254	110.6%	256	294	114.9%	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	1,284	1,715	133.6%	1,284	2,233	173.9%		
	人数(人)	5	5	98.3%	5	7	136.7%		
介護予防住宅改修	給付費(千円)	7,000	5,547	79.2%	7,000	7,774	111.1%		
	人数(人)	6	5	80.6%	6	6	102.8%		
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	9,407	13,405	142.5%	11,173	18,826	168.5%		
	人数(人)	12	18	150.7%	14	26	187.5%		
(2)地域密着型介護予防サービス									
	介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-	
		回数(回)	0.0	0.0	-	0.0	0.0	-	
		人数(人)	0	0	-	0	0	-	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	4,002	3,362	84.0%	5,526	1,904	34.4%	
		人数(人)	5	4	81.7%	7	2	34.5%	
	介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	5,576	64	1.2%	8,368	249	3.0%	
人数(人)		2	0	4.2%	3	0	5.6%		
(3)介護予防支援			給付費(千円)	17,653	16,879	95.6%	18,213	19,396	106.5%
			人数(人)	331	311	94.0%	335	353	105.3%
合計			給付費(千円)	103,987	104,273	100.3%	120,953	128,905	106.6%

(2) 介護給付

介護サービスの計画値と実績値をみると、平成 30 年度では計画値の 95.1%、令和元年度では計画値の 88.4%となっています。

●介護給付の計画値と実績値

			平成30年度			令和元年度		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(1) 居宅サービス								
訪問介護	給付費(千円)		178,555	179,263	100.4%	202,128	198,568	98.2%
	回数(回)		5,365.0	5,495.4	102.4%	6,057.0	6,060.0	100.0%
	人数(人)		337	294	87.3%	377	307	81.4%
訪問入浴介護	給付費(千円)		20,432	20,081	98.3%	22,422	26,312	117.4%
	回数(回)		147.0	143.3	97.4%	161.0	185.2	115.0%
	人数(人)		27	27	98.8%	30	36	118.6%
訪問看護	給付費(千円)		61,548	42,981	69.8%	75,191	51,591	68.6%
	回数(回)		716.0	483.5	67.5%	900.0	569.4	63.3%
	人数(人)		101	74	73.0%	128	89	69.2%
訪問リハビリテーション	給付費(千円)		2,651	3,875	146.2%	4,699	2,288	48.7%
	回数(回)		115.0	111.5	97.0%	135.0	67.2	49.8%
	人数(人)		15	13	87.2%	17	9	50.0%
居宅療養管理指導	給付費(千円)		16,509	17,572	106.4%	20,095	18,830	93.7%
	人数(人)		109	126	115.7%	133	139	104.2%
通所介護	給付費(千円)		446,687	412,162	92.3%	476,472	414,865	87.1%
	回数(回)		4,998	4,635	92.7%	5,272.0	4,630.8	87.8%
	人数(人)		485	434	89.4%	510	430	84.3%
通所リハビリテーション	給付費(千円)		282,594	236,542	83.7%	334,808	240,732	71.9%
	回数(回)		2,968.0	2,613.7	88.1%	3,486.0	2,642.7	75.8%
	人数(人)		313	271	86.6%	367	271	73.9%
短期入所生活介護	給付費(千円)		355,785	341,266	95.9%	425,977	334,316	78.5%
	日数(日)		3,978.0	3,859.8	97.0%	4,743.0	3,737.7	78.8%
	人数(人)		304	269	88.5%	359	262	73.0%
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)		13,915	6,999	50.3%	14,339	8,583	59.9%
	日数(日)		114.0	57.2	50.1%	118.0	69.3	58.8%
	人数(人)		16	7	42.7%	17	9	50.0%
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)		6,992	384	5.5%	8,843	1,480	16.7%
	日数(日)		43.0	2.8	6.4%	45.0	12.3	27.2%
	人数(人)		5	0	8.3%	5	1	20.0%
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)		0	0	-	0	1,094	-
	日数(日)		0.0	0.0	-	0.0	10.3	-
	人数(人)		0	0	-	0	1	-
福祉用具貸与	給付費(千円)		135,351	115,795	85.6%	157,161	121,521	77.3%
	人数(人)		857	730	85.2%	987	747	75.7%
特定福祉用具購入費	給付費(千円)		4,677	5,084	108.7%	5,049	4,805	95.2%
	人数(人/月)		15	13	85.0%	16	12	77.1%
住宅改修費	給付費(千円)		15,532	12,707	81.8%	15,532	13,756	88.6%
	人数(人/月)		16	13	79.2%	16	12	77.1%
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)		244,956	208,212	85.0%	259,847	225,360	86.7%
	人数(人)		124	100	80.5%	131	108	82.1%

●介護給付の計画値と実績値

			平成30年度			令和元年度		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
(2) 地域密着型サービス								
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
		人数(人)	0	0	-	0	0	-
	夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
		人数(人)	0	0	-	0	0	-
	地域密着型通所介護	給付費(千円)	249,455	214,515	86.0%	286,357	238,451	83.3%
		回数(回)	2,536.0	2,318.8	91.4%	2,868.0	2,506.4	87.4%
		人数(人)	208	193	92.7%	233	213	91.3%
	認知症対応型通所介護	給付費(千円)	26,732	29,541	110.5%	29,490	34,526	117.1%
		回数(回)	214.0	232.8	108.8%	242.0	271.1	112.0%
		人数(人)	23	22	96.0%	26	26	100.6%
	小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	74,168	44,924	60.6%	83,006	50,402	60.7%
		人数(人)	29	22	76.1%	34	25	74.8%
	認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	236,438	272,512	115.3%	246,905	278,501	112.8%
		人数(人)	79	91	114.9%	82	93	113.8%
	地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	-	0	0	-
		人数(人)	0	0	-	0	0	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	95,413	80,395	84.3%	95,455	85,224	89.3%
		人数(人)	29	28	98.0%	29	27	93.4%
	看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	-	56,233	0	-
		人数(人)	0	0	-	21	0	-
(3) 施設サービス								
	介護老人福祉施設	給付費(千円)	992,904	973,541	98.0%	1,040,972	982,754	94.4%
		人数(人)	372	343	92.2%	389	344	88.5%
	介護老人保健施設	給付費(千円)	977,778	949,966	97.2%	978,216	981,637	100.3%
		人数(人)	319	312	97.7%	319	315	98.6%
	介護療養型医療施設	給付費(千円)	425,987	473,827	111.2%	426,178	404,765	95.0%
		人数(人)	106	115	108.1%	106	98	92.8%
	介護医療院	給付費(千円)	0	902	-	146,631	76,849	52.4%
		人数(人)	0	0	-	40	20	49.2%
(4) 居宅介護支援		給付費(千円)	218,224	191,539	87.8%	243,720	202,272	83.0%
		人数(人)	1,385	1,177	84.9%	1,541	1,197	77.7%
合計		給付費(千円)	5,083,283	4,834,588	95.1%	5,655,726	4,999,481	88.4%

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念・基本目標

本市の高齢化は年々進んでおり、高齢者が自立した豊かな生活を送るためには、高齢者一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という強い気持ちを持って生活を送ることが大切です。

そういった高齢者の支援においては、全ての市民、民間事業者、行政の三者がそれぞれの役割を果たし、相互に補完し合いながら、必要なサービスを提供する必要があります。また、全ての高齢者が誇りと生きがいを持って、いつまでも御殿場市で暮らしていきたいと思えるような“まちづくり”の実践も重要です。

これらのことから、高齢者がいつまでも、いきいきと豊かに暮らせる御殿場市を目指し、本計画の基本理念を「住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち」とします。

また、その基本理念の実現のために、政策の基本目標として、次の三つを設定します。

基本理念

住み慣れた地域で、安心して、いきいき暮らせるまち

基本目標

1. 高齢者の社会参加の促進と自立生活の支援
2. 介護予防の取組の強化
3. 高齢者のニーズに応じたサービスの充実

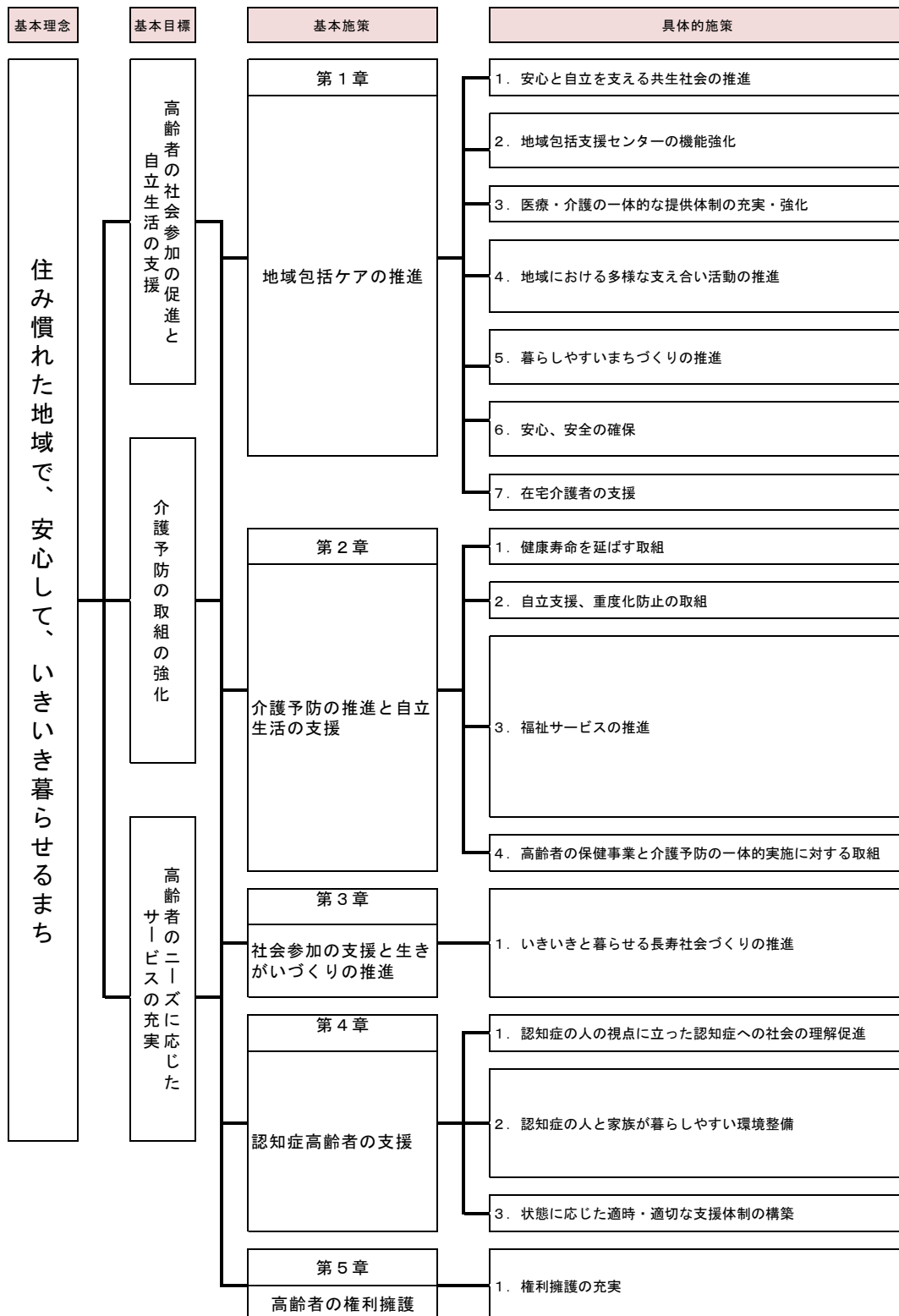
2 基本施策

高齢者福祉行政を取り巻く社会状況の変化や高齢社会における諸課題に対応しながら、前計画で開始した地域包括ケアの取組を承継し、在宅医療・介護連携等の取組を本格化させるなど、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、以下の基本施策のもとで取組を進めます。

基本施策

- 1 地域包括ケアの推進
- 2 介護予防の推進と自立生活の支援
- 3 社会参加の支援と生きがいのづくりの推進
- 4 認知症高齢者の支援
- 5 高齢者の権利擁護
- 6 介護保険事業の安定した運営

3 計画の体系



具体的施策

- (1) 地域包括支援センター体制整備
- (2) 地域ケア会議の推進
- (3) 介護離職対策の推進

- (1) 在宅医療・介護連携

- (1) 生活支援コーディネーター及び協議体の設置
- (2) 居場所支援事業
- (3) 高齢者見守りネットワーク事業
- (4) 高齢者を支えるボランティア活動の支援

- (1) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり
- (2) 住まいの安定的な確保
- (3) 交通弱者への外出支援

- (1) 犯罪・消費者被害の防止
- (2) 交通安全対策の推進
- (3) 避難行動要支援者の支援体制の整備

- (1) 紙おむつ給付事業
- (2) 家族介護者教室

- (1) 一般介護予防事業
- (2) フレイル予防

- (1) 地域リハビリテーションの推進及び切れ目のないリハビリテーションの提供

- (1) 在宅生活安心システム推進事業
- (2) 高齢者声かけごみ収集支援事業
- (3) 高齢者寝具洗濯乾燥等サービス事業
- (4) 「食」の自立支援事業
- (5) 軽度生活援助事業
- (6) 訪問理美容サービス事業
- (7) 外国人高齢者福祉手当事業
- (8) ふれあい会食サービス事業
- (9) 高齢者健やか事業
- (10) 介護ベッド等購入費・賃貸料助成事業

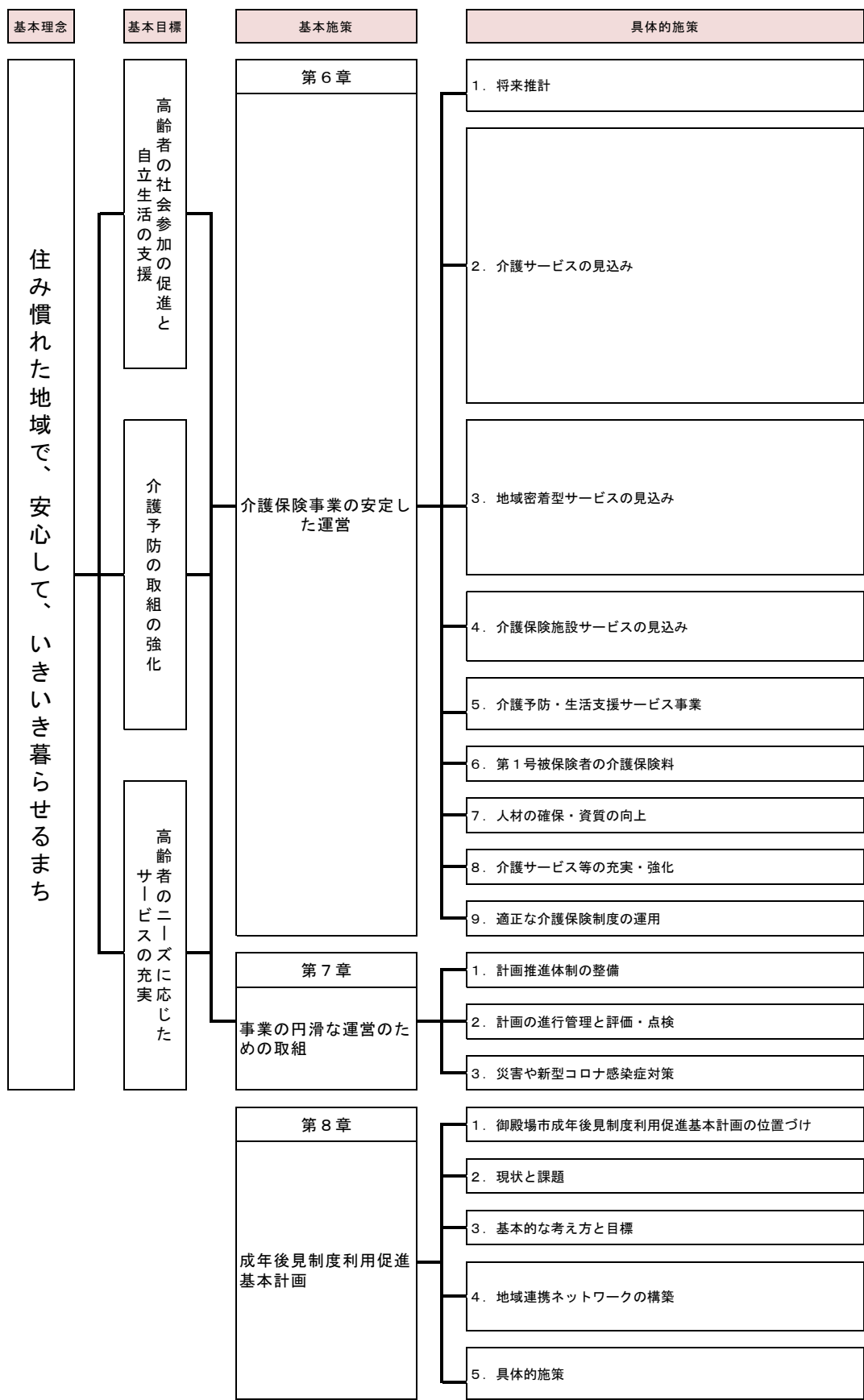
- (1) 市民交流センター「ふじざくら」の活用
- (2) 老人クラブ活動の支援
- (3) 生涯学習の推進
- (4) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進
- (5) ふれあいいきいきサロン
- (6) 就労支援の推進

- (1) 認知症サポーター養成講座の開催

- (1) 認知症カフェの支援
- (2) 認知症地域支援推進員による相談体制の整備
- (3) みくりや安心だねっとの普及と充実
- (4) 「チームオレンジ」による支援体制の整備
- (5) ピアサポート活動の体制整備
- (6) 本人ミーティングによる地域づくりへの参画のための体制整備

- (1) 「認知症初期集中支援チーム」の推進

- (1) 高齢者虐待防止の取組
- (2) 成年後見制度利用支援事業



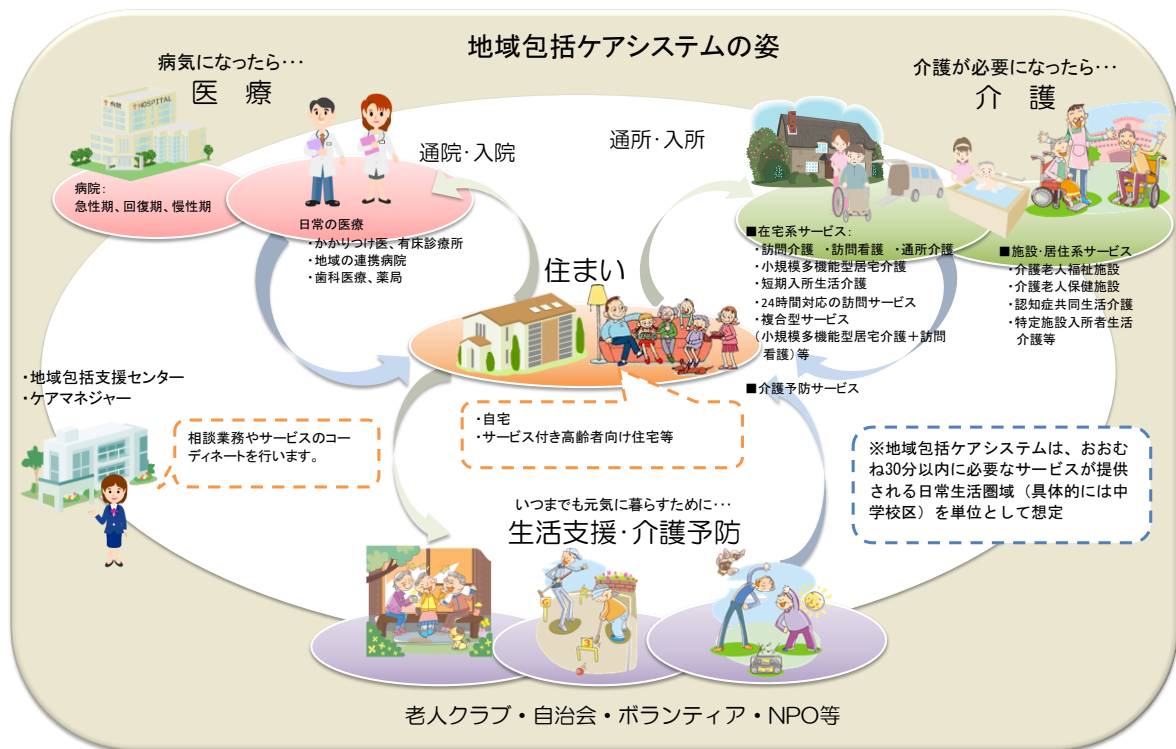
	具体的施策
—	(1)被保険者の推計 (2)要介護等認定者数の推計 (3)認知症高齢者の推計
—	(1)訪問介護 (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導 (6)通所介護 (7)通所リハビリテーション (8)短期入所生活介護 (9)短期入所療養介護（老健） (10)短期入所療養介護（病院等） (11)短期入所療養介護（介護医療院） (12)特定施設入居者生活介護 (13)福祉用具貸与 (14)特定福祉用具購入費 (15)住宅改修費 (16)居宅介護支援・介護予防支援
—	(1)地域密着型通所介護 (2)認知症対応型通所介護 (3)小規模多機能型居宅介護 (4)認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (5)地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (6)看護小規模多機能型居宅介護 (7)地域密着型特定施設入居者生活介護 (8)夜間対応型訪問介護 (9)定期巡回・随時対応型訪問介護看護
—	(1)介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設 (4)介護医療院
—	(1)訪問型サービス (2)通所型サービス (3)介護予防ケアマネジメント
—	(1)介護給付費等の推計 (2)第1号被保険者の介護保険料（第8期）
—	(1)介護職員初任者研修助成事業 (2)主任介護支援専門員連絡会
—	(1)介護保険相談事業
—	(1)介護給付の適正化
—	(1)災害や感染症対策に係る体制整備
—	(1)成年後見制度及び市民後見人の認知度について (2)御殿場市の成年後見制度等の利用状況について
—	(1)地域ネットワークの役割 (2)地域連携ネットワークの基本的仕組み (3)地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の必要性 (4)地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
—	(1)地域連携ネットワークと中核機関の整備 (2)担い手の育成 (3)成年後見制度の利用支援

4 地域包括ケアシステムの全体像

「地域包括ケアシステム」は、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。

健康な高齢者が、いつまでも元気で暮らすための生活支援や介護予防、介護が必要になった場合には介護保険により提供される施設・居住系あるいは在宅で受けられるサービス、もし重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように図る医療と介護の連携など、住まい・医療・介護・予防・生活支援が各地域で一体的に提供される高齢者支援の社会的な仕組み、それが「地域包括ケアシステム」です。

●地域包括ケアシステムのイメージ



5 日常生活圏域の設定

(1) 圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、「高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域」のことで、第3期の介護保険事業計画から設定することになりました。

日常生活圏域を単位に、地域密着型サービスや、介護予防を含めた地域における包括的かつ継続的なサービスを計画的に行っていくために、本市では旧町村の区域を基に、地域の面積、人口及び介護保険サービス事業者の分布等を考慮し、①御殿場北地区（御殿場、玉穂、高根地区）、②御殿場南地区（富士岡、原里、印野地区）の2圏域を設定してきました。

本計画においてもこの圏域設定を継承し、日常生活圏域を2圏域として設定します。

(2) 圏域の概要

①御殿場北地区

本市北側の地区で、旧町村の御殿場、玉穂、高根地区です。地区内に JR 御殿場駅があり、その周辺は本市の中心市街地を形成し、市役所等市の主要な施設が集積しています。

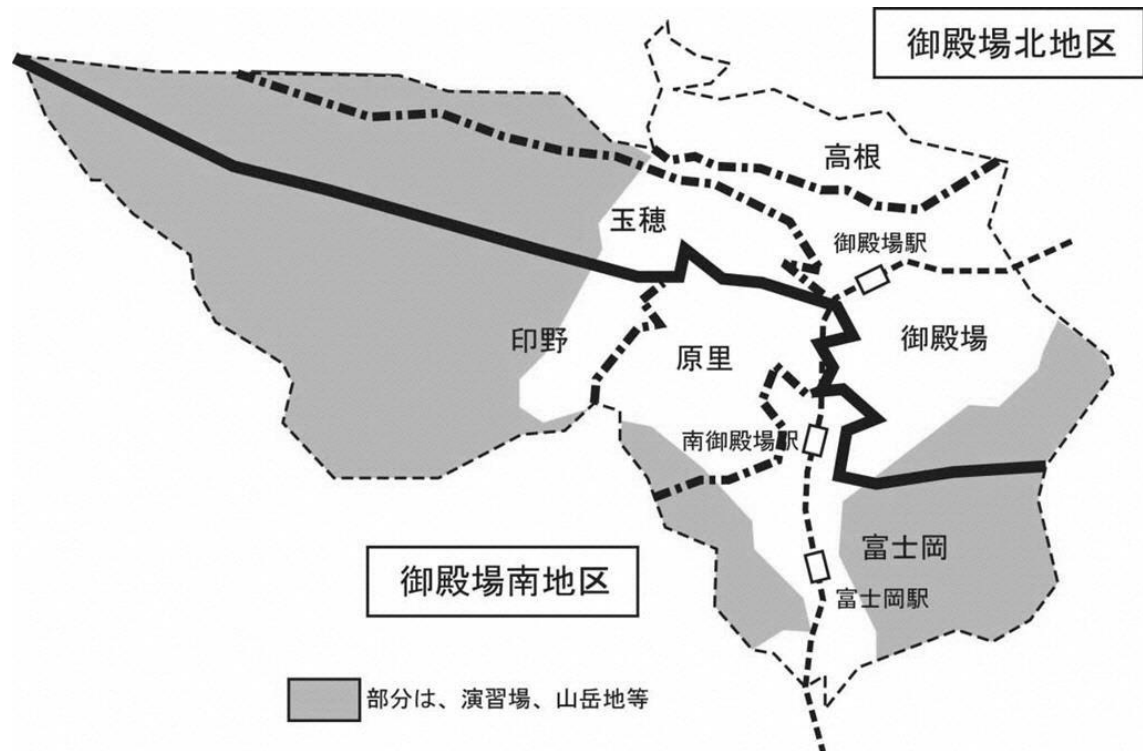
総人口（住民基本台帳＋外国人登録者数）は令和2年10月1日現在で、51,146人と市全体の57.4%を占め、高齢者人口は12,179人でした。

①御殿場南地区

市南側の地区で、旧町村の富士岡、原里、印野地区です。地区内に JR 南御殿場駅、富士岡駅があり、住宅地が増えるなどして、人口は増加傾向にあります。

総人口（同）は令和2年10月1日現在で、37,973人と市全体の42.6%を占め、高齢者人口は8,753人でした。

●日常生活圏域



	御殿場市全域	御殿場北地区	御殿場南地区
旧町村地区名		御殿場・玉穂・高根地区	富士岡・原里・印野地区
地域包括支援センター	5 か所	3 か所	2 か所
面積 (k m ²)	194.90	36.27	35.09
総人口 (人)	89,119	51,146	37,973
高齢者人口 (人)	20,932	12,179	8,753
高齢化率 (%)	23.5	23.8	23.1
要支援・要介護認定者数 (人)	2,813	1,604	1,209
居宅介護支援事業所	14 か所	7 か所	7 か所
施設・居住系サービス			
介護老人福祉施設	4 か所 (427 床)	2 か所 (257 床)	2 か所 (170 床)
介護老人保健施設	2 か所 (399 床)	1 か所 (100 床)	1 か所 (299 床)
介護療養型医療施設	1 か所 (57 床)	1 か所 (57 床)	0 か所 (0 床)
介護医療院	2 か所 (198 床)	1 か所 (158 床)	1 か所 (40 床)
地域密着型介護老人福祉施設	1 か所 (29 床)	1 か所 (29 床)	0 か所 (0 床)
認知症対応型共同生活介護	8 か所 (13 ユニット)	6 か所 (9 ユニット)	2 か所 (4 ユニット)
特定施設入居者生活介護	3 か所	2 か所	1 か所

資料：住民基本台帳（令和2年10月1日現在）



第2編 各 論



第1章 地域包括ケアの推進

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるよう、保険・福祉・医療の連携や住民活動等のインフォーマルな地域の様々な資源を統合・ネットワーク化し、高齢者を継続的かつ包括的にケアします。

1 安心と自立を支える共生社会の推進

現状と課題

本市の福祉サービスは、高齢者、児童、障害者など対象ごとに充実してきましたが、「8050 問題」や「ダブルケア」のように、地域住民の抱える課題が複雑化・多様化しており、分野別の相談・支援では対応が困難になるケースが増えています。こうした課題に対する支援のあり方として、関係部署が分野横断的に連携することで、多様なニーズに対し包括的に相談・支援を行う新しい支援体制を早期に構築する必要性が高まっています。

施策の方向

高齢者支援を中心に進めてきた「必要な支援を包括的に提供する」という考え方である地域包括システムを、障害者や子供を含めた支援に広げていくことが今後求められています。

高齢者をはじめ、全ての世代の市民が支え合い、自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現に向け、庁内の関係部署や相談支援機関等と連携しつつ、断らない相談支援を目的とした包括的な相談支援体制の整備を進めます。

2 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センター体制整備

現状と課題

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう必要な保健・福祉・医療・介護保険サービス等に関する様々な相談に応じるために、地域包括支援センターを御殿場地区に2か所、玉穂・高根地区に1か所、原里・印野地区に1か所、富士岡地区に1か所の市内5カ所に設置しています。

地域包括支援センターの役割・機能は、①総合相談・支援、②介護予防ケアマネジメント、③権利擁護、④包括的・継続的マネジメントであり、主任介護支援専門員・保健師・社会福祉士などの専門職が連携して高齢者を支援しています。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
地域包括支援センター体制整備	センター数(か所)	5	5	5
	人員(人)	20	20	20
	人員1人当たりの高齢者数(人)	1,056	1,077	1,093
	相談件数(件)	37,826	39,848	42,000
	訪問件数(件)	9,216	9,804	10,000

※令和2年度は見込み数

施策の方向

多様な地域資源の活用や行政機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として機能強化を図っていきます。高齢者の総合的な支援の機能を発揮するために、関連する職種との連携を緊密にするほか、事業の役割と連携の在り方を整理し関係者との共有を行います。

今後も高齢化の進展に伴う相談件数の増加等を勘案し、地域包括支援センターの設置数や人員体制を、地域の高齢者数や業務量に応じて適切に配置します。また、地域包括支援センターの後方支援体制の整備に努めます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域包括支援センター体制整備	センター数(か所)	5	5	5
	人員(人)	20	20	20
	人員1人当たりの高齢者数(人)	1,112	1,134	1,157
	相談件数(件)	42,000	42,500	43,000
	訪問件数(件)	10,100	10,200	10,300

(2) 地域ケア会議の推進

現状と課題

高齢者の個別課題を解決するとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高めるため、個別地域ケア会議を各地域包括支援センターで積極的に開催し、それを通して地域内のネットワーク構築を図っています。

個別地域ケア会議により明らかになった地域課題について検討する包括ごとの圏域地域ケア会議の開催、さらに、圏域ごとの課題を集約し、市として政策形成につなげるため、市主催地域ケア会議を、定期的・継続的に開催することが求められています。

施策の方向

個別地域ケア会議で高齢者の個別課題を検討するに当たり、より多面的に問題を捉え解決に導くため、関係者だけでなく、多職種で検討できるように努めます。さらに、個別地域ケア会議を重ねることで、住民の対応力向上や地域のネットワークの充実を図るとともに、地域から抽出された地域課題に対し、第1層協議体と連動し、社会資源創出、政策形成につなげます。

(3) 介護離職対策の推進

①地域包括支援センターの 24 時間体制及び出張相談

現状と課題

市内5か所全ての地域包括支援センターにおいて夜間休日 24 時間体制で電話相談に応じています。さらに、地域に出向いた相談会の実施等、積極的に地域住民の中に入って相談する機会を増やし、家族に対する相談体制の強化を図っています。介護サービスの充実に伴い、家族の負担は軽減されてきた面もありますが、多くの家族は何らかの心理的負担や孤立感を感じていると思われます。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
地域包括支援センターの 24 時間体制及び出張相談	夜間休日 24 時間体制の電話相談窓口 (か所)	5	5	5

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

必要な介護サービスの確保を図るとともに、支援に関わる労働部門や企業等との連携も視野に入れ、働く家族介護者等に対する相談・支援の充実を図ります。

3 医療・介護の一体的な提供体制の充実・強化

(1) 在宅医療・介護連携

現状と課題

医療・介護連携情報共有シートを作成し、関係者のコミュニケーションの効率化と活性化を図り、適切なケアマネジメントを行うため運用しています。また、在宅医療・介護連携推進協議会を中心に、多職種での研修会を開催し、顔の見える関係づくりに取り組んでおります。

また、在宅医療介護連携相談員を各地域包括支援センターに配置し、相談窓口としての機能をさらに強化しています。

本人が望む場所で、不安なく人生の最期まで暮らし続ける姿を目指し、住民が人生の最期を希望する形で迎えることができるよう、在宅医療・在宅介護について、市民の理解を促進しACP（アドバンス・ケア・プランニング=人生会議）の推進が求められています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
在宅医療・ 介護連携	「シズケア*かけはし」 加入事業者件数（件）	14	15	17
	医療介護連携相談員（人）	5	5	5
	医療介護連携相談員 相談件数（件）	1,654	1,000	1,200
	訪問診療を実施している医療機 関数（か所）	14	14	14

※令和2年度は見込み数

施策の方向

地域における医療と介護の一体的な提供体制について、関係者が共通の認識を持つことができよう、引き続き研修等を実施し連携を強化するとともに、多職種間の情報共有化を図る連携ツールとして、静岡県医師会が運用する「静岡県在宅医療・介護連携システム（シズケア*かけはし）」の普及拡大に努めます。

さらに、市民向けの講演会等の開催により地域住民への在宅医療・在宅介護・ACPの普及啓発に努めます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
在宅医療・ 介護連携	「シズケア＊かけはし」 加入事業者件数（件）	25	35	45
	相談件数（件）	1,300	1,400	1,500
	訪問診療を実施している医療機 関数（か所）	14	16	18

4 地域における多様な支え合い活動の推進

(1) 生活支援コーディネーター及び協議体の設置

現状と課題

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、ご近所同士の支え合いが希薄化しており、地域のつながりの再構築が求められています。地域において、生活支援等のサービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」と多様な関係団体間で情報共有や連携・協働による取組を推進する「協議体」を、第1層（市単位）第2層（地区単位）にそれぞれ設置し、定期的に会議や研修を行いました。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
第1層生活支援 コーディネーター	配置人数（人）	2	2	2
第2層生活支援 コーディネーター	配置人数（人）	6	5	5
第2層協議体設置	設置数（地区数）	6	6	6

施策の方向

社会福祉協議会を中心として団体の育成、活動の支援・充実を図り、高齢者に対する介護予防や生活支援のための活動を広げていきます。第1層と第2層協議体の連携を強め、地域課題に応じた課題解決の仕組みを強化します。

また、地域包括支援センターとの連携強化に取り組みお互いの業務を補完し合える体制を整備するほか、部局横断的な取り組みのため市関係部局との連携体制の構築にも努めます。

(2) 居場所支援事業

現状と課題

生活支援コーディネーターが中心となり、地域で誰もが自由に集まり交流できる「居場所」の活動を支援しています。地域のボランティア等が公民館等を利用し運営していますが、担い手の育成や「居場所」の継続に支援が求められています。

平成 30 年度からは高齢者の居場所運営費補助金要綱が施行され、活動費の一部を補助しています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
居場所支援事業	居場所か所数（か所）	12	12	12
	補助金交付実績（件）	7	9	9

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

生活支援コーディネーターが中心となり、担い手の育成に努め、居場所の開設・運営を支援します。

●数値目標●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
居場所支援事業	居場所か所数（か所）	14	16	18
	補助金交付実績（件）	11	13	15

(3) 高齢者見守りネットワーク事業

現状と課題

高齢者を社会全体で見守る体制を確保し、地域で安心して生活できるよう支援する体制を構築するため、平成 28 年 2 月より市内で活動する事業所との間で高齢者見守りネットワーク協定を締結しています。協定締結事業者からの通報により高齢者の支援につながった事例も出てきています。

しかし、事業周知が進んでおらず、事業発足当初以降、協定締結事業者数は伸び悩んでいます。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高齢者見守り ネットワーク事業	協定締結事業者数	1	2	5
	協定締結事業者数（累計）	48	50	55

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

地域による高齢者見守りの重要性を広報等により広く周知し、協定締結事業者を増やします。また、高齢者を円滑に支援へつなげるため、協定締結事業所と地域包括支援センターの連携体制を強化します。

●数値目標●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
高齢者見守り ネットワーク事業	協定締結事業者数	5	5	5
	協定締結事業者数（累計）	60	65	70

(4) 高齢者を支えるボランティア活動の支援

現状と課題

高齢者が、安心していきいきと生活できる地域社会の実現のために、ボランティア活動はなくてはなりません。

ボランティア活動の支援として、社会福祉協議会職員や市民交流センター「ふじざくら」内の市民活動室で、ボランティア連絡協議会役員がボランティア相談を行っています。

2011 年の東日本大震災をきっかけに、一旦はボランティア活動者が増加したものの、各団体の高齢化が進み、活動者は減少傾向にあります。また、団体での活動にしばらくしたくないという理由から、新規に加入する活動者も増えない状況です。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高齢者を支えるボランティア活動の支援	ボランティア団体数 (団体)	59	58	58
	ボランティア団体 登録者数 (人)	10,350	9,713	9,713

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

元気な高齢者が自分の趣味や特技を生かしてボランティア活動ができる体制を整え、活動者自身の生きがいや介護予防を図ります。

また、御殿場ボランティア連絡協議会や市民交流センター内の御殿場市民活動支援センターと連携・協働して、元気な高齢者が担い手となるような環境を整えます。

①ボランティア活動の広報・啓発

ボランティア団体やその活動等を広報紙に掲載し、ボランティアへの理解と協力を呼びかけ、活動を推進します。

②ボランティア教室の開催

ボランティア教室等の開催を通し、「ふじざくら」内の市民活動室の活用及びボランティアコーディネーターによる相談受付や支援等により、ボランティアを行う人材を育成して確保に努めます。

③ボランティア連絡協議会の充実

各ボランティア団体が地域の情報や課題を共有し連携が図れるよう、「ふじざくら」内のボランティアビューローの利用を促進し、連絡協議会の活動の充実を図ります。

④ボランティア活動への参加の拡大

現在のボランティア活動は、子育てを終えた女性等が中心になっていますが、今後は小・中・高校生、勤労層等の年代や性別を超えた幅広い市民層の参加の拡大を図ります。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者を支えるボランティア活動の支援	ボランティア団体数 (団体)	59	60	61
	ボランティア団体 登録者数(人)	9,733	9,753	9,773

5 暮らしやすいまちづくりの推進

(1) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

現状と課題

近年、バリアフリーに対する意識の浸透や、法令の義務化等によって、バリアフリー法に基づく新たな認定こそ見られませんが、建築確認申請時に、バリアフリー法に基づく審査が行われています。一方、県が制定する福祉のまちづくり条例に基づく建築物の新規認定数は、ほぼ横ばいで推移しています。

整備義務の生じる建築物と整備努力の生じる建築物が法令に規定されていますが、適合する建築物を増加させるためには、民間事業者の協力が必要になります。

●バリアフリー法に基づく認定施設●

施設名	所在地	用途
御殿場インターホテル	東田中	ホテル
マックスバリュ御殿場川島田店	川島田	スーパーマーケット
マックスバリュ御殿場新橋店	新橋	スーパーマーケット
市民交流センター「ふじざくら」	萩原	交流施設
玉穂報徳会館（市支所）	茱萸沢	庁舎
富士山交流センター「富士山樹空の森」	印野	展示場

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
誰もが暮らしやすい 社会の基盤づくり	バリアフリー法 認定数（件）	0	0	0
	福祉のまちづくり条例 認定数（件）	3	1	4

※令和2年度は見込み数

施策の方向

今後も引き続き、「バリアフリー法」や「福祉のまちづくり条例」の啓発・指導・助言を行いながら、道路、公園等の公共整備に取り組みます。

(2) 住まいの安定的な確保

①多様な住まい方の支援

現状と課題

「住まい」は生活の基盤ですが、高齢者の家族構成、経済状況、健康状態等、様々な状況が存在し、「在宅」か「施設」かといった考え方だけでなく、個々の状況やニーズに沿った選択が可能となるよう、多様な「住まい」を確保することが重要です。そして、他施策とも連携した住まいと生活支援の一体的な実施が求められています。

施策の方向

高齢者がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、総合的に高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供できるように検討します。

②市営住宅の維持

現状と課題

市営住宅については、毎年 30～40 世帯が減少するなど、入居者数が減少傾向となっており、入居者全体に対する高齢者の割合は年々大きくなっています。
また、建物の老朽化等に伴い、住宅の維持管理にかかるコストが増大しています。

施策の方向

コストの増大化・財政事情等を考慮すると、新規に高齢者向け市営住宅を整備するなど思い切った施策を展開することは難しい状況ですが、高齢者にとって安全・安心で快適な住まいづくりを行うことの重要性を考慮し、高齢者福祉施設等との複合的対応を考えた市営住宅の整備等について調査・研究を進めていきます。

(3) 交通弱者への外出支援

現状と課題

市内の公共交通は民間事業者の路線バス、タクシー及び JR 御殿場線によって構成されています。路線バスは事業者単独では継続困難な路線が多いため、行政が支援する形で路線の確保維持を図っています。また、移動手段を持たない高齢者等の交通弱者に対しては、バス及びタクシー利用料金助成制度により外出支援を行っています。タクシーに関しては、高齢者や車いす利用者など誰でも利用しやすいユニバーサルデザインタクシーの普及を促進しています。この他、路線バスが運行されていない地域において、ボランティアによる移動支援事業などが始まっています。

施策の方向

今後の高齢化の進展を踏まえて、将来にわたって路線バスなど公共交通が存続するよう、全市的な利用促進運動を継続するほか、老人クラブや社会福祉協議会など各種団体と連携し、市が実施する支援策等について普及啓発活動を進めます。また、移動手段のない高齢者を対象としたバス及びタクシー利用料金の助成事業について利用状況の検証を進めます。地域で始まっている移動支援など新たな取組を含めて、こうした施策を総合的に検討し、より利便性の高い公共交通網の形成を目指します。

①高齢者等タクシー及びバス利用料金助成事業

現状と課題

高齢者が、今まで暮らしてきた地域で不自由なく生活するには、移動・外出は欠かせません。そのため当市では、日常生活の移動手段に支障がある人に対し、タクシー及びバスの利用料金の一部を助成し、日常生活の利便性向上及び社会参加の促進を図っています。免許の返納や、高齢者のみの世帯の増加によって当事業の利用者は年々増加しています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高齢者等タクシー及び バス利用料金助成事業	申請者数（人）	1,429	1,581	1,732
	交付者数（人）	1,371	1,501	1,671
	交付枚数(枚)	119,243	142,053	155,813
	利用枚数（枚）	100,684	116,342	123,777
	利用率（％）	84.5	81.9	79.4

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

高齢者の増加により利用者数も増加することが見込まれるため、支援が必要な方へ確実に交付できるよう、迅速な対応と適正な審査に努め、事業を推進します。

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
高齢者等タクシー及び バス利用料金助成事業	申請者数（人）	1,923	2,136	2,373
	交付者数（人）	1,856	2,062	2,290
	交付枚数(枚)	173,147	192,366	213,718
	利用枚数（枚）	133,289	143,639	154,795
	利用率（％）	76.98	74.67	72.43

②移動サービス創出支援事業

現状と課題

移動手段のない高齢者の外出支援については全市的な課題となっています。令和元年度に静岡県移動サービス創出支援事業のモデル市として、市内の1地区で、社会福祉法人の車両を借用し、地域のボランティアが運転して移動手段のない高齢者を買い物に連れて行く取組を行いました。今後、このような、地域で交通弱者を支える取組の充実がさらに必要となってくることが考えられます。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
移動サービス創出支援事業	移動サービス取組 (か所)	0	0	2

※令和2年度は見込み数

施策の方向

生活支援コーディネーターが中心となり、地域のニーズの把握、担い手の発掘、立ち上げから運営までを支援します。市長寿福祉課や公共交通担当課も取組の支援を行います。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
移動サービス創出支援事業	移動サービス取組 (か所)	3	4	5

③福祉車両の貸し出し

現状と課題

日頃車いすを使われている人や歩行困難な人の外出に社会福祉協議会が福祉車両の貸し出しをしています。また、社会福祉協議会により、運転を代行するボランティアの紹介も行っていますが、ボランティアの人員的拡充が求められています。

施策の方向

高齢者の社会との関わりを促進するよう、引き続き社会福祉協議会によるボランティアの確保を支援します。

6 安心・安全の確保

(1) 犯罪・消費者被害の防止

現状と課題

振り込め詐欺などの知能犯罪は、全国的に被害額、被害件数ともに高く推移しており、依然として深刻な状況です。

また、消費生活相談に占める60歳以上の割合は高く、高齢者が悪質商法の標的にされている状況がうかがえます。御殿場市消費生活センターでは悪質商法対策講座を開催するなど、消費者被害防止に努めています。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
悪質商法対策講座	開催回数(回)	46	49	30

※令和2年度は見込み数

施策の方向

高齢者が安心・安全に暮らしていけるよう、防犯に関する啓発を推進します。また、高齢者が消費者被害に遭わないよう、消費生活相談体制を充実させるとともに、高齢者及び高齢者を見守る人に対して悪質商法対策講座を開催するなど啓発活動を推進します。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
悪質商法対策講座	開催回数(回)	31	32	33

(2) 交通安全対策の推進

現状と課題

交通事故件数は全体として減少傾向にありますが、高齢者の交通事故の件数はほぼ横ばいのため、高齢者の交通事故に占める割合が高くなっています。また、高齢者の事故は被害が重篤になる割合が高いため、高齢者に対する交通安全の推進が重要です。

●高齢者交通事故の状況（御殿場市）●

	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
人身事故発生件数（件）	206	174	162
↳全事故に対する割合（％）	33.4	29.3	32.5
死者数（人）	2	1	3
↳全事故に対する割合（％）	66.7	50	75
負傷者数（人）	140	112	95
↳全事故に対する割合（％）	16.7	14.2	14.2

施策の方向

高齢者が安全・安心に暮らしていけるよう、関係機関と連携して交通安全講習等を開催するとともに、各種媒体による啓発活動を推進します。

また、運転に不安を感じる高齢者の運転免許の自主返納を進めます。

●数値目標●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
高齢者人身事故発生件数	発生件数 (件)	158	156	154

(3) 避難行動要支援者の支援体制の整備

現状と課題

災害対策の推進に当たっては、総合的な取組が必要です。中でも、災害時における要配慮者の避難支援対策は大きな課題となっています。要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うための要配慮者に関する支援体制の確立、自ら避難することが困難であって、避難の確保を図るために特に支援が必要な「避難行動要支援者」に対する避難支援体制を整備することが重要です。

個別計画の作成・更新については、毎年各地区の区長会にて各区長に依頼していますが、各地区の事情により作成・更新状況が異なります。

施策の方向

「御殿場市要配慮者避難支援計画」に基づき、各自主防災組織（各区）等と連携して避難行動要支援者を把握し、それぞれの実情に応じた個別計画を作成します。災害時には、要配慮者の避難支援や安否確認を行うとともに、避難所等においては要配慮者への支援を実施します。

7 在宅介護者の支援

(1) 紙おむつ給付事業

現状と課題

在宅の高齢者を介護している世帯の経済的負担を軽減し、高齢者の在宅生活の継続と質の向上を図るため、要介護3以上の在宅高齢者に対し1年（年度）に1回、12,000 円相当の紙おむつ等を現物支給しています。事業継続のため平成30年度から対象者の見直しを行い、要介護3以上を必須要件としました。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
紙おむつ給付事業	申請件数（件）	302	295	300

※令和2年度は見込み数

施策の方向

介護度の高い高齢者におむつ給付が継続できるよう給付条件を検討し、事業を継続します。

●見込み量●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
紙おむつ給付事業	申請件数（件）	300	300	300

(2) 家族介護教室

現状と課題

介護負担や生活困窮に関する課題のほか、介護離職やダブルケア等様々な問題が複雑に絡み合い、家族介護者の精神的・身体的な負担は軽くありません。介護が必要となっても住み慣れた家でできる限り暮らしていくために、介護家族者の心の支援も含めて実施していくことが重要です。

高齢者を介護している家族や介護に関心のある方を対象に、介護方法や介護予防等について知識や技術を習得すること、及び介護者同士の交流や情報交換を提供する場として、令和2年度から家族介護教室を実施しています。

施策の方向

内容の充実を図るとともに教室の継続に努め、在宅介護への理解促進と知識・技術の周知に努めます。

第2章 介護予防の推進と自立生活の支援

介護予防や要介護状態の前段階であるフレイルの予防については、生活機能全体を向上させ、健康づくりや生きがいづくりにつながる様々な活動支援を行います。また、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体となって実施することで、認知症やフレイルなどの予防を強化し、市民の健康寿命の延伸を図ります。

生活機能が低下している高齢者に対して、より効果的・効率的なサービスを提供することにより、在宅生活を継続できるように取り組みを強化していきます。

1 健康寿命を延ばす取組

(1) 一般介護予防事業

現状と課題

地域における自発的な介護予防に資する活動を支援するため、介護予防のリーダーを養成する「介護予防リーダー養成講座」を実施しています。この講座を受講した介護予防リーダーが、高齢者が自宅から歩いて行ける範囲で気軽に介護予防を実践できるよう、市内各地域に自主グループとして「元気になる会」を立ち上げています。

●実績●

	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
元気になる会開催地域（か所）	20	23	22

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

今後も高齢者が身近な場所で健康づくりに参加できるよう、高齢者本人や地域づくりなどの高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた介護予防事業を展開します

●数値目標●

	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
元気になる会開催地域（か所）	22	24	26

(2) フレイル予防

現状と課題

生活機能の低下がみられ支援が必要な高齢者を把握し、そこから介護予防やフレイル状態の改善につなげるため、いきいき度チェック（介護予防把握事業）や各種講座を実施しています。

しかし、講座受講者等は限られており、フレイル予防の市内全体への普及啓発はまだ十分ではありません。

施策の方向

高齢者の生活意欲を高める働きかけの第一歩として、地域包括支援センターや民生委員との連携を深め、高齢者の現状を広く把握することに努めます。この情報と後述4の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組におけるデータ分析等を併せ、地域の高齢者の健康課題を明らかにしていきます。フレイル予防の取組みに重要な「口腔」「栄養」「運動」に関する医療専門職の人材確保や連携を強化し、高齢者へフレイル予防について普及啓発していきます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防把握事業	回答者数(人)	501	756	837
	回答率(%)	70	70	70

2 自立支援、重度化防止の取組

(1) 地域リハビリテーションの推進及び切れ目のないリハビリテーションの提供

現状と課題

介護予防の取組を機能強化するため、リハビリテーション専門職による、介護予防のための地域ケア個別会議への参画（年 6 回開催）、住民主体の通いの場等での助言等を実施しています。しかし、さらに、通所、訪問サービスへの関与や、介護支援専門員のケアプラン作成への助言等、活動の場を増やしていくことが求められています。

また、切れ目のないリハビリテーションの提供体制構築のためのキーパーソンとして地域リハビリテーションサポート医、地域リハビリテーション推進員を活用し、全ての専門職が自立支援の視点を持つための助言や支援を受けられる体制整備が必要です。

施策の方向

本人とその家族が、住み慣れた地域社会の中で、安心して、自らの望む自立した日常生活を送ることができるよう、本人に対し、予防、急性期、回復期、生活期の各段階において、市・地域包括支援センター・地域リハビリテーションサポート医や地域リハビリテーション推進員等多職種が連携して、切れ目のないリハビリテーションを提供することを目指します。

地域ケア会議、介護予防教室等へのリハビリテーション専門職の積極的な活用を始め、介護支援専門員の自立支援に資するケアプラン作成支援や通所・訪問サービスへの関与に努めます。

①予防期（介護予防・疾病予防・重度化防止）

介護予防の必要性を市民が認識し、通いの場等へ積極的に参加するなど、自発的な健康づくり・介護予防の活動を促進することが必要です。住民主体の通いの場等で専門職からの助言をもらうことで、より効果的な介護予防活動を推進します。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
リハビリ専門職が通いの場に関与した回数（か所）	5	10	12

②急性期・回復期

入院時から退院後の生活を見据えて、医療・介護関係者が連携し、退院後もリハビリテーションを継続するために、介護サービスなどの利用をスムーズに進められる仕組みが必要です。切れ目のないリハビリテーションが提供できるよう、静岡県在宅医療・介護連携情報システム（シズケア＊かけはし）を積極的に活用できるよう推進します。

③生活期

心身の機能を維持し、予防期への移行を目指すため、自立支援の視点からケアプランを見直し、適切なサービスを提供する必要があります。介護予防のための地域ケア個別会議を通し、多職種による助言のもと自立支援に資するケアプラン作成とそのプランに即したケア等の提供を行います。また、介護支援専門員のケアプラン作成への助言をすることで、自立支援の視点を強化し介護支援専門員の質の向上を図ります。

心身機能の維持、予防期への移行のために、短期集中的に専門職が関わる総合事業訪問型サービスCの実施についても検討していきます。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
リハビリテーション利用率※1（％） （訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション・介護老人保健施設・介護医療院）	25.0	25.5	26.0
定員あたりの利用延人員数※2（人） （通所リハビリテーション）	0.18	0.19	0.20
介護予防のための地域ケア個別会議開催回数 （回）	6	10	12

※1（年度中の各月の当該サービス受給者数の累計÷12）÷年度末時点の認定者数

※2（各事業所における（利用延べ人員数）の合計）÷（各事業所における（定員数×開催日数）の合計）（各年度9月中）

3 福祉サービスの推進

(1) 在宅生活安心システム推進事業

現状と課題

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方等で、緊急時に不安のある方のために、緊急用無線発信器（ペンダント型）、ガス漏れ、火災感知器、見守り携帯を希望により貸与しています。これらは、緊急事態を警備会社等に通報するシステムですが、緊急時の連絡先が遠方の場合もあり問題となっています。また、本人が利用を拒否すること等により、必要と思われる方全員に利用いただけていないケースも見られます。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
在宅生活安心 システム推進事業	実利用者数（人）	170	157	162

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

利用者は減少していますが、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、令和 5 年度の見込み量を実利用者数 175 人とし、事業継続とともに利用促進に努めます

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
在宅生活安心 システム推進事業	実利用者数（人）	165	170	175

(2) 高齢者声かけごみ収集支援事業

現状と課題

要介護認定を受けている一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯で、ごみの搬出が困難な場合、安否確認も併せて、ごみの戸別回収を実施しています。これにより、体調の変化等、異常事態の早期発見に結びつけています。しかし、近年はごみの回収のみのニーズが増えており、今後、本事業のあり方を検討していく必要があります。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高齢者声かけ ごみ収集支援事業	利用件数 (件)	140	149	160

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

対象者増加が見込まれることから、利用者は増加傾向とし、令和 5 年度の見込み量を 190 件としました。日常生活における支援やサービスを充実させていく必要がありますが、本人の自立を妨げないようなサービス利用に結びつけることが重要です。

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
高齢者声かけ ごみ収集支援事業	利用件数 (件)	170	180	190

(3) 高齢者寝具洗濯乾燥等サービス事業

現状と課題

寝具の衛生管理が困難な一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対して、寝具の洗濯、乾燥及び消毒を実施しています。事業の周知により利用が定着してきています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
高齢者寝具洗濯乾燥 等サービス事業	実利用者数（人）	8	8	8
	利用回数（回）	8	12	12

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

対象者増加が見込まれることから、利用者は増加傾向とし、令和 5 年度の見込み量を 14 人としました。より一層の事業周知に努め、利用を促進します

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
高齢者寝具洗濯乾燥 等サービス事業	実利用者数（人）	10	12	14
	利用回数（回）	15	18	21

(4) 「食」の自立支援事業

現状と課題

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯等で調理をすることが困難な方に対して、1人週4回までの昼食又は夕食の配食サービスを提供し、併せて食生活の改善と安否確認を行っています。令和2年度より利用できるお弁当の種類を増やしたことにより、利用者は増加傾向にあります。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
「食」の自立支援事業	実利用者数(人)	109	107	110
	延べ利用食数(回)	11,564	12,222	13,000

※令和2年度は見込み数

施策の方向

令和2年度の状況から、今後民間サービスから移行する方の増加が見込まれることから、令和5年度の見込み量を実利用者数140人とします。今後も事業周知に努め、利用を促進します。

●見込み量●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
「食」の自立支援事業	実利用者数(人)	120	130	140
	延べ利用食数(食)	14,500	16,000	17,500

(5) 軽度生活援助事業

現状と課題

一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の方等に対して、家庭での自立した生活の継続、要介護状態への進行を防止するため日常生活における掃除、買物等の支援をしています。本事業は、シルバー人材センターに委託して実施していますが、サービスの内容によって対応できる会員がいないことがあり、すぐにサービスを提供できないケースがあることから、委託先と今後の対応を検討していく必要があります。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
軽度生活援助事業	実利用世帯数（世帯）	37	24	15
	派遣回数（回）	1,465	972	800
	派遣時間（時間）	2,348	1,581	1,000

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

有償ボランティアによる住民参加型生活支援事業「あったかサポート」や、介護予防・日常生活支援総合事業の普及により利用者は減少傾向とし、令和 5 年度の実利用世帯数 10 世帯、派遣回数 560 回、派遣時間 700 時間とします。事業の普及に努めるとともに、委託先であるシルバー人材センターの会員の増強とサービスの継続に努めます。

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
軽度生活援助事業	実利用世帯数（世帯）	13	11	10
	派遣回数（回）	720	640	560
	派遣時間（時間）	900	800	700

(6) 訪問理美容サービス事業

現状と課題

在宅の高齢者で要介護1以上に認定され、一般の理美容サービスを利用することが困難な方に対して、理美容師の出張代金を補助しています。サービスの充実を図るために、平成30年4月より利用条件を「要介護4以上」から「要介護1以上」に改めました。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
訪問理美容サービス事業	利用人数(人)	1	6	2

※令和2年度は見込み数

施策の方向

利用条件を緩和したことにより、対象となる方が増え、利用者の増加が見込まれることから、令和5年度の見込み量を実利用者数8人とします。

事業の周知を進め、サービスの継続に努めます。

●見込み量●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問理美容サービス事業	利用人数(人)	4	6	8

(7) 外国人高齢者福祉手当事業

現状と課題

日本国籍を有しない方で大正 15（1926）年 4 月 1 日以前に出生し、公的年金の受給資格のない方に対して月額 1 万円の福祉手当を支給しています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
外国人高齢者 福祉手当事業	実利用者数（人）	1	1	1

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

外国人高齢者の福祉のため、対象者の把握に努め継続実施していきます。

●見込み量●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
外国人高齢者 福祉手当事業	実利用者数（人）	0	0	0

(8) ふれあい会食サービス事業

現状と課題

一人暮らし高齢者等に、社会参加、仲間づくりの機会を提供するための会食サービスを実施しています。事業を社会福祉協議会に委託しており、中学生やボランティア団体等との交流の場ともなっています。月1回の開催を楽しみにされている方も多い中、開催場所である市民交流センターふじざくらへの交通手段がない方が多いため、送迎サービスも実施しています。

第8次計画期間中は、度々の台風等の悪天候及びコロナ禍に見舞われたことにより、平均延べ利用者数は900人を下回る見込みです。ただし、会食の実施を見合わせた際も、社会的に孤立しがちな一人暮らし高齢者の安否確認等の支援を行い、生活支援業務の継続に努めてきました。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
ふれあい会食サービス 事業	延べ利用者数(人)	888	850	920
	開催回数(回)	12	11	12

※令和2年度は見込み数

施策の方向

第8次計画期間中は、平均延べ利用者数が900人を超えていたことから、この水準を上回るよう、令和5年度の数値目標を930人としました。これを達成するために、運営を支援してくれているボランティア団体と調整しつつ、コロナ禍でのあり方を検討し、新たな利用者の把握に努め、事業を推進します。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ふれあい会食サービス 事業	延べ利用者数(人)	900	915	930
	開催回数(回)	12	12	12

(9) 高齢者健やか事業

現状と課題

高齢者の社会参加を促進するとともに、健康の保持増進及び日常生活の便宜を図ることを目的とし、70歳以上となる市民の方へはり・灸マッサージ治療院や公共施設、入浴施設が利用できる助成券を年間12枚交付しています。また、多様化するニーズに対応するため、紙おむつへの引き換えや郵便局のみまもりサービスを追加しました。

対象者は年々増加していますが、全ての対象者に事業の目的を理解してもらうことは難しく、さらなる周知が求められています。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
高齢者健やか事業	対象者数(人)	16,202	16,733	17,215
	交付者数(人)	16,197	16,717	17,206
	交付枚数(枚)	194,364	200,604	206,472
	利用枚数(枚)	85,393	84,916	89,815
	利用率(%)	43.9	42.3	43.5

※令和2年度は見込み数

施策の方向

事業目的の周知を徹底するとともに、目的に沿ったサービス内容や利用率の向上のための方策について検討していきます。

●見込み量●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
高齢者健やか事業	対象者数(人)	17,514	17,921	18,283
	交付者数(人)	17,503	17,910	18,272
	交付枚数(枚)	210,036	214,920	219,264
	利用枚数(枚)	91,365	93,490	95,379
	利用率(%)	43.5	43.5	43.5

(10) 介護ベッド等購入費・賃借料助成事業

現状と課題

介護保険の軽度認定者（要支援１・２、要介護１）の方は、基本的には、介護保険サービスによる介護用ベッド等の利用ができません。そのため当市では、介護保険の認定調査において、何かにつかまらなければ寝返り又は起き上がりができない方等に対して、介護用ベッド等とその附属品の購入費又は賃貸料の助成をしています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護ベッド等購入費・ 賃借料助成事業	実利用者数（人）	8	9	16

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

軽度認定者のための特例処置として、介護保険による介護ベッド等の例外給付制度がすでに充実しており、当該助成事業は新規の受付を停止しています。

4 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に対する取組

概 要

介護予防事業と高齢者の保健事業はこれまで別々に実施されていましたが、令和元年 5 月に健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施していくための体制が整えられました。

これまでの生活機能の維持改善のための介護予防の取り組みに加え、健康状態を把握し疾病予防や重症化予防を併せて行う総合的な取り組みが求められています。

施策の方向

医療・介護・健診情報のデータ分析等から地域の健康課題を明らかにし、地域へその健康課題や対応を啓発すること等によりフレイル予防につながる取り組みを展開していきます。

年齢で途切れることなく高齢者の生活機能の維持と疾病予防の両面からの支援を実施するため医療専門職の確保や健康づくり部門や高齢者の保健事業部門との連携を強化します。

また、訪問による保健指導等のハイリスクアプローチや、「通いの場」等に出向き行う健康相談・健康教育等のポピュレーションアプローチを実施していきます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通いの場等健康教育実施数	開催数	12	14	16

第3章 社会参加の支援と生きがいの推進

高齢者が知識・経験等を活かし、地域で活躍する場を充実させ、生きがいのある暮らしを続けられるように支援します。

1 いきいきと暮らせる長寿社会づくりの推進

(1) 市民交流センター「ふじざくら」の活用

現状と課題

市民交流センター「ふじざくら」は、世代間交流を目的とし、また市民活動や福祉活動の拠点施設となっています。

当センターでは高齢者を対象とした各種教室が開催され、老人クラブやボランティア団体の活動の拠点となっています。

施策の方向

高齢者に当センターの情報を発信し利用を促進するとともに、当センターの機能を最大限に生かして、多くの高齢者団体の活動拠点として活用していきます。

①センター情報の発信

当センターが広く高齢者に利用されるように、センター広報紙、市の広報、インターネット等のあらゆる情報手段を活用し、当センターの施設案内、行事等の情報を発信します。

②高齢者の各種講座、教室の利用

シニア大学をはじめ、生涯学習の各種講座や教室、高齢者のための講習、研修等の利用を図るとともに、高齢者サークルの教室、会合等の利用を促進します。

③高齢者の各種大会、イベントの開催

高齢者の文化活動を発表する場の提供、高齢者のための健康づくりイベント等を実施し、高齢者の活動拠点としての位置付けを確保します。

④高齢者の団体、組織の事務所としての利用

現在、社会福祉協議会やシルバー人材センター等の組織の事務所が当センター内にありますが、高齢者活動の拠点としての機能を高めるとともに、各種団体と交流し連携を促進します。

(2) 老人クラブ活動の支援

現状と課題

老人クラブ活動は、高齢者の生きがいづくりとなる活動であるとともに、奉仕活動を通じて地域への貢献、地域とのつながりの強化に役立っています。年金受給の年齢が上がったことにより、何らかの形で就労する高齢者が増え、老人クラブへの新規加入者数が伸び悩んでいます。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
老人クラブ育成事業	会員数 (人)	5,065	4,830	4,541
	老人クラブ数 (クラブ)	56	54	51

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

高齢化が進む中、クラブ活動を通して健康寿命の延伸と高齢者の社会参加を進めるため、活動の支援に努めます。関係行政機関を通じて休会中のクラブの御殿場市老人クラブ連合会への再加入を後押しします。また、全員参加を目指し、魅力あるクラブ活動の展開について検討します。

①新規会員加入の促進

休会しているクラブの復活を打診し、区長会への協力要請を行うなどによりクラブへの加入を働きかけ、新規会員の加入を促進して活動の活性化を図ります。

②活動の情報発信

クラブ活動の情報を発信し、広く高齢者に活動を紹介します。

③老人クラブ育成事業

御殿場市老人クラブ連合会の体質強化を図るため、活動の活性化、発展のために活動費助成を継続して実施します。

④移動手段の確保

行事開催時の会員の送迎に支障を来していることから、移動手段の確保に努めます。

⑤新しい生活様式の導入

今後は、新しい生活様式に従い、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業を推進します。

(3) 生涯学習の推進

現状と課題

市民大学やひろがり学習塾を通じて、多くの方に生涯学習の場を提供しています。また、学習の成果を発表する場として「ごてんばDONDON」を隔年で開催しています。情報提供については、広報ごてんばに隔月で学習講座の情報を載せた「みちしるべ」のコーナーを設け、広く情報を発信しています。

高齢者人口が増加しており、「生涯現役社会」が叫ばれる中、ますます高まる高齢者の学習意欲に応えていく必要があります。

●実績●

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
市民大学受講者数(人)	86	82	60
ひろがり学習塾講座数(講座)	45	46	38

※令和2年度は見込み数

施策の方向

市主催の各種講座を実施するとともに、各行政区や市内の各種団体等が実施する活動や講座に対して支援することで、より高齢者の学習活動が活発かつ広範に行われるよう努めます。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市民大学受講者数(人)	90	90	90
ひろがり学習塾講座数(講座)	50	50	50

(4) 生涯スポーツ・レクリエーションの推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーションは、高齢者の心身の健康づくりに、また生きがいづくりに大きな意味を持っています。

高齢者が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を実施していますが、より多くの参加を促すため、ニーズに合った内容の充実と参加しやすい環境づくりが求められています。

●実績●

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
市民ふれあいウォーキング(人)	50	150	中止
レクリエーションスポーツ体験教室(人)	130	85	中止
市民スポレク祭(人)	250	250	中止

施策の方向

今後は、さらに高齢者の意向に沿って、また、高齢者の体力に対応した内容の充実を図って、気軽に参加できる環境づくりを推進します。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市民ふれあいウォーキング(人)	100	100	100
レクリエーションスポーツ体験教室(人)	100	100	100
市民スポレク祭(人)	250	250	250

(5) ふれあいいきいきサロン

現状と課題

高齢者が歩いて通える範囲の公民館やコミュニティ供用施設などの既存施設を利用して、区単位で社会福祉協議会から委嘱された地域福祉推進員が、閉じこもり予防を目的として、ふれあいいきいきサロンを市内 56 か所で運営しています。また、社会福祉協議会では、地域福祉推進員に対しふれあいいきいきサロン研修会を実施することで、活動の活性化を促進しています。

施策の方向

高齢者対象のサロン活動を継続していくため、引き続き社会福祉協議会による事業を支援し、月 1 回の開催を目標に、対象者のニーズや地域の実情に応じて段階的に回数増を進めます。

参加者の減、男性参加の不足、内容のマンネリ化等、サロンごとの課題解決に向けて必要な支援を行います。

(6) 就労支援の推進

現状と課題

高齢者がこれまで培ってきた豊かな知識と経験を生かし、新たな就労に結びつけることは、高齢者にとって大きな生きがいになり、地域社会にとっても大きな力となります。また、役割がある形で高齢者の社会参加を促進する観点から、就労的活動の普及も新たに求められています。

市はシルバー人材センターの活動を支援していますが、センターの登録者数は減少しており、登録者数の拡大、活動の充実が求められています。

●実績●

	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
シルバー人材センター登録者数(人)	331	332	332

※令和2年度は見込み数

施策の方向

就労的活動の普及に向け、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。

シルバー人材センターの登録者数の拡大、活動の充実を支援します。

①シルバー人材センターの育成

シルバー人材センターは、高齢者の就労機会を開拓する中心的な団体であり、その活動の充実を図ります。また、シルバー人材センターの情報を広く発信し、登録者数の拡大を図ります。

②就労情報の収集・提供、相談の充実

職業安定所等との連携により、高齢者の就労情報を収集し提供します。無料職業相談等の相談の充実を図り、高齢者の就労を促進します。

③就労のための研修講習活動の推進

高齢者の豊かな経験や知識を生かし、新たな就労に結びつけられることや、また新しい技術、仕事に対応できるよう、シルバーワークプラザを中心に研修や講習活動を展開し、高齢者就労の促進を図ります。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
シルバー人材センター登録者数(人)	340	350	360

第4章 認知症高齢者の支援

認知症になっても住み慣れた地域で生活し続けることができるように、地域住民、介護・保健・医療・福祉の専門職、行政が連携することにより、認知症の方とその家族の声を聴きながら、見守り支えていくための体制づくりを推進します。

1 認知症の人の視点に立った認知症への社会の理解促進

(1) 認知症サポーター養成講座の開催

現状と課題

地域の人々に認知症についての正しい知識と理解を身につけていただき、認知症の人やその家族を温かく見守っていただくことによって、認知症高齢者を支える地域支援体制を構築するために、認知症サポーター養成講座を開催しています。養成者数は、前計画の目標数値を超える水準で年々増加していますが、認知症サポーターとなった後の明確な活躍の場が少なく、その提供が求められています。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認知症サポーター 養成講座	養成者数(延べ人数)(人)	9,721	10,592	11,300

※令和2年度は見込み数

施策の方向

小中学生や高齢者、地域の方や企業など広く認知症のサポーターを養成する講座を開催し、サポーターの拡大を図ります。

また、サポーターとしてすでに登録していただいている方を対象としたフォローアップ研修を開催するなど、より内容の濃い講座を展開し、知識の向上を図るとともに、より多くのサポーターの活躍の場の提供と有効活用に努めます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症サポーター 養成講座	養成者数(延べ人数)(人)	12,000	12,700	13,400

2 認知症の人と家族が暮らしやすい環境整備

(1) 認知症カフェ等の支援

現状と課題

認知症の人とその家族のほかに、地域住民や専門職等の誰もが参加でき、安心して集うことができる場として「認知症カフェ」を展開しています。これにより、認知症の人が様々な人と出会うことができ、社会的なつながりを持ったり、同じ悩みを持つ家族の休養につなげたり、地域住民を横のつながりを築くことができたなど、多様な効果が期待できます。

本市では、令和2年7月現在、介護保険関係事業所等が4か所開催しているほか、市役所東館4階みくりやキッチンにて、キャラバン・メイトが認知症地域支援推進員とともに、認知症カフェを月1回開催しています。

認知症により外出の機会が減少し、地域から孤立してしまうことも少なくない中、定期的に参加する方同士で会えることを喜んでいる様子があるなど、大変好評をいただいておりますが、交通手段がない方が参加しにくく、より多くの方に参加いただくために、送迎等を含めたあり方の検討が求められています。

●実績●

		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
認知症カフェ等の支援	認知症カフェ数 (か所)	2	3	5

※令和2年度は見込み数

施策の方向

認知症高齢者やその家族が地域から孤立することのないよう、市内全域で認知症カフェの普及に努めるとともに、みくりやキッチンにて開催している認知症カフェについては、交通手段がない方への送迎について検討します。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症カフェ等の支援	認知症カフェ数 (か所)	5	6	7

(2) 認知症地域支援推進員による相談体制の整備

現状と課題

地域の実情に応じて、医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関の連携支援や、認知症の方やその家族を支援する認知症地域支援推進員を、各地域包括支援センターに1名ずつ配置しています。

認知症に関する相談の窓口対応や電話相談、地域包括支援センター職員との同行訪問等を実施しています。

また、平成 29 年8月より、市役所東館4階みくりやキッチンにてキャラバン・メイトと共に、認知症カフェを企画・開催しています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
認知症地域 支援推進員 による相談 体制	認知症地域支援推進員配置人数(人)	5	5	5
	配置場所(か所)	5	5	5
	認知症地域支援推進員による認知症 カフェ開催回数(回/月)	1	1	1

※令和2年度は見込み数

施策の方向

医療機関、介護サービス及び地域の支援機関の連携支援や、認知症の方やその家族への相談支援を継続します。また、認知症の正しい知識の普及・啓発のための活動を展開します。

認知症の人やその家族が孤立してしまうことのないよう、市内全域で認知症カフェを開催することを目指し、その運営者の発掘・支援を行います。

(3) 「みくりや安心だねっと」の普及と充実

現状と課題

平成24年度より、認知症高齢者等に対する理解を深めるとともに、地域社会における見守りの目を増やし、高齢者等の安全を守るための仕組みとして、「みくりや安心だねっと」を開始しました。

平成28年度からは、これに登録した高齢者が行方不明等になった場合、その情報をメールにて協力隊に配信するシステムの導入、さらには、当該高齢者の特徴をより明確にし、安全を守りつつ搜索の手助けとするために靴に貼る「見守りシール」の配布を始めるなど、その内容を年々充実させています。

登録した高齢者が行方不明になった際には、協力隊員の通報により保護された事例もあり、今後さらに多くの対象となる高齢者に利用してもらえるよう、周知していく必要があります。

しかし、徘徊の恐れがある高齢者、搜索に協力してくださる協力隊とともに登録数の増加が鈍く、認知症に関する普及啓発及び事業の周知不足が課題となっています。また、徘徊発生時が夜間休日の場合、職員が来庁して情報発信を行うため、これに時間を要するなど、未だ多くの課題が残されています。

●実績●

			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
みくりや安心だねっと	みくりや安心だねっと登録者数(人)		82	80	85
	みくりや安心だねっと協力隊登録数	事業所(件)	179	183	185
		個人(人)	463	496	530

※令和2年度は見込み数

施策の方向

事業周知に努め、令和5年度には登録者数を100人、協力事業所200社、協力隊員620人を目標とします。

認知症は誰にでも起こりうる身近な病気であることを広く市民に周知するとともに、より早い情報発信方法の検討、そして、警察等関係機関との連携をさらに深めていくことで、早期保護につなげていきます。

●数値目標●

			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
みくりや安心だねっと	みくりや安心だねっと登録者数(人)		90	95	100
	みくりや安心だねっと協力隊登録数	事業所(件)	190	195	200
		個人(人)	560	590	620

(4) 「チームオレンジ」による支援体制の整備

現状と課題

認知症の人の生活に関わる課題は、認知症の人やその家族だけで抱えるのではなく、地域全体で考え、解決していく必要があります。そのため、現在、認知症の人やその家族の支援ニーズと支援者をつなぐ仕組みとしての「チームオレンジ」を全市町村で整備することが求められており、認知症サポーターを中心に令和5年度末までの設置を目指しています。

また、本取組は、認知症サポーターの活躍の場としても期待されています。

施策の方向

市内で認知症カフェを開催している方を対象に、認知症カフェ交流会を開き、認知症の方やその家族の支援ニーズを把握した上で、チームオレンジの活動の中核的な役割を担う「チームオレンジコーディネーター」（以下、「コーディネーター」といいます。）を設置します。

また、令和5年度末までに、コーディネーターとともに、認知症サポーターを対象としたステップアップ研修を企画・開催し、研修を修了した方を中心にチームオレンジを設置します。

(5) ピアサポート活動の体制整備

現状と課題

認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通し等大きな不安を抱えているため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、同じ境遇の方等による相談支援等（ピアサポート活動）が求められています。

施策の方向

市民を対象に、県主催のピアサポーター養成研修への募集を行うとともに、関係機関にも依頼をし、ピアサポーターとなり得る人材の発掘に努めます。

また、市内で認知症カフェを開催している方を対象に、認知症カフェ交流会を開き、ピアサポート活動の紹介、受け入れについて意向調査を行います。そして、認知症の人やその家族の支援ニーズを把握した上で、チームオレンジコーディネーターを中心に、本人ミーティングや認知症の方同士で交流する場を設けていきます。

(6) 本人ミーティングによる地域づくりの参画のための体制整備

現状と課題

認知症の方同士が出会い、自らの体験・希望、必要としていることを率直に表す機会を設けることで、行政や関係者が本人の声を聴き、認知症の方の視点を重視したやさしい地域づくりを具体的に進めるための方法として本人ミーティングを行います。

この取組を通じて、認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しすることが期待されています。

施策の方向

市内で認知症カフェを開催している方を対象に、認知症カフェ交流会を開き、本人ミーティングについて紹介、受け入れについて意向調査を行います。受け入れ可能とした認知症カフェにて認知症地域支援推進員等と連携し、本人ミーティングを開催します。

また、その中で認知症の方から出た意見を施策・支援へ反映させるため、本人と一緒に企画・立案等を行っていきます。その際には、専門職や住民意識の調査など効果検証を行いながら取組を推進していきます。

さらに、他部局の施策に認知症の人や家族の意見が反映されるよう、仕組みづくりに取り組んでいきます。

3 状態に応じた適時・適切な支援体制の構築

(1) 「認知症初期集中支援チーム」の推進

現状と課題

医療・介護の専門職が、家族の相談等により認知症が疑われる方や、認知症の方及びその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整、家族支援など、初期の支援を包括的、集中的に行う「認知症初期集中支援チーム」（以下「支援チーム」といいます。）を平成30年4月に設置しました。さらに、令和元年度には、地域包括支援センター1か所に設置し、主に担当地域のケースに対応しています。

●実績●

			平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
「認知症初期集中支援チーム」の推進	チーム数（チーム）		1	2	2
	配置場所 (か所)	市	1	1	1
		地域包括支援センター	—	1	1
	訪問実施件数（件）		4	5	6

※令和2年度は見込み数

施策の方向

市の支援チームは、市の保健師、サポート医、各地域包括支援センターより1名（計6名）選出しており、引き続き地域包括支援センターのチームとともに、2チームで実施します。

認知症の方やそのご家族の視点を重視して活動を行うとともに、関係機関や市民に対し事業の周知に努めます。

●数値目標●

			令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
「認知症初期集中支援チーム」の推進	チーム数（チーム）		2	2	2
	配置場所 (か所)	市	1	1	1
		地域包括支援センター	1	1	1
	訪問実施件数（件）		7	8	9

第5章 高齢者の権利擁護

高齢者虐待防止に向けた取組の充実を図るとともに、虐待の早期発見に努め、適切な対応を図っていきます。また、成年後見制度の普及啓発に努め、利用を促進します。

1 権利擁護施策の充実

(1) 高齢者虐待防止の取組

現状と課題

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を「身体への暴行や、食事を与えない等の長時間の放置、暴言等で心理的外傷を与える行為、金銭の搾取等の行為」と定義し、その行為を発見した方に市町村への通報義務を規定しています。

通報を受けた際は、地域包括支援センターや警察と連携して立ち入り調査等を行い、被虐待者を保護、ときには当事者同士の面会制限等を行っています。さらに、虐待発生要因の解決に向けた協議を重ね、被虐待者の支援だけでなく、虐待者の支援も同時に行います。

法に基づく制度の実効性を確保するため、虐待に関する通報を受けた場合の初動体制整備をはじめ、虐待の早期発見・把握に努めています。しかし、被虐待者は虐待の被害を発信することができない場合が多く、また、虐待者はその認識がないこと、さらに、発見者の通報義務が十分周知されていないことから、早期発見に結びつくケースが少ないのが現状です。

加えて、DV や家庭内暴力のような高齢者虐待防止法における「高齢者虐待」には該当しないケースも多く、対応に苦慮しています。

施策の方向

①啓発活動、相談支援体制の充実

広報紙等を活用し、市民全体に高齢者虐待防止を広く啓発に努めます。また、御殿場市高齢者虐待防止ネットワークを活用し、居宅介護支援事業所等の虐待を発見しやすい関係機関に向けた研修等を行い、虐待の相談支援体制の充実を図ります。

②高齢者虐待の早期発見・早期対応

地域包括支援センター及び関係機関と連携し、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、「御殿場市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適切に対応します。

③やむを得ない事由による措置の対応

虐待等の理由により特別養護老人ホームへの緊急避難や介護サービスの利用が必要となった場合、速やかに市による措置を行います。

④施設従事者による虐待の防止

施設において従事者による入所者への虐待を防止するため、啓発や周知を進めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業

現状と課題

判断能力が不十分な高齢者を対象に、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないよう、希望者の後見等開始の申立てを行います。また、成年後見制度の利用が困難である方へ後見人等の報酬助成を実施します。しかし、制度の理解や周知が進んでいないことや後見人候補者の確保が課題となっています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	申立件数 (件)	7	2	4
	支払件数 (件)	2	1	1

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

対象者増加が見込まれることから、利用者は増加傾向とし、令和5年度の申立件数を6件としました。成年後見制度の普及、啓発を図るとともに、国・県等関係機関とも連携を図りながら、身寄りのない認知症高齢者等が、速やかに後見人の援助を受けられるように、成年後見制度の利用を促進します。

①御殿場市成年後見制度利用促進基本計画の推進

御殿場市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、体制の構築や施策の実施を進めます。

②成年後見制度利用支援事業の実施

市長申立てを適切に実施するとともに、費用の負担が困難な場合の費用助成について検討します。

③法人後見人の支援

法人後見を行っている社会福祉協議会と連携し、法人後見の取組を支援します。

④市民後見人の育成

市民後見人養成講座や研修を開催し、担い手となる市民後見人の育成に取り組みます。

⑤審議会の活用

制度の利用促進のため、御殿場市成年後見制度利用促進審議会を活用して啓発や支援、相互連携についての検討を進めます。

●数値目標●

		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
成年後見制度利用支援事業	申立件数（件）	4	5	6
	支払件数（件）	3	4	5
市民後見人育成事業（仮称）	育成人数（人）	3	3	5

※成年後見制度利用支援事業については、「御殿場市成年後見制度利用促進基本計画（P134～）」において現状と課題及び施策の方向等の詳細を記載しています。

第6章 介護保険事業の安定した運営

介護保険事業の安定した運営のため、介護保険サービス提供体制を整備しつつ、適切なサービス提供に努めます。

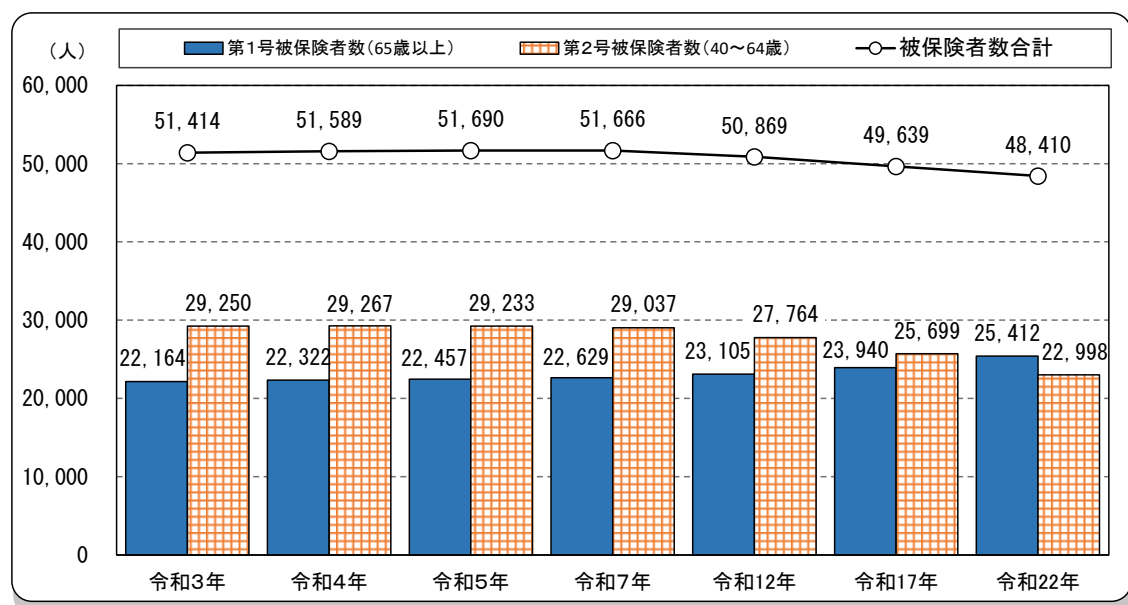
1 将来推計

(1) 被保険者数の推計

計画期間中の被保険者数の推移をみると、増加傾向で推移し、本計画の最終年である令和5年で51,690人、中長期的にみると令和7年で51,666人、令和22年で48,410人と推計されます。

また、被保険者種類別にみると、第1号被保険者（65歳以上）は増加傾向、第2号被保険者（40～64歳）は減少傾向で推移し、令和22年では第2号被保険者より第1号被保険者の方が多くなると予測されます。

●第1号被保険者数と第2号被保険者の推計



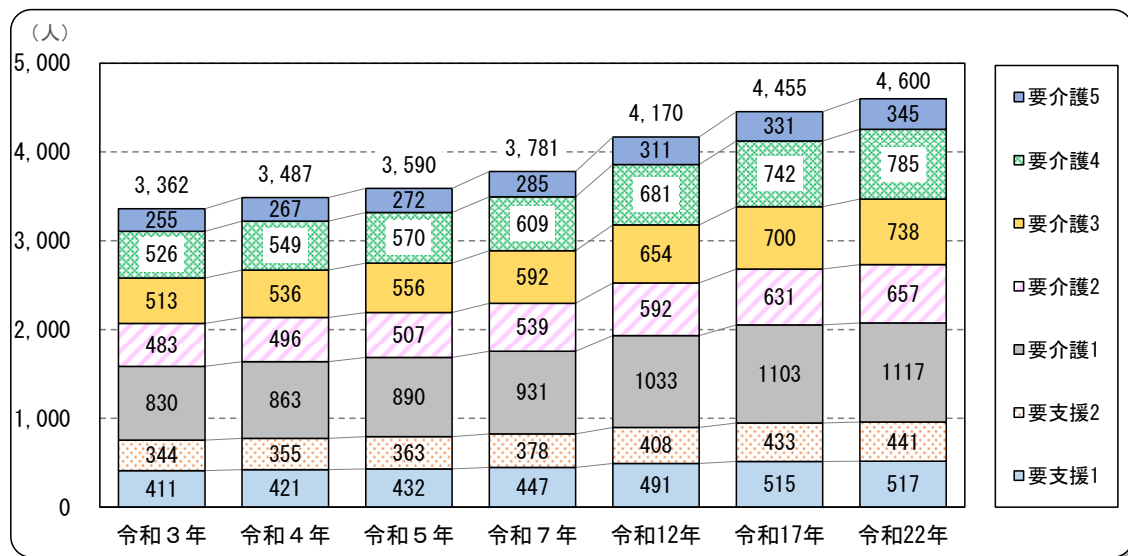
※住民基本台帳による実績人口を基にコーホート変化率法で算出

※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(2) 要介護等認定者数の推計

令和3年以降の人口推計と性別、年齢階級別認定者数の実績を基に算出した令和3年以降の要介護等認定者数は、増加傾向で推移し、計画最終年の令和5年で3,590人、中長期的にみると令和7年で3,781人、令和22年には、4,600人にまで増加する予測されます。

●要介護等認定者の推計

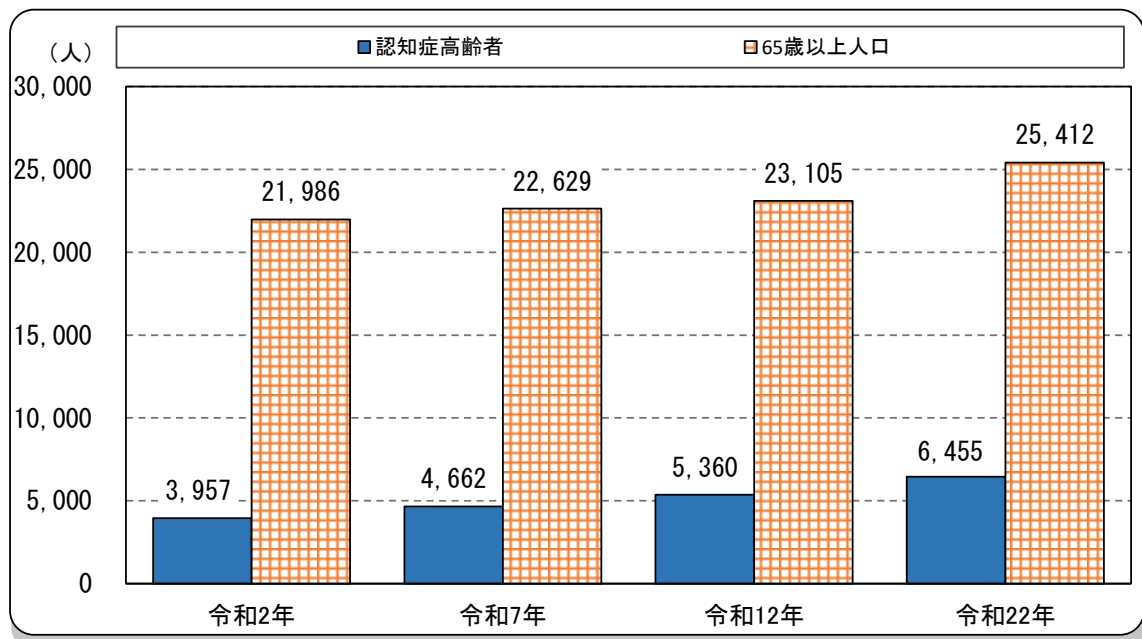


※地域包括ケア「見える化」システムによる推計

(3) 認知症高齢者の推計

認知症高齢者数については、全国の推計による認知症推定有病率の割合を、御殿場市の高齢者人口推計にあてはめて推計すると、令和 7 年で 4,662 人、令和 22 年では 6,455 人にまで増加すると予測されます。

●認知症高齢者の推計



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（2014 年度）」の推定有病率をこれまでのデータから新たに推計した有病率

※各年齢層の認知症有病率は、平成 24 年以降も上昇すると仮定した場合の推定有病率、令和 2 年 18.0%、令和 7 年 20.6%、令和 12 年 23.2%、令和 22 年 25.4%を採用

2 介護サービスの見込み

(1) 訪問介護

サービス内容

利用者の生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をします。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	回/月	5,495	6,060	6,285
	人/月	294	307	296

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、給付はほぼ横ばいで推移しています。
本計画以降は、在宅介護の増加からサービス利用も増加すると見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	回/月	6,361	6,594	6,983	7,010	9,152
	人/月	332	345	363	366	468

(2) 訪問入浴介護

サービス内容

利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	回/月	0	1	0
	人/月	0	0	0
介護給付	回/月	143	185	209
	人/月	27	36	42

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付は数人の利用にとどまっています。介護給付はほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	188	193	210	209	281
	人/月	37	38	41	40	54

(3) 訪問看護

サービス内容

療養生活の支援と心身機能維持回復を図ります。訪問看護ステーションや病院、診療所の看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	回/月	21	43	36
	人/月	6	9	7
介護給付	回/月	484	569	664
	人/月	74	89	98

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともに利用者数が年々増加しています。
本計画では、在宅での療養が必要な高齢者が増加することから、サービス利用が今後とも増加していくと見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	回/月	41	45	45	45	54
	人/月	10	11	11	11	13
介護給付	回/月	605	624	676	697	918
	人/月	93	96	104	106	139

(4) 訪問リハビリテーション

サービス内容

心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けます。理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	回/月	10	16	64
	人/月	1	2	6
介護給付	回/月	112	67	72
	人/月	13	9	5

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、介護給付、予防給付ともにほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	回/月	15	15	15	22	22
	人/月	2	2	2	3	3
介護給付	回/月	115	115	123	114	150
	人/月	15	15	16	15	20

(5) 居宅療養管理指導

サービス内容

通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	6	12	10
介護給付	人/月	126	139	129

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、給付はほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、在宅療養が必要な利用者の増加から、介護給付において利用者が増加していくと見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	14	14	14	14	16
介護給付	人/月	154	159	168	170	222

(6) 通所介護

サービス内容

利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	回/月	4,635	4,631	4,452
	人/月	434	430	419

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、介護給付、予防給付ともにほぼ横ばいで推移しています。
介護給付は利用者が増加していくことを見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	回/月	5,034	5,238	5,492	5,622	7,113
	人/月	469	488	511	526	663

(7) 通所リハビリテーション

サービス内容

心身機能の回復や維持、体力の増進を図り、日常生活上での自立を図ります。利用者が老人保健施設や病院、診療所等へ通所し（又は送迎を行い）、心身の機能の維持回復を図って、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法等の機能回復訓練を受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	回/月	-	-	-
	人/月	102	117	126
介護給付	回/月	2,614	2,643	2,306
	人/月	271	271	264

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、介護給付、予防給付ともにほぼ横ばいで推移しています。本計画も、医療系サービスのニーズが増加していることから、利用者が増加していくと見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	回/月	-	-	-	-	-
	人/月	132	135	139	143	166
介護給付	回/月	2,934	3,048	3,198	3,233	4,111
	人/月	302	314	329	334	423

(8) 短期入所生活介護

サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者は特別養護老人ホーム等へ短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	日/月	24	35	50
	人/月	5	7	8
介護給付	日/月	3,860	3,738	3,449
	人/月	269	262	212

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともに利用者数が年々増加しています。本計画では、前計画のように利用者数が継続的に増加していくことを見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	日/月	39	39	39	44	53
	人/月	8	8	8	9	11
介護給付	日/月	4,219	4,376	4,643	4,494	5,942
	人/月	293	304	321	317	413

(9) 短期入所療養介護（老健）

サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護老人保健施設へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護給付	日/月	57	69	109
	人/月	7	9	4

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付はほぼ利用がありません。介護給付はほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	81	81	81	91	125
	人/月	10	10	10	11	15

(10) 短期入所療養介護（病院等）

サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が病院や介護療養型医療施設へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護給付	日/月	3	12	0
	人/月	1	1	0

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付の利用はほとんどなく、介護給付はほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	10	10	10	10	26
	人/月	1	1	1	1	3

(11) 短期入所療養介護（介護医療院）

サービス内容

利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。利用者が介護医療院へ短期間入所して、看護や医学的管理下の介護、機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護給付	日/月	0	10	0
	人/月	0	1	0

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付の利用はほとんどなく、介護給付はほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	日/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	10	10	10	22	22
	人/月	1	1	1	2	2

(12) 特定施設入居者生活介護

サービス内容

介護付きの有料老人ホーム等に入所している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談、助言等の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	18	26	28
介護給付	人/月	100	108	118

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、介護給付、予防給付ともにほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、利用者数は継続的に増加していくと見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	29	31	32	40	45
介護給付	人/月	119	124	130	144	173

(13) 福祉用具貸与

サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出しを行います。

対象となるのは、車いすやベッド等です。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	254	294	333
介護給付	人/月	730	747	758

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともにサービス利用が年々増加しています。本計画においても、在宅介護の増加からサービス利用は継続的に増加していくと見込んでいます。また、引き続き福祉用具の適正な普及、活用の推進を図ります。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	329	338	346	357	416
介護給付	人/月	792	821	866	870	1,119

(14) 特定福祉用具購入費

サービス内容

家庭での日常生活上の支援をします。心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者等に対して、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用（同一年度で10万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割か7割）を支給します。対象となるのは、貸与にそぐわないポータブルトイレや浴槽いす等です。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
予防給付	人/月	5	7	6
介護給付	人/月	13	12	28

※令和2年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともにほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。また、引き続き特定福祉用具の適正な普及、活用の推進を図ります。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付	人/月	8	8	8	8	10
介護給付	人/月	15	15	16	16	20

(15) 住宅改修費

サービス内容

心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。手すりの取り付けや段差解消等の小規模な住宅改修を行う場合に、その費用（同一住宅、同一利用者の合計が20万円以内）の9割（一定以上の所得の方は8割か7割）を支給します。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
予防給付	人/月	5	6	8
介護給付	人/月	13	12	15

※令和2年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともにほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。また、引き続き住宅改修の点検を充実し、適正な利用に向けて普及、活用の推進を図ります。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
予防給付	人/月	7	8	8	8	9
介護給付	人/月	16	16	16	16	23

(16) 居宅介護支援・介護予防支援

サービス内容

在宅サービス等が適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介等を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	311	353	399
介護給付	人/月	1,177	1,197	1,197

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともにほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。また、引き続きサービス内容の点検を実施し、適正な利用に向けて普及、活用の推進を図ります。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	395	405	415	428	498
介護給付	人/月	1,279	1,328	1,394	1,416	1,801

3 地域密着型サービスの見込み

(1) 地域密着型通所介護

サービス内容

小規模な事業所が提供する通所介護サービスであり、利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
介護給付	人/月	193	213	196

※令和2年度は見込み数

サービス見込み

全計画の利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度からやや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
介護給付	人/月	223	231	242	247	313

(2) 認知症対応型通所介護

サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が認知症対応型の通所介護事業所へ通い、入浴や食事等の日常生活上の世話、相談、助言、機能訓練、レクリエーション等を行います。認知症の方が対象となります。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	回/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
介護給付	回/月	233	271	230
	人/月	22	26	22

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付については利用がありませんでした。介護給付については、利用可能施設が 1 施設と少ないことから、ほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付についてはこれまで同様利用を見込んでいませんが、介護給付については、認知症高齢者の増加が見込まれることから期間中の利用が若干増加することを見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	回/月	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	297	297	314	348	437
	人/月	29	29	31	33	41

(3) 小規模多機能型居宅介護

サービス内容

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	4	2	1
介護給付	人/月	22	25	16

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、当市にある 2 施設のうち 1 施設が、令和 2 年 4 月に看護小規模多機能型居宅介護へ転換したため、介護給付、予防給付ともに減少しています。

本計画では、予防給付、介護給付ともに現状程度の利用を見込んでいます。在宅生活を支援するためのサービスとして、事業所の意向や要望を調査しながら本計画期間中に新たな施設の開設について検討していきます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	1	1	1	1	1
介護給付	人/月	19	20	20	19	25

(4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

サービス内容

介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。家庭的な雰囲気の中で、介護職員が入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
予防給付	人/月	0	0	0
介護給付	人/月	91	93	97

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、予防給付、介護給付ともにほぼ横ばいで推移しています。

本計画では、予防給付についてはこれまで同様利用を見込んでいませんが、介護給付については、認知症高齢者の増加が見込まれることから期間中の利用が増加することを見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
予防給付	人/月	0	0	0	0	0
介護給付	人/月	96	96	96	117	141

(5) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

サービス内容

定員 29 人以下の介護老人福祉施設で、居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、身近な地域において、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	28	27	27

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、ほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	28	28	28	27	32

(6) 看護小規模多機能型居宅介護

サービス内容

「通い」「泊まり」「訪問看護・リハビリテーション」「訪問介護」「ケアプラン」のサービスを一体化して、一人ひとりに合わせた柔軟な支援ができる、看護師を中心としたトータルケアのサービスです。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	0	0	18

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画中の令和 2 年 4 月に市内の小規模多機能型居宅介護 1 施設が、看護小規模多機能型居宅介護に転換し、サービスを開始しました。

本計画では、医療系サービスのニーズが高く、利用者が増加していくと見込んでいます。このため、事業所の意向や要望を調査しながら本計画期間中に新たな施設の開設について検討していきます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	20	20	21	23	28

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

サービス内容

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の施設に入居し、食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援や機能訓練等を行います。

サービス見込み

前計画では、市内に施設がなく利用の実績がありませんでした。本計画期間も施設の整備を行う予定はありません。

(8) 夜間対応型訪問介護

サービス内容

夜間の定期的な巡回訪問又は通報を受け、要介護者の自宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行います。

サービス見込み

前計画では、事業者がなく実績はありませんでした。

本計画では、事業所の意向や要望を調査して、計画期間内で検討していきます。

(9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

サービス内容

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中や夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。

サービス見込み

本計画期間中にはサービス提供の予定はありませんが、団塊の世代が後期高齢者になる令和 7 年を見据えて、事業所の意向や要望を調査しながら検討していきます。

4 介護保険施設サービスの見込み

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

サービス内容

居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	343	344	366

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画中の利用者数は若干増加しております。

本計画では、令和 3 年度に新たな施設の利用が開始されることから、利用者数が大きく伸びることを見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	389	431	431	432	478

(2) 介護老人保健施設

サービス内容

入院治療の必要のない利用者に対して、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	312	315	310

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用者数は横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度の利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	310	310	310	365	444

(3) 介護療養型医療施設

サービス内容

療養型病床群等をもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護等の世話、機能訓練等の必要な医療を行います。

令和6年3月までに医療療養病床及び介護療養型医療施設については、医療の他の病床ないしは、介護医療院などの介護施設への転換が必要となっております。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	115	98	55

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画期間中に、当市にある介護療養型医療施設 2 施設のうち、1 施設は介護医療院へ転換し、残り 1 施設は、一部を医療の他の病床に転換したことで、利用者が大幅に減少しました。

本計画期間中の利用者数は横ばいと推測されますが、期間中に残り 1 施設の転換が想定されるため、中長期見込みについては見込んでおりません。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	52	52	52	-	-

(4) 介護医療院

サービス内容

介護療養型医療施設の廃止による転換先として新たに創設された施設です。
今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設です。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護給付	人/月	-	20	95

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画期間中の、平成 31 年 4 月に医療療養病床を有する病院 1 施設、令和 2 年 4 月に医療療養病床及び介護療養型医療施設を併設している 1 施設、介護医療院へ転床したことに伴い、利用者が大幅に増加しました。

本計画期間中は、利用者数は横ばいを見込んでいますが、既存の介護療養型医療施設等の転換状況により、利用者が大きく増加する可能性があります。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
介護給付	人/月	104	104	104	176	219

5 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型サービス

①従前相当サービス（介護予防訪問介護）

サービス内容

身体機能の低下が軽度な利用者への訪問介護で、利用者への生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をします。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
利用者数	人/月	94	103	114
事業費	千円	22,424	24,468	27,086

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度からやや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
利用者数	人/月	117	119	122	127	138
事業費	千円	27,873	28,229	28,933	29,932	32,974

②訪問型サービスA

サービス内容

身体介護を必要としない利用者に対する訪問介護で、利用者の生活面での自立に向けた支援を行います。ホームヘルパーが自宅を訪問して、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をを行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
利用者数	人/月	6	5	7
事業費	千円	693	819	1,010

※令和2年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度からやや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和7年度 (2025)	令和22年度 (2040)
利用者数	人/月	7	8	9	8	10
事業費	千円	1,010	1,141	1,272	1,163	1,391

(2) 通所型サービス

①従前相当サービス（介護予防通所介護）

サービス内容

身体機能の低下が軽度な利用者に対する通所介護サービスであり、利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、入浴や食事等の日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーション等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
利用者数	人/月	167	173	187
事業費	千円	54,125	58,390	63,312

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度からやや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
利用者数	人/月	192	198	203	213	250
事業費	千円	64,956	67,004	68,671	72,014	84,526

②通所型サービス A

サービス内容

身体介護を必要としない利用者に対する通所介護サービスであり、利用者の社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。利用者が通所介護事業所へ通所し、食事等の日常生活上の世話や相談、助言、レクリエーション等のサービスを受けます。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
利用者数	人/月	26	31	33
事業費	千円	3,608	4,258	4,528

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、現状程度からやや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
利用者数	人/月	34	34	36	37	37
事業費	千円	4,662	4,662	4,923	4,975	5,063

(3) 介護予防ケアマネジメント

サービス内容

訪問型及び通所型サービスが適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護予防サービス支援計画の作成、サービス事業者との連絡調整等を行います。

●サービス利用実績●

		前計画実績		
		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
事業費	千円	9,273	10,439	11,752

※令和 2 年度は見込み数

サービス見込み

前計画では、利用実績としてはほぼ横ばいで推移しています。
本計画では、やや上向きのサービス利用を見込んでいます。

●サービス見込み量●

		本計画見込み			中長期見込み	
		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
事業費	千円	13,230	14,894	16,767	13,506	13,750

6 第 1 号被保険者の介護保険料

(1) 介護給付費等の推計

①介護予防サービス

(単位：千円)

	第 8 期計画期間			令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	3,448	3,800	3,800	3,800	4,504
介護予防訪問リハビリテーション	524	524	524	786	786
介護予防居宅療養管理指導	1,150	1,150	1,150	1,150	1,315
介護予防通所リハビリテーション	49,732	50,916	52,351	54,216	63,007
介護予防短期入所生活介護	2,592	2,592	2,592	2,928	3,568
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	31,662	32,530	33,296	34,404	40,097
特定介護予防福祉用具購入費	2,782	2,782	2,782	2,782	3,478
介護予防住宅改修	7,862	8,932	8,932	8,932	10,095
介護予防特定施設入居者生活介護	21,796	23,599	24,757	27,875	31,104
2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	561	561	561	561	561
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
3) 介護予防支援	21,460	22,003	22,547	23,250	27,051
予防給付費計	143,569	149,389	153,292	160,684	185,566

②介護サービス

(単位：千円)

	第 8 期計画期間			令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年度 (2023)		
1) 居宅サービス					
訪問介護	208,783	216,406	228,990	231,410	301,385
訪問入浴介護	27,138	27,992	30,375	30,225	40,645
訪問看護	55,020	56,763	61,635	62,234	82,006
訪問リハビリテーション	4,054	4,054	4,357	3,967	5,199
居宅療養管理指導	19,348	19,971	21,082	21,536	28,073
通所介護	457,711	475,784	500,762	509,186	650,588
通所リハビリテーション	264,932	274,720	289,398	289,342	371,823
短期入所生活介護	373,227	387,039	411,552	395,894	527,033
短期入所療養介護（老健）	10,567	10,567	10,567	11,898	16,314
短期入所療養介護（病院）	1,058	1,058	1,058	1,058	2,912
短期入所療養介護（介護医療院）	981	981	981	2,535	2,535
福祉用具貸与	133,100	137,653	146,196	144,980	189,979
特定福祉用具購入費	5,446	5,446	5,765	5,812	7,193
住宅改修	18,249	18,249	18,249	17,896	26,476
特定施設入居者生活介護	253,454	264,148	278,025	310,281	373,250
2) 地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	252,460	261,136	275,185	276,051	356,629
認知症対応型通所介護	38,771	38,771	41,261	46,792	59,543
小規模多機能型居宅介護	40,240	41,742	41,742	38,536	52,476
認知症対応型共同生活介護	286,477	286,477	286,477	347,755	419,223
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	86,069	86,069	86,069	83,655	99,343
看護小規模多機能型居宅介護	52,870	52,870	56,347	60,934	75,509
3) 居宅介護支援	221,052	229,375	241,406	243,533	311,900
4) 介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	1,112,264	1,235,453	1,235,453	1,236,078	1,371,069
介護老人保健施設	972,649	972,649	972,649	1,145,414	1,393,979
介護医療院	402,809	402,809	402,809	732,793	913,397
介護療養型医療施設	219,197	219,917	219,917		
介護給付費計	5,517,926	5,727,379	5,867,587	6,249,805	7,678,479
総給付費	5,661,495	5,876,768	6,020,879	6,410,489	7,864,045

③その他の保険給付

(単位：千円)

	第 8 期計画期間			令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)		
特定入所者介護 サービス費等給付額	115,961	106,656	109,878	112,323	133,292
高額介護サービス費 等給付額	105,119	112,427	122,217	110,422	131,042
高額医療合算介護 サービス費等給付額	10,000	11,000	12,000	14,000	20,000
審査支払手数料	3,417	3,534	3,632	3,804	4,514
合 計	234,496	233,616	247,727	240,549	288,848

④地域支援事業費

(単位：千円)

	第 8 期計画期間			令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)		
介護予防・日常生活支援総合事業費	116,973	121,201	125,868	127,407	143,626
包括的支援事業(地域包括支援セン ターの運営)及び任意事業費	104,712	109,330	114,135	102,342	109,105
包括的支援事業費(社会保障充実分)	42,385	42,654	42,928	41,856	41,856
地域支援事業費計	264,070	273,185	282,931	271,605	294,587

⑤総事業費

(単位：千円)

	第 8 期計画期間			令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)		
標準給付費見込額	5,895,991	6,110,384	6,268,606	6,651,038	8,152,893
地域支援事業費	264,070	273,185	282,931	271,605	294,587
総事業費	6,160,061	6,383,569	6,551,537	6,992,643	8,447,480

⑥保険料基準額

(単位：円)

	第 8 期計画期間	令和 7 年度 (2025)	令和 22 年度 (2040)
	令和 3 年～令和 5 年度 (2021～2023)		
保険料基準額(弾力化した場合)	5,301	5,732	7,836

(2) 第1号被保険者の介護保険料（第8期）

1. 保険料収納必要額の算定

①令和3～5年度までのサービス給付に必要な費用 約191億円



②第1号被保険者保険料負担割合 23%



③調整交付金相当額(①の5%)—調整交付金見込額(2.5%) 約4億5千4百万円



④準備基金取り崩し額 2億4千万円



⑤保険料収納必要額

$191\text{億円}(\text{①}) \times 23\%(\text{②}) + 4\text{億}5\text{千万円}(\text{③}) - 2\text{億}4\text{千万円}(\text{④}) = \text{約}46\text{億}7\text{百万円}(\text{⑤})$

2. 保険料賦課総額の算定

⑥保険料賦課総額

$\text{⑤} \div 98.8\%(\text{予定保険料収納率}) = \text{約}46\text{億}6\text{千}3\text{百万円}(\text{⑥})$

3. 保険料基準額の算出

⑦保険料基準額

$\text{⑥} \div 73,299(\text{弾力化した場合の3年間の第1号被保険者数}) \div 12\text{か月} = 5,300\text{円}(\text{⑦})$

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料(12段階)

所得段階	所得等の条件	保険料率	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護被保護者や世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者や世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	19,000円 (1,590円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.4	25,400円 (2,120円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない方	基準額 ×0.7	44,500円 (3,710円)
第4段階	世帯の誰かが市民税課税、本人は非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.90	57,200円 (4,770円)
第5段階	世帯の誰かが市民税課税、本人は非課税で上記に該当しない方	基準額	63,600円 (5,300円)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	76,300円 (6,360円)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.30	82,600円 (6,890円)
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.50	95,400円 (7,950円)
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額 ×1.70	108,100円 (9,010円)
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 ×1.75	111,300円 (9,270円)
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上750万円未満の方	基準額 ×1.80	114,400円 (9,540円)
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の方	基準額 ×1.90	120,800円 (10,070円)

7 人材の確保・資質の向上

本市の高齢者人口は増加傾向にあり、それに伴い介護サービスや支援を必要とする高齢者のニーズも増加すると推測されます。しかし、介護サービスを提供する現場は、人手不足に陥っている状況が見られ、介護保険サービスを安定的に提供するうえで介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

介護人材の確保・育成・定着に向けた支援として、介護現場で働くきっかけとなる仕組み作りや、継続して働くための職場の環境づくり、業務の効率化、職員や介護保険サービス等の質の向上に努めます。

(1) 介護職員初任者研修助成事業

現状と課題

平成 30 年 4 月より、介護サービス事業所におけるサービスに従事する従業者数の増加と人材の定着を図るため、市内に住所を有し、介護職員初任者研修を終了後、6 月以上連続して市内の介護サービス事業所に雇用されている方に対して3万円を限度として実費を助成しています。

●実績●

		平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
介護職員初任者研修 助成事業	介護職員初任者研修 助成申請件数 (件)	0	3	0

※令和 2 年度は見込み数

施策の方向

助成事業の周知を図るとともに、「介護人材の育成及び確保」に重点を置き、対象者及び受講者の拡大に努めます。

●数値目標●

		令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
介護職員初任者研修 助成事業	介護職員初任者研修 助成申請件数 (件)	3	3	3

(2) 主任介護支援専門員連絡会

現状と課題

地域包括ケアシステムの基盤構築を目的とし、平成 26 年度から市内の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所の協働体制を整えるため、主任介護支援専門員連絡会を開催しています。

地域ケア会議推進部会、新人介護支援専門員育成部会、主任介護支援専門員スキルアップ部会の3部会で活動し、年2回全体会として、それぞれの部会の活動内容の確認をしています。さらに、介護支援専門員連絡協議会の研修と連動させ、系統的に学べるよう工夫しています。これにより、主任介護支援専門員のスキルアップはもちろん、市内居宅介護支援事業所の介護支援専門員のスキルアップも図っています。地域のネットワーク形成、地域課題の抽出のために、「地域を見る目」が介護支援専門員に求められています。

施策の方向

主任介護支援専門員連絡会と介護支援専門員連絡協議会の研修内容を整理し系統的に学べる体制をつくり、内容の充実を図ります。特に、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員のスキルアップを図ることで、介護支援専門員の底上げを図り、介護支援専門員の「地域を見る目」を育成し、地域力向上を目指します。

8 介護サービス等の充実・強化

(1) 介護保険相談事業

現状と課題

介護相談員が各施設を訪問し、利用者本人やそのご家族からサービスに関する相談・苦情等を聴き取ることで、介護サービス提供事業所や行政との間に立って問題解決の手助けをする橋渡し役として機能しています。現在、特別養護老人ホームやグループホームなど市内30事業所に訪問し、その相談内容によっては、必要に応じて施設に対し助言等を行っています。

施策の方向

施設へ直接訪問し、利用者の意見を収拾します。またその意見を反映し、事業者への指導等を行っていきます。

9 適正な介護保険制度の運用

(1) 介護給付の適正化

現状と課題

介護給付費が適正に支給されているか、効果のある介護サービスが行われているか等の状況を正確に把握することで、透明性が高く、公正かつ効率のよい介護保険制度の運用を図っています。

本市では、審査支払機関である静岡県国民健康保険団体連合会の適正化システムを活用し、連携をとりながら介護給付費の適正化を行っています。

また、平成27年度に独自の介護給付適正化システムを導入し、給付実績と要介護・要支援認定の情報を照合し、不適切な給付がされていないか確認しています。

施策の方向

国では介護給付適正化の主要5事業として、①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知を設定しています。県では「第8次静岡県長寿者保健福祉計画」期間中に全市町の主要5事業等実施を目標としていることから、本市においても取組を推進します。

今後も国民健康保険団体連合会の適正化システムと、当市で導入した適正化システムを併用し、介護給付費の適正化を行っていきます。また、個々のケアプランの点検を行い、介護給付の適正化とともに、介護支援専門員の資質向上にも努めていきます。

●数値目標●

	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
要介護認定の適正化	認定調査の内容について市職員が点検（全件実施）		
ケアプランの点検	各年度、1事業所につき1件の実施		
住宅改修等の点検	県の適正化事業・取組方針等も踏まえ、実施を検討		
縦覧点検・医療情報との突合	静岡県国民健康保険団体連合会への委託により実施		
介護給付費通知	各年度、該当月の全件通知		

第7章 事業の円滑な運営のための取組

本計画に盛り込まれたサービスや事業が適正に実行されるよう、福祉・介護・医療関係の機関及び団体、さらに市民と連携し、計画推進のための体制を整えます。また、計画の進捗状況を管理し、確実な計画の実行を目指します。

1 計画推進体制の整備

現状と課題

高齢者福祉計画と介護保険事業計画は、一体的な計画であり、福祉サービスと保険事業は緊密な連携のもとに推進する必要があります。

そのためには、福祉・介護・医療関係の行政、関係機関、サービス事業者、民間ボランティア機関等の連携強化が求められています。

また、福祉サービスと保険事業の実施状況を調査、分析、評価して、計画の進捗状況を管理することが望まれます。

今後の展開

① 総合的な計画推進体制の整備

関係機関との連携を密にし、総合的な計画推進体制の整備を図ります。

② 庁内関係各課との連携強化

計画を推進するために、関連する庁内関係各課との連携をより緊密にしていきます。

③ 県、近隣市町との連携強化

県や近隣市町との連携を強化します。

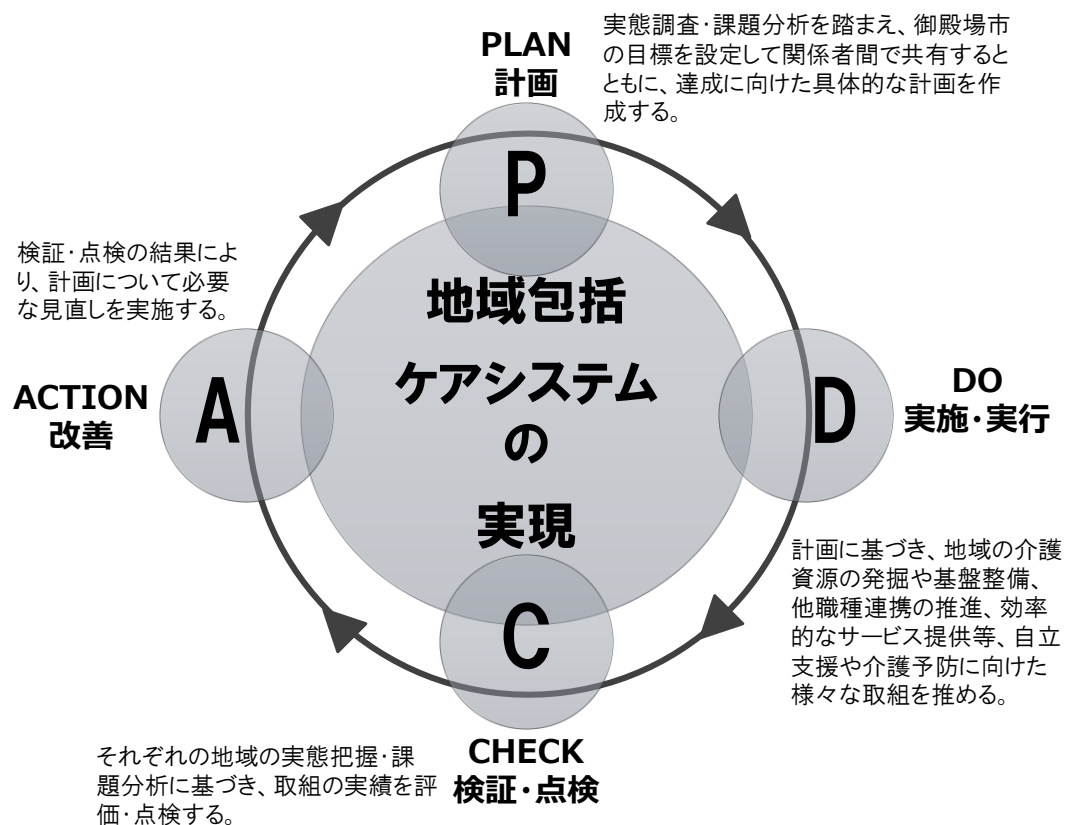
④ 計画進捗の管理体制の整備

福祉サービス・事業が計画どおり実施されているか、また介護保険事業の運営が市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われているかについて調査、分析、評価して、計画の進捗状況を管理する体制を整備します。

2 計画の進行管理と評価・点検

本計画に盛り込まれたサービスや事業が適正に実行されるよう、福祉・介護・医療関係の機関及び団体、さらに市民と連携し、計画推進のための体制を整えます。また、計画の進捗状況を管理し、確実な計画の実行を目指します。

●PDCAサイクルのプロセスのイメージ



3 災害や新型コロナウイルス感染症対策

(1) 災害や感染症対策に係る体制整備

現状と課題

介護サービスは、大規模災害の発生や感染症の流行下等においても必要不可欠なものであり、日頃から有事の際に備え、多岐に亘る関係機関等との連携を緊密にしておくことが重要になります。

具体的には、①介護事業所等と連携した防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練の実施、②関係部局と連携した、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制整備、③県、市、関係団体が連携した災害発生時の支援・応援体制の構築の3点が挙げられ、近年の災害の発生や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などを踏まえ、さらなる体制整備・強化が求められています。

施策の方向 (災害対応)

災害に対する備えとしては、日頃から介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料そのほかの物資の備蓄・調達状況を確認、把握しておくことが極めて重要となります。

そのため、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認し、関係機関等と共有し、特に、連絡系統や個別具体的な避難経路等の確認を徹底します。

施策の方向 (感染症等対応)

感染症に対する備えとしては、日頃から介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染症拡大防止策の周知徹底、感染症予防等に係る物資の事前備蓄、感染症発生時の代替サービス確保に向けた連携体制の構築等を行うことが極めて重要となります。

そのため、介護事業所等の感染症発生時におけるサービス提供体制や対応計画を定期的に確認するとともに、感染症に係る研修会等を実施し、職員や関係者の感染症に対する理解や知見を深めていきます。

また、県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備や、介護事業所等において感染症対策に必要な消毒液等の物資の備蓄・調達・輸送体制の整備に努めます。

第8章 成年後見制度利用促進基本計画

1 御殿場市成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ

成年後見制度利用促進基本計画（以下「国基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されました。また、促進法第14条第1項において、市町村は国基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

御殿場市では、国基本計画及び促進法に基づき、御殿場市成年後見制度利用促進基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2 現状と課題

御殿場市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）は24.9%（静岡県：29.5%※¹、全国：28.7%※²）であり、全国的には低いものの高齢者人口は確実に増加しています。同様に、高齢者世帯数や一人暮らし高齢者数、要支援・要介護認定者数も増え続けています。また、障害者手帳所持者数は、急激な増減はないものの一定の方々が所持しています。そのことから、今後も更なる高齢化の進行が予想され、成年後見制度の需要は高まることが想定されます。

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者として成年後見人等を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。しかし、成年後見制度の周知や理解は十分とは言えない状況です。また、実際に成年後見制度を利用して必要な支援を受けるためには、複雑な手続きを踏まなければなりません。加えて、専門職である弁護士や司法書士、社会福祉士等の数は限られており、対応に限界があります。

このような背景から、成年後見制度の対象となる本人や親族だけでなく、本人と身近な福祉や医療、地域の関係者を含め、正しい知識の普及を図る必要があります。さらに、地域における協力体制を構築し、一人ひとりが適切な支援を受けられる環境を整備する必要があります。

※1 出典：令和2年度静岡県高齢者福祉行政の基礎調査（令和2年4月1日時点）

※2 出典：総務省統計局（令和2年9月15日現在推計）

(1) 成年後見制度及び市民後見人の認知度について

●成年後見制度を知っていますか。

単位：％

対象\回答	よく知っている	ある程度知っている	よく知らないが聞いたことはある	まったく知らない	無回答
高齢者一般・ 在宅要支援認定者 回答者：1,100人	6.3	28.3	36.2	20.1	9.2
総合事業対象者 回答者：72人	4.2	22.2	40.3	23.6	9.7
在宅要介護認定者 回答者：683人	8.1	33.4	37.9	17.3	3.4

●市民後見人について知っていますか。

単位：％

対象\回答	よく知っている	ある程度知っている	よく知らないが聞いたことはある	まったく知らない	無回答
高齢者一般・ 在宅要支援認定者 回答者：1,100人	1.3	8.8	31.6	48.1	10.2
総合事業対象者 回答者：72人	1.4	6.9	36.1	44.4	11.1
在宅要介護認定者 回答者：683人	2	11.3	28.8	51.8	6

※出典：御殿場市高齢者実態調査

●成年後見制度を知っていますか。

単位：％

対象\回答	よく知っている	ある程度知っている	よく知らないが聞いたことはある	まったく知らない	無回答
回答者：658人	6.2	31	35.9	26	0.9

※出典：市民意識調査報告書

成年後見制度の認知度は3割程度、市民後見人の認知度は1割程度であり、理解が進んでいるとは言い難い状況です。

(2) 御殿場市の成年後見制度等の利用状況について

●令和元年度成年後見制度の利用者数

単位：件

対象\年度	成年後見	保佐	補助	任意後見	合計
県内	5,099	1,433	404	71	7,007
御殿場市	231	15	6	2	254

※出典：静岡家庭裁判所（令和2年3月30日時点）

注1 上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

注2 本人が実際に住んでいる場所（施設、病院等を含む。）を基準としており、住民票上の住所と一致するとは限らない。

●後見等開始審判の件数

単位：件

対象\年度	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
県内 (うち認知症)	941 (547)	1,071 (680)	1,144 (737)	1,159 (747)
御殿場市 (うち認知症)	29 (9)	15 (8)	22 (9)	21 (10)

※出典：静岡家庭裁判所（令和元年12月末時点）

注1 上記の数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

注2 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

●市長申立て申請件数

単位：件

対象\年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
高齢者	4	3	3	7	2
障害者	1	0	1	1	1

※出典：御殿場市長寿福祉課・社会福祉課

●日常生活自立支援利用件数

単位：件

対象\年度	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)
日常生活 自立支援	34	34	28	23	21

日常生活自立支援…判断能力が不十分な方を対象に、社会福祉協議会が利用者との契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業

※出典：御殿場市社会福祉協議会

●法人後見利用件数（御殿場市社会福祉協議会）

単位：件

対象\年度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
成年後見	0	0	0	5	6
保佐	1	1	1	1	3
補助	0	0	0	0	1

法人後見…法人（社会福祉協議会等）が後見人等を務めるケース

※出典：御殿場市社会福祉協議会

●身体障害者手帳等所持者数

単位：人

対象\年度	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
身体障害者手帳 所持者数	2,750	2,753	2,752	2,748	2,760
療育手帳 所持者数	647	635	658	689	714
精神障害者保険 福祉手帳所持者	245	244	263	268	287

※出典：御殿場市主要施策報告書

県内において、成年後見等開始審判の件数は増加傾向にあります。御殿場市では明らかな増加はないものの、市長申立ても含めて一定の利用が続いています。日常生活自立支援は減少傾向にありますが、法人後見が増加しています。これは、日常生活自立支援から法人後見への移行が増えつつあることが考えられます。また、身体障害者手帳等所持者数は今後も同程度の人数が所持することが予想されます。

3 基本的な考え方と目標

成年後見制度は、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度の趣旨があります。

しかしながら、利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少なく、財産の不正使用の防止の側面が強く福祉的な視点が乏しい等の理由から、利用者がメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされています。

今後は、成年後見制度の趣旨であるノーマライゼーションや自己決定権の尊重の理念に立ち返り、改めて運用についての検討が求められます。これまでは、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を活用するという視点到れていたことから、今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用が必要となります。

基本的な考え方

①ノーマライゼーション

個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと

②自己決定権の尊重

意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重されるべきこと

③身上の保護の重視

財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと



目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

②権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図り安心して利用できる環境を整備します。



全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークと中核機関を構築します。併せて段階的に制度や運用を整備し、安心して利用できる環境を整えます。

4 地域連携ネットワークの構築

（１）地域連携ネットワークの役割

- ①権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ②早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

（２）地域連携ネットワークの基本的仕組み

- ①本人を後見人とともに支える「チーム」による対応
本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組み
- ②地域における「協議会」等の体制づくり
法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体

（３）地域連携ネットワークの中核となる機関（「中核機関」）の必要性

地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられます。中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されます。

（４）地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ①広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等）
- ②相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- ③利用促進（マッチング）機能
- ④後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- ⑤不正防止効果

5 具体的施策

（１）地域連携ネットワークと中核機関の整備

地域連携ネットワークは、既存の保健・医療・福祉の連携だけでなく、司法も含めた連携の仕組みで、「チーム」と「協議会」、「中核機関」を構成要素としています。御殿場市では、御殿場市社会福祉協議会に御殿場市成年後見支援センター（仮称）を設置し、中核機関としての業務を委託します。御殿場市成年後見支援センター（仮称）の役割は、①全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」、②協議会を運営する「事務局機能」、③権利擁護支援の方針について、本人にふさわしい成年後見制度の利用について、モニタリング・バックアップについての３つの検討・専門的判断を担保する「進行管理機能」として、段階的に整備を進めます。

重点項目

- ①中核機関として御殿場市成年後見支援センター（仮称）を設置します。
- ②イベントや広報誌等の媒体を活用して後見制度の周知を図ります。
- ③窓口や役割を整備して分かりやすい相談体制を構築します。

（２）担い手の育成

需要の拡大を想定して、市民後見人の担い手を育成します。

重点項目

- ①令和元年度から実施している市民後見人養成講座を継続します。
- ②市民後見人候補者を募り候補者名簿を作成します。
- ③候補者を対象とした研修会等を企画し、スキルの向上を目指します。

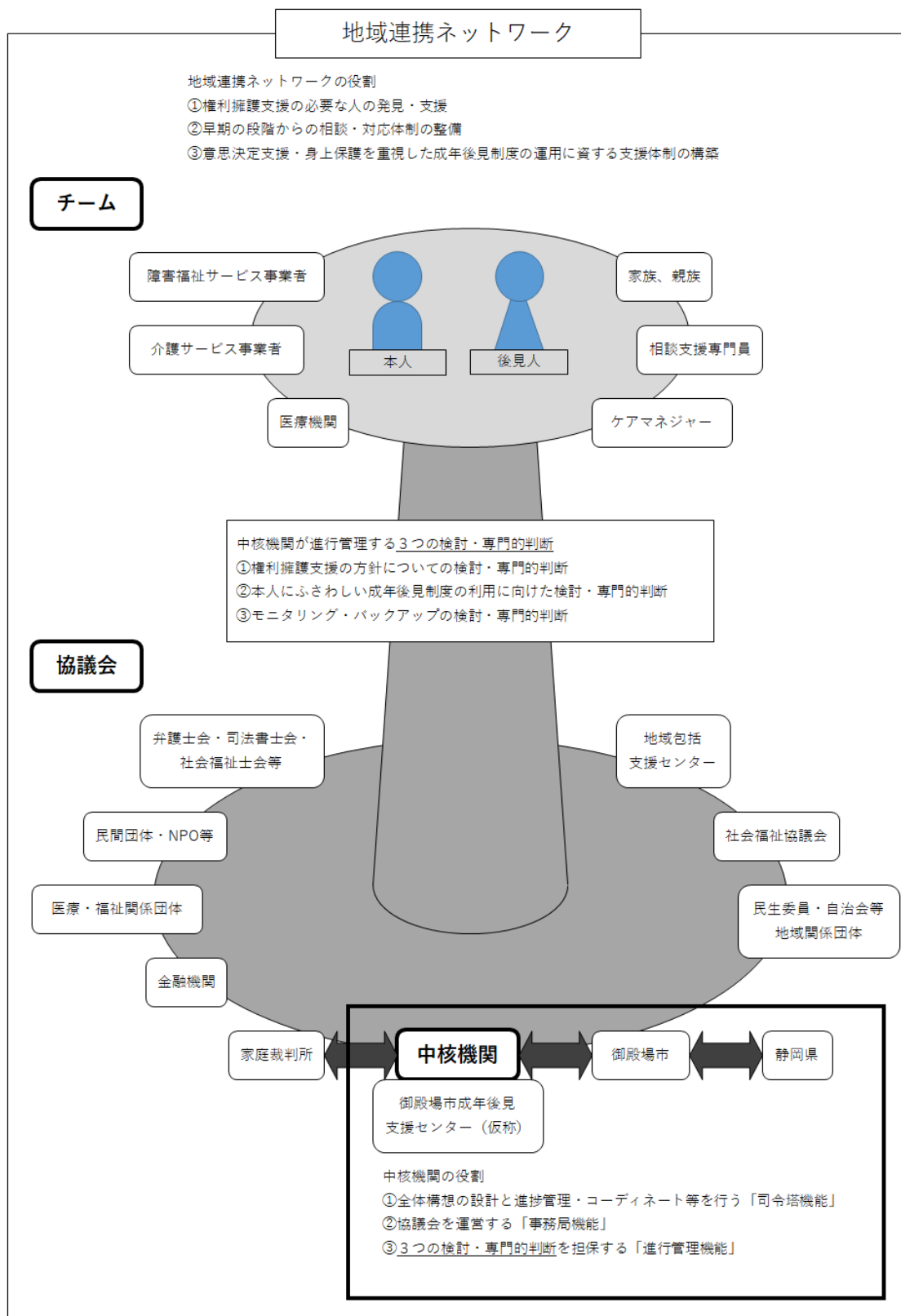
（３）成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用の促進や、利用者の支援を行います。

重点項目

- ①低所得者を対象とした後見人等の報酬助成の拡大を検討します。
- ②市長申立ての適切な利用を推進します。
- ③関係機関と連携して法人後見制度の活用を推進します。

●地域連携ネットワークのイメージ



※関係団体等は一例です。



資料編



1 市民アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

① 調査の目的

高齢者の暮らしや介護の状況、意見・要望等を把握し、「御殿場市第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」策定のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

② 調査対象及び調査方法

種 類	高齢者一般調査・ 在宅要支援認定者調査	総合事業対象者調査	在宅要介護認定者調査
調査対象	市内在住の65歳以上で要介護認定を受けていない方	市内在住の総合事業対象者	市内在住の要介護認定者
調査方法	郵送配布・郵送回収		

③ 調査の実施時期

令和2年1月22日～令和2年2月5日まで

④ 配布・回収の結果

種 類	高齢者一般調査・ 在宅要支援認定者調査	総合事業対象者調査	在宅要介護認定者調査
発送数	1,600	100	1,200
回収数	1,100	72	684
有効回収数	1,100	72	683
有効回収率	68.8%	72.0%	56.9%

(2) 高齢者一般調査・在宅要支援認定者調査及び総合事業対象者調査

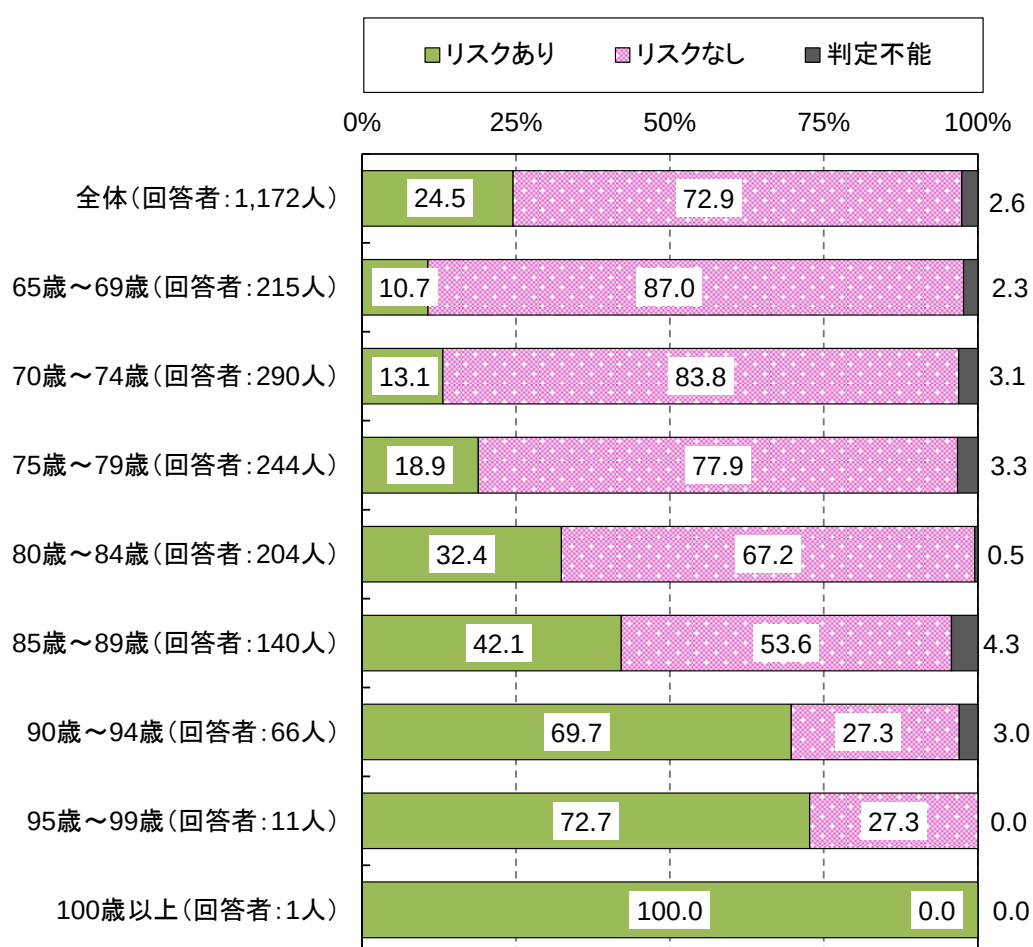
※高齢者一般調査・在宅要支援認定者調査及び総合事業対象者調査は、同一の設問で調査を行っていることから、調査結果を合算し分析しています。

① 運動器の機能低下について

運動器の機能低下は、全体の24.5%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、90歳以上の7割以上が該当者となっている。

●運動器の機能低下状況

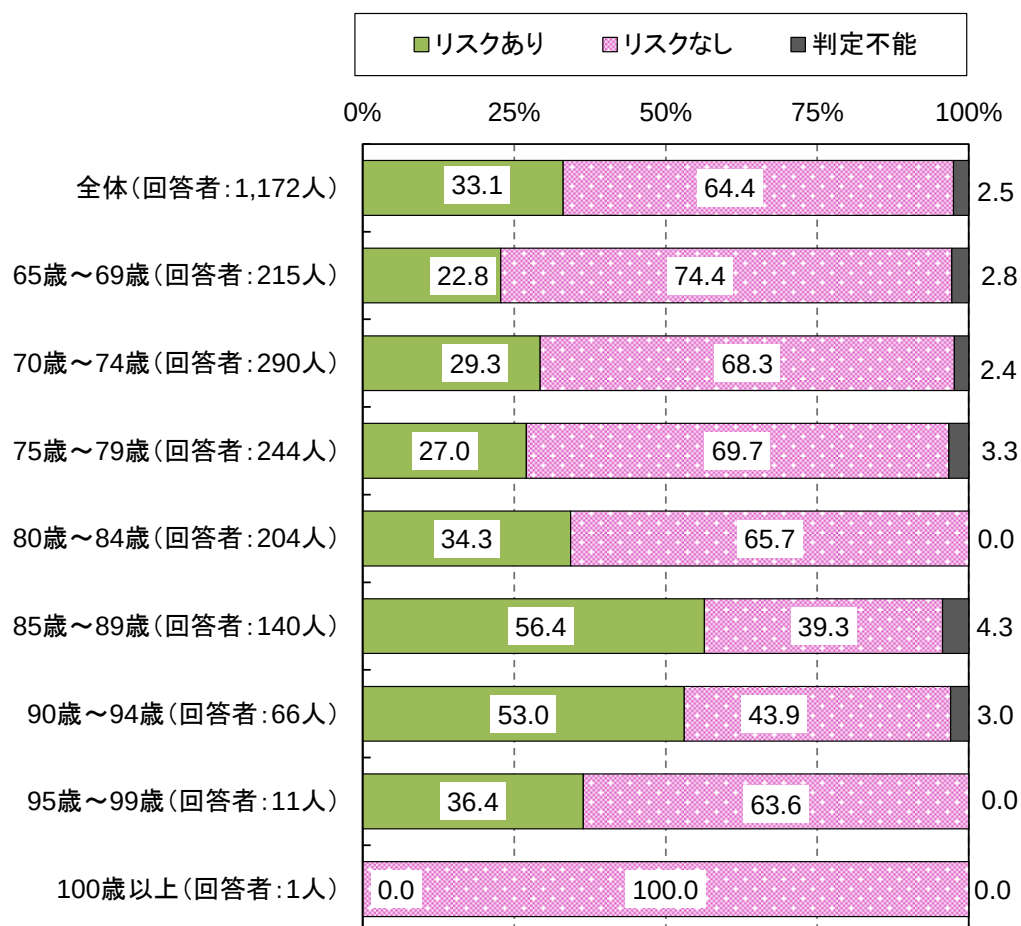


② 転倒リスクについて

転倒リスクは、全体の33.1%が該当者となっている。

年齢別では、85歳以上の5割以上が該当者となっている。

●転倒リスク状況

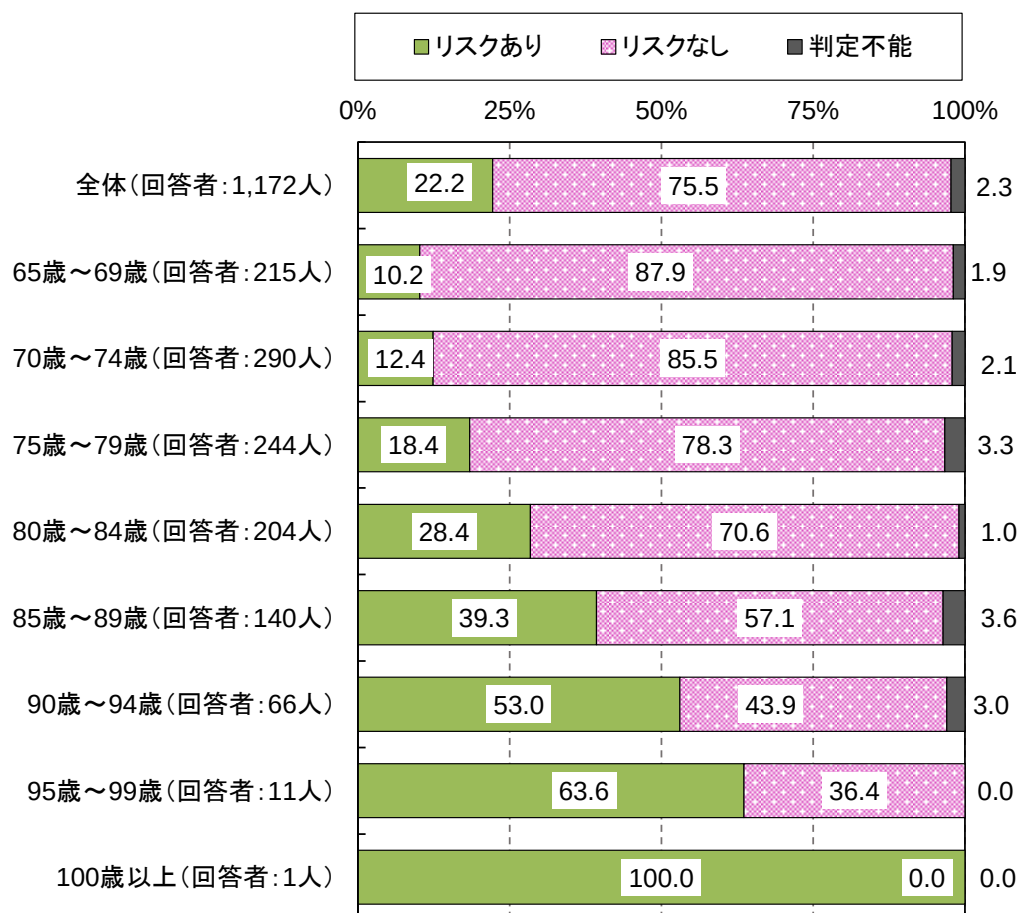


③ 閉じこもり傾向について

閉じこもり傾向は、全体の22.2%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、90歳以上の5割以上が該当者となっている。

●閉じこもり傾向

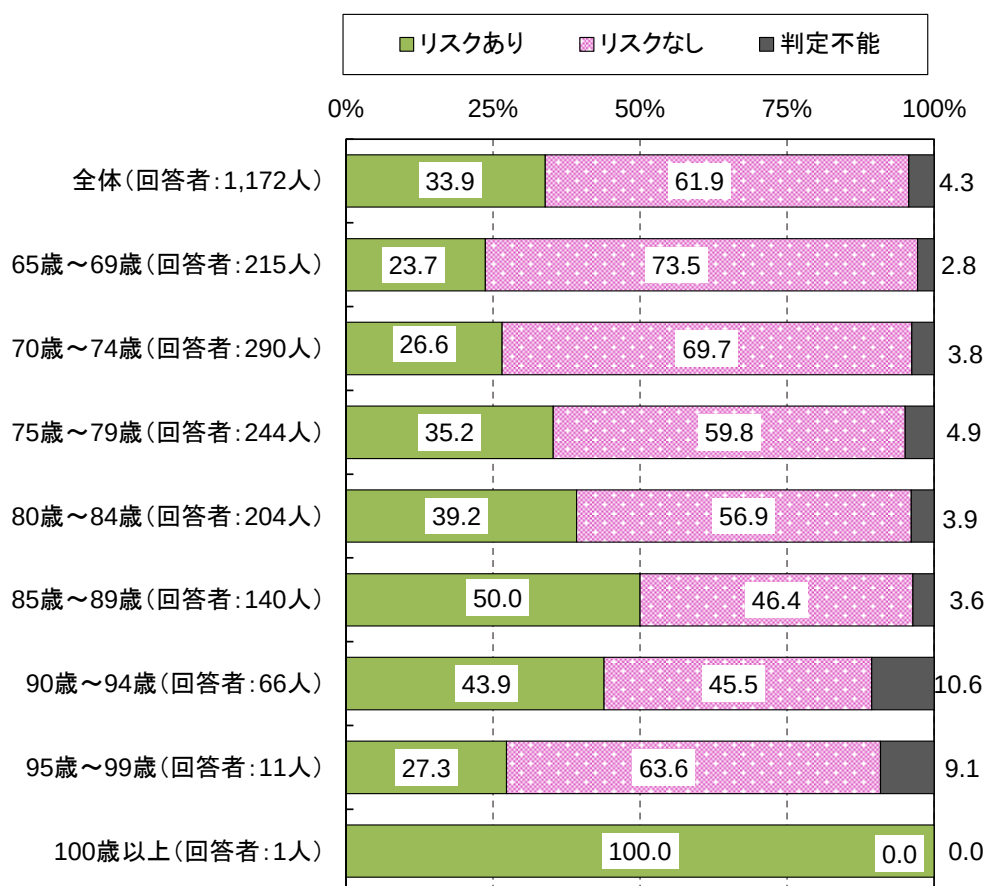


④ 咀嚼機能の低下状況について

咀嚼機能の低下は、全体の33.9%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、80歳以上の4割以上が該当者となっている。

●咀嚼機能の低下状況

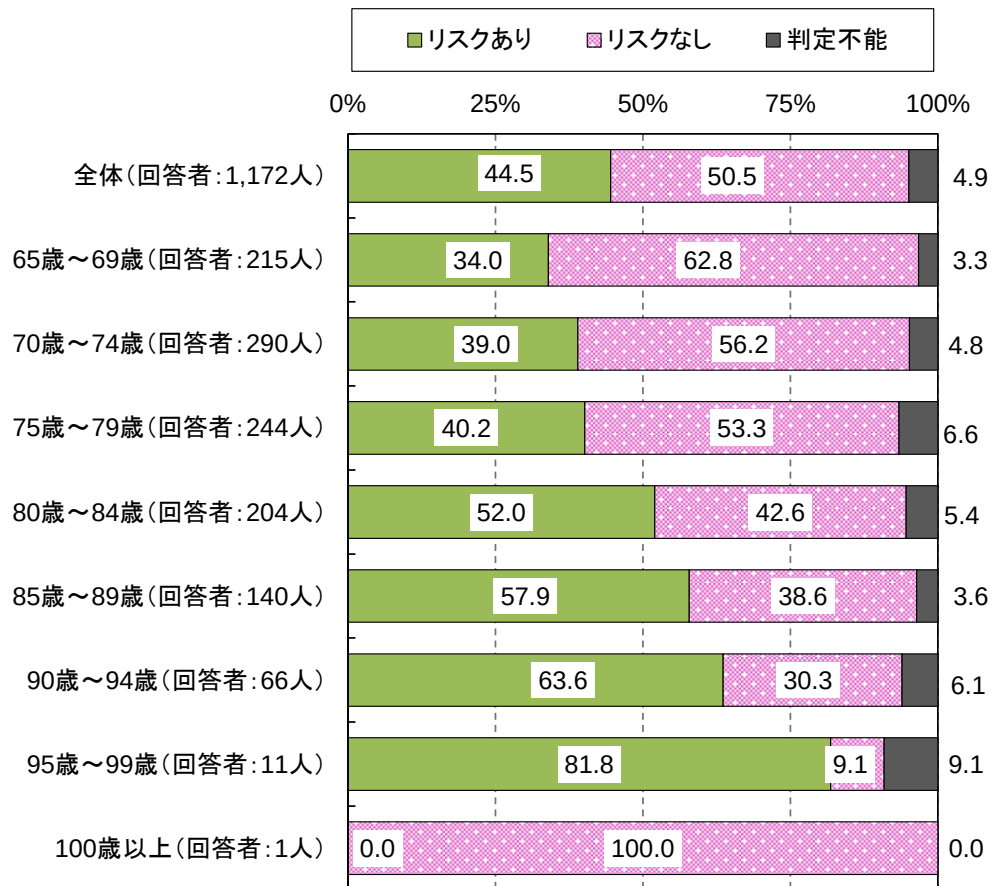


⑤ 認知機能の低下状況について

認知機能の低下は、全体の44.5%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85歳以上の6割以上が該当者となっている。

● 認知機能の低下状況

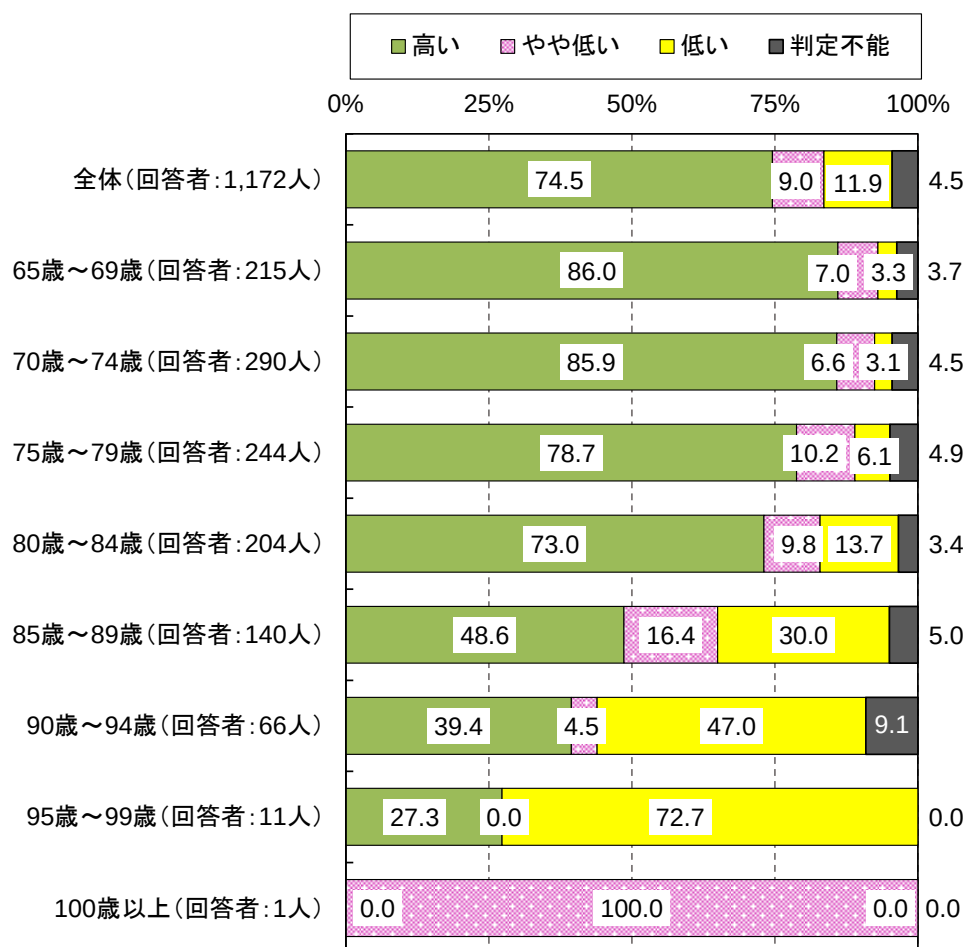


⑥ I ADLの低下状況について

I ADLの低下は、「やや低い」、「低い」を低下者とする、全体の20.9%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85歳以上の4割以上が該当者となっている。

● I ADLの低下状況

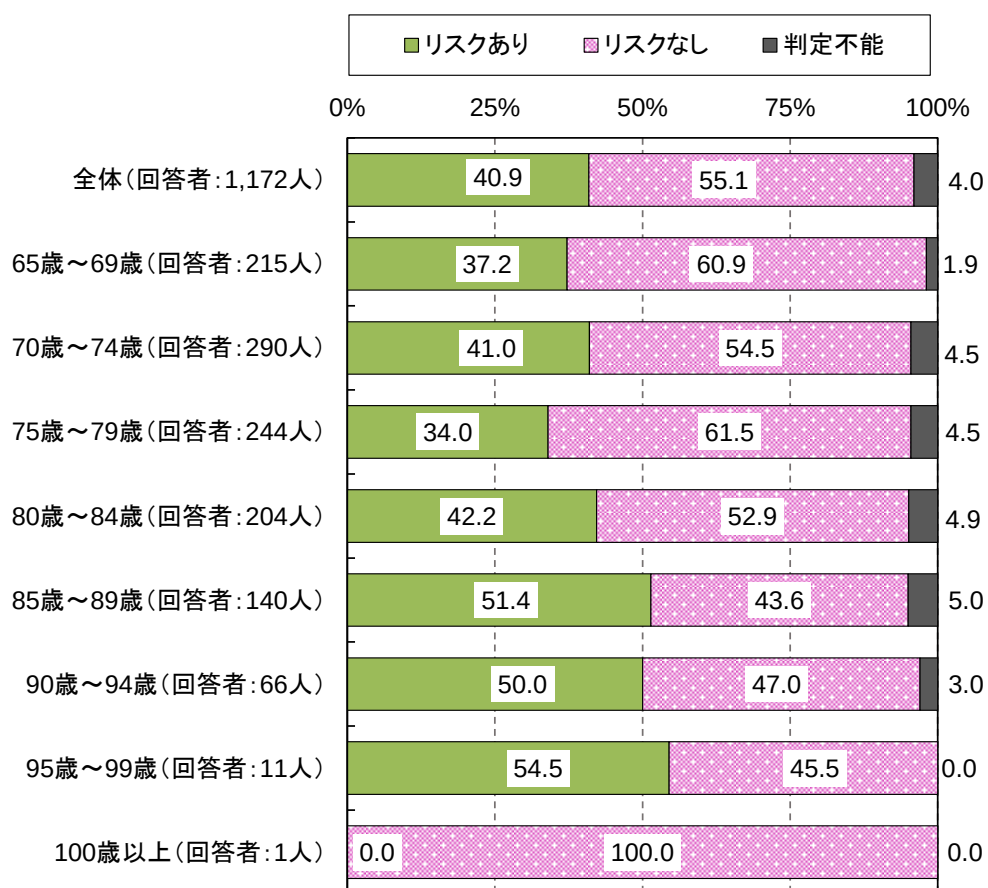


⑦ うつ傾向について

うつ傾向は、全体の40.9%が該当者となっている。

年齢別では、年齢が上がるにつれ該当者が多くなり、85歳以上の5割以上が該当者となっている。

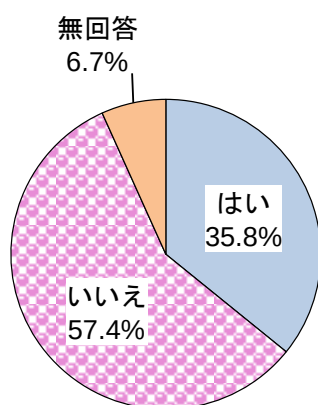
●うつ傾向



⑧ 認知症の相談窓口について

認知症に関する相談窓口を知っているかは、「はい」(35.8%)、「いいえ」(57.4%)となっている。

●認知症の相談窓口について



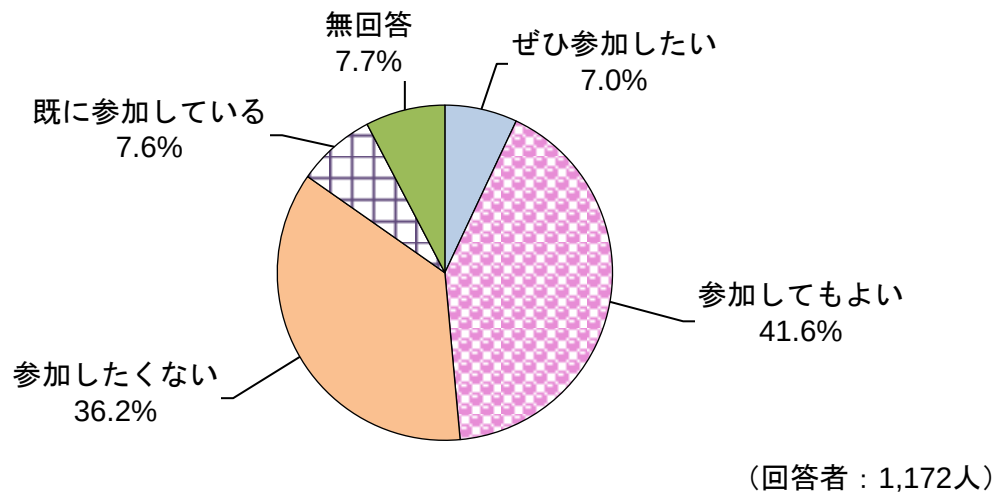
(回答者 : 1,172人)

⑨ 社会参加について

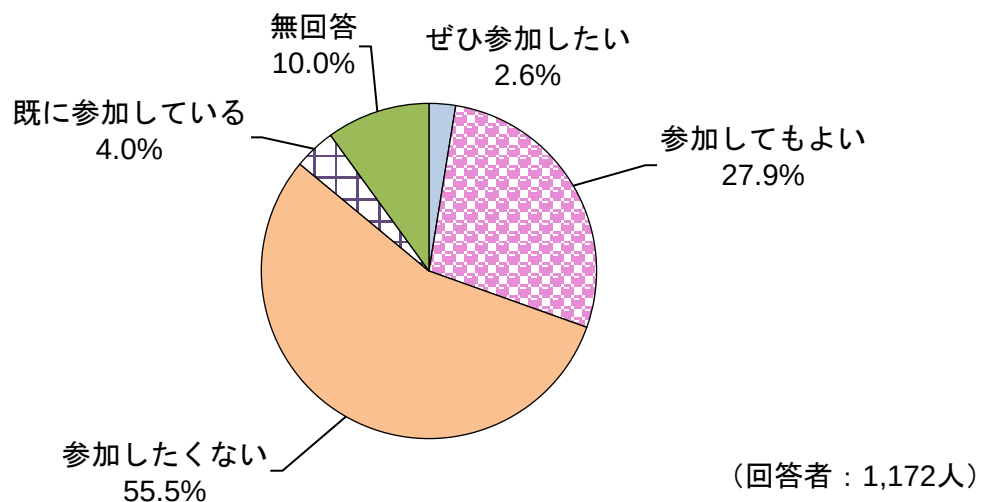
地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいかでは、「是非参加したい」（7.0%）、「参加してもよい」（41.6%）を合わせると、48.6%に参加意向がある。

また、企画・運営としての参加意向は、「是非参加したい」（2.6%）、「参加してもよい」（27.9%）を合わせると、30.5%に参加意向がある。

●社会参加（参加者）



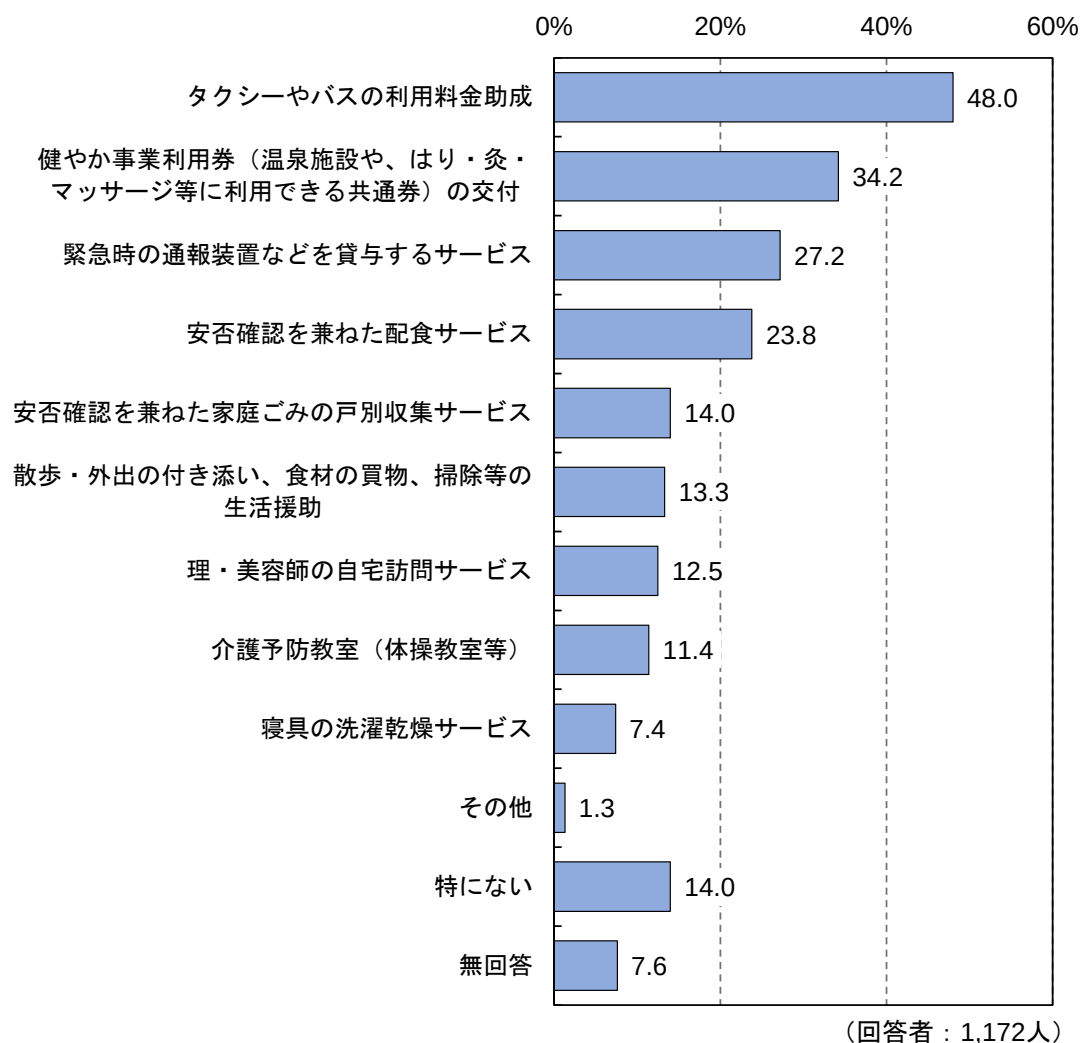
●社会参加（企画運営）



⑩ 利用したい支援サービスについて

自立した生活を支援するサービスで、今後利用したいと思うものは、「タクシーやバスの利用料金助成」が48.0%と最も多く、次いで「健やか事業利用券（温泉施設や、はり・灸・マッサージ等に利用できる共通券）の交付」（34.2%）、「緊急時の通報装置などを貸与するサービス」（27.2%）と続いている。

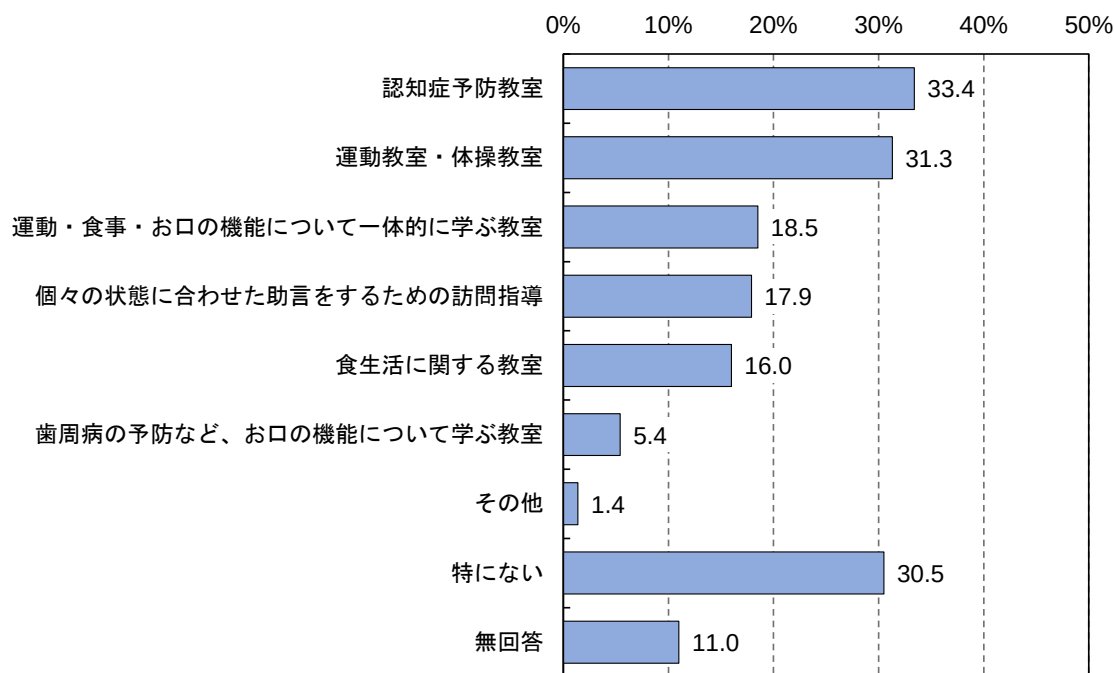
●利用したい支援サービスについて



⑪ 利用したい介護予防教室について

介護予防のための各種教室で今後利用したいものと思うものは、「認知症予防教室」が33.4%と最も多く、次いで「運動教室・体操教室」（31.3%）、「運動・食事・お口の機能について一体的に学ぶ教室」（18.5%）と続いている。

●利用したい介護予防教室について

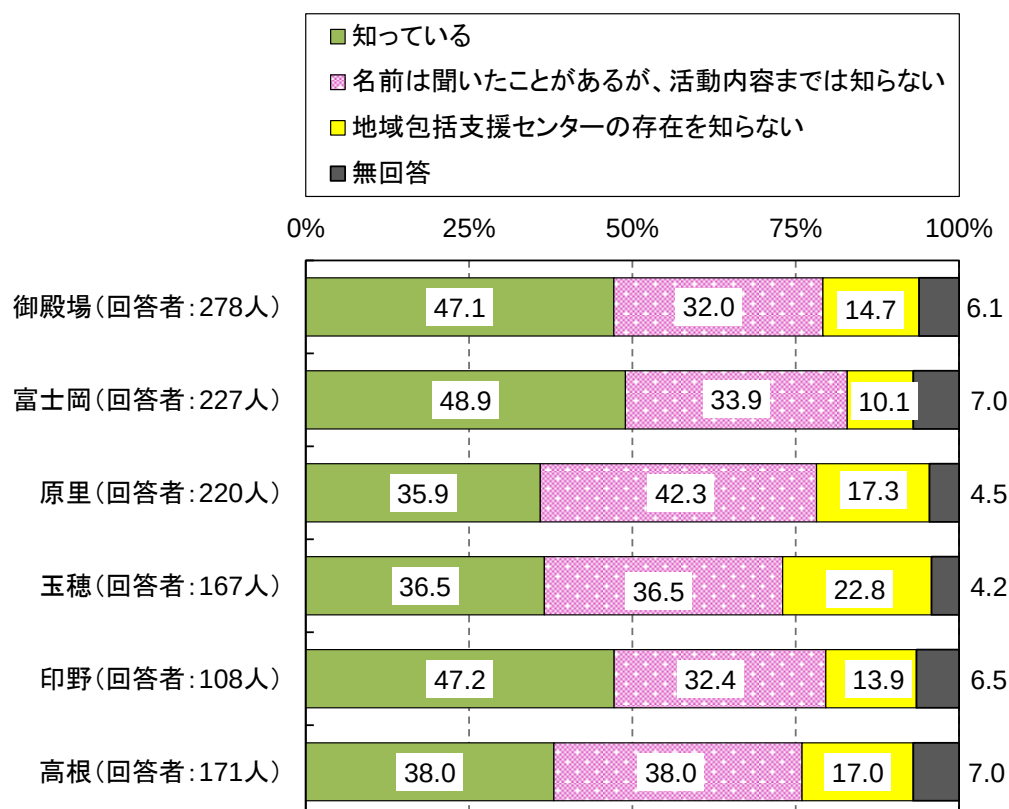


(回答者 : 1,172人)

⑫ 地域包括支援センターの認知度について

地域包括支援センターの認知度は、「知っている」という回答でみると、「富士岡」が48.9%で最も多く、次いで「印野」（47.2%）、「御殿場」（47.1%）と続いている。一方、「地域包括支援センターの存在を知らない」という回答が最も多かったのは、22.8%で「玉穂」となっている。

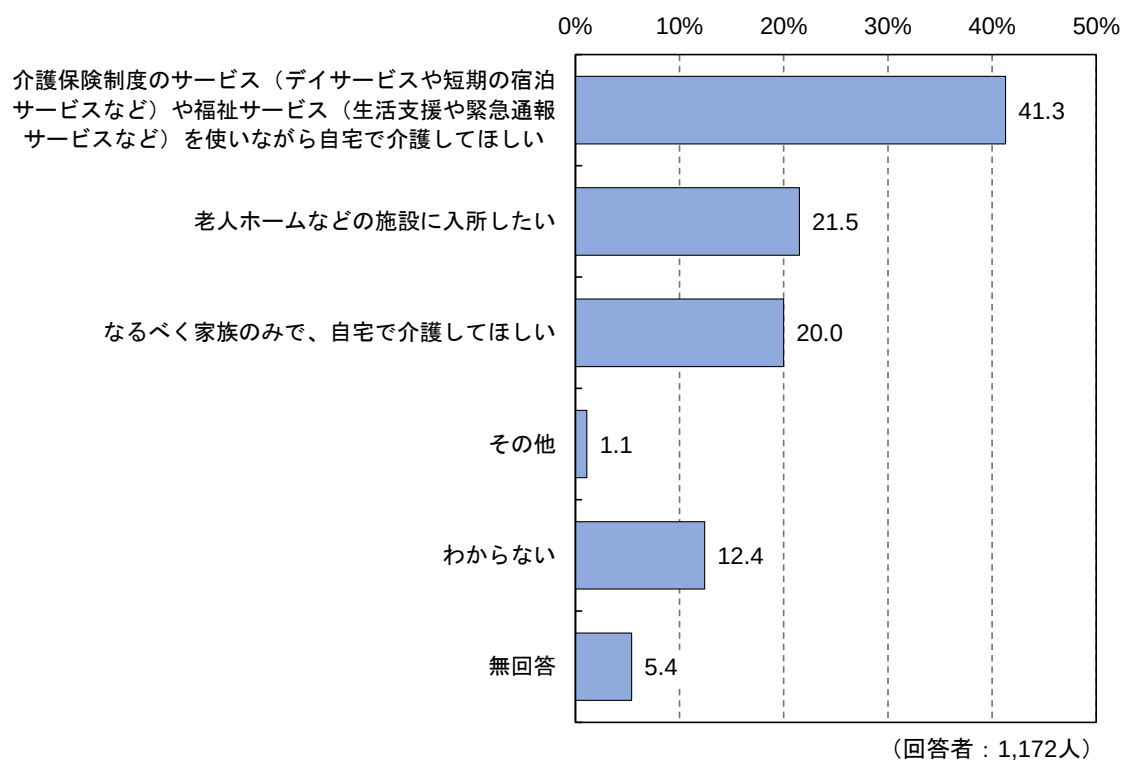
●地域包括支援センターの認知度について



⑬ 介護を受ける場所について

あなたに介護が必要となった場合、どこで介護を受けたいかは、「介護保険制度のサービス（デイサービスや短期の宿泊サービスなど）や福祉サービス（生活支援や緊急通報サービスなど）を使いながら自宅で介護してほしい」が41.3%と最も多く、次いで「老人ホームなどの施設に入所したい」（21.5%）、「なるべく家族のみで、自宅で介護してほしい」（20.0%）となっている。

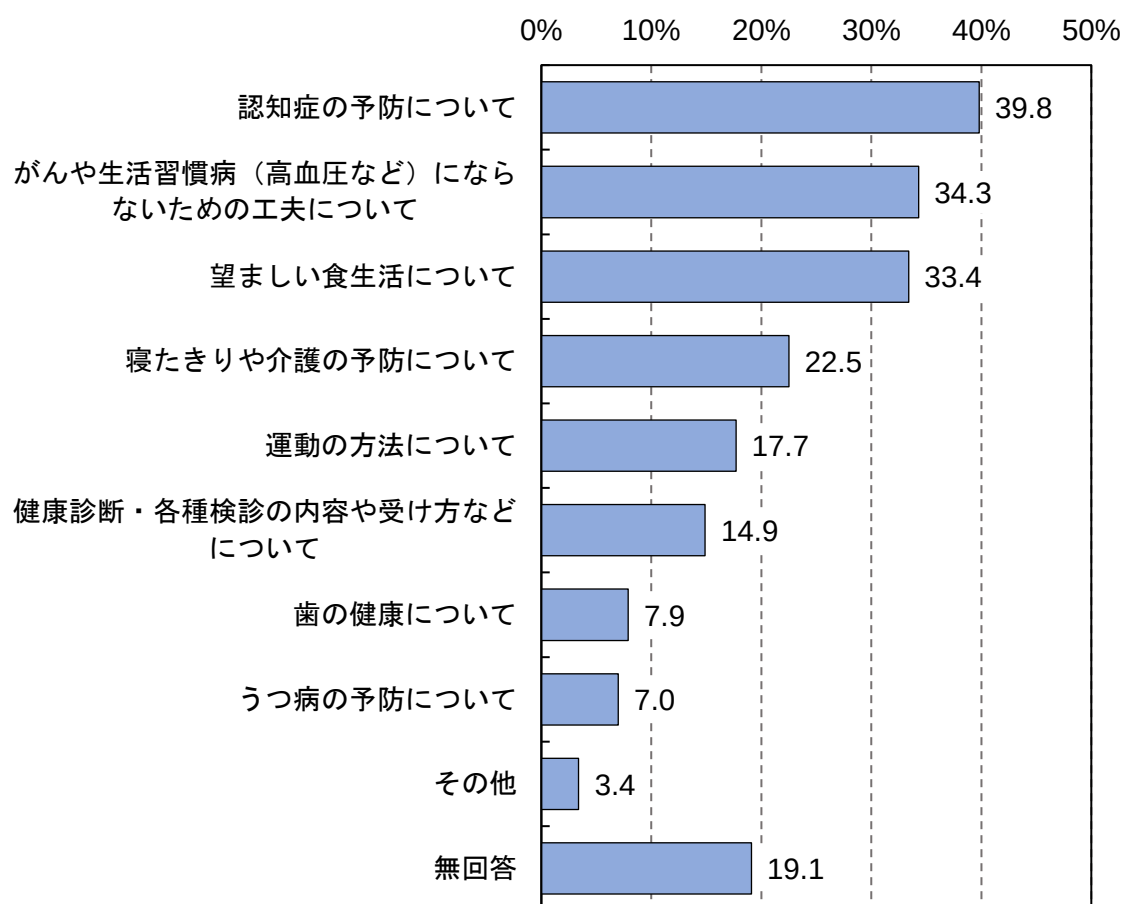
●介護を受ける場所について



⑭ 健康について知りたいことについて

健康について知りたいことは、「認知症の予防について」が39.8%と最も多く、次いで「がんや生活習慣病（高血圧など）にならないための工夫について」（34.3%）、「望ましい食生活について」（33.4%）と続いている。

●健康について知りたいことについて

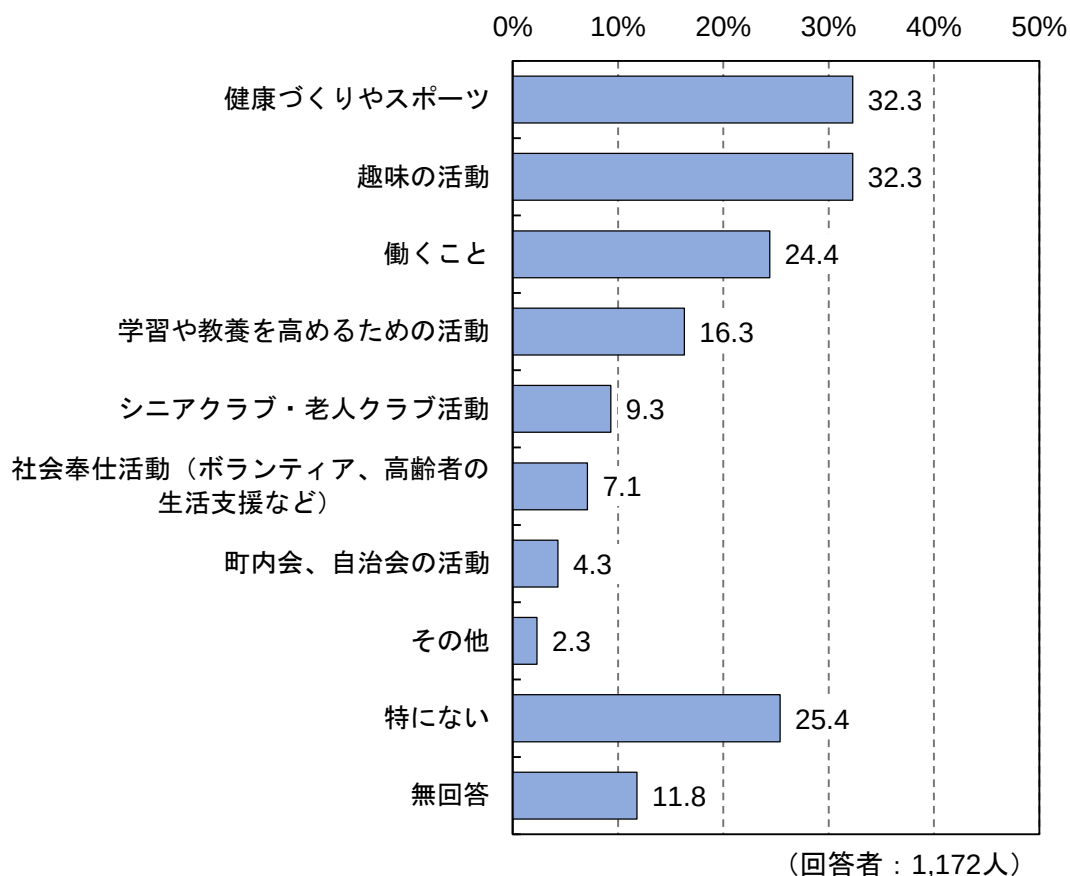


（回答者：1,172人）

⑮ 今後やってみたいと思うものについて

今後やってみたいと思うものは、「健康づくりやスポーツ」、「趣味の活動」がともに32.3%と最も多く、次いで「働くこと」（24.4%）、「学習や教養を高めるための活動」（16.3%）と続いている。

●今後やってみたいと思うものについて

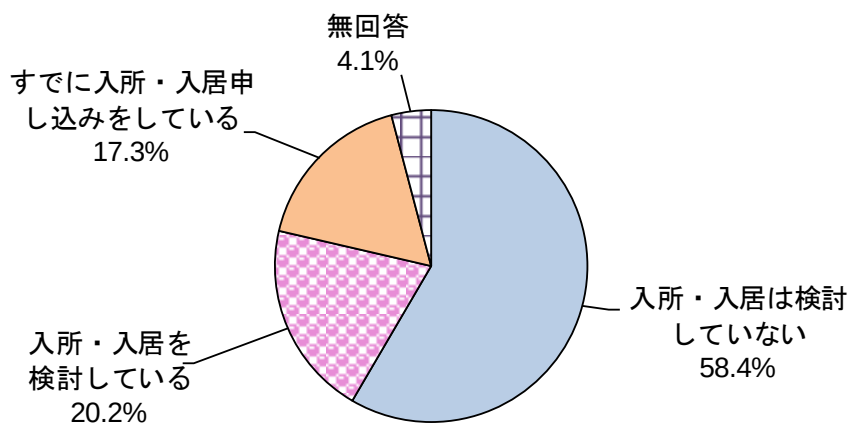


(3) 在宅要介護認定者調査

① 施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が58.4%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」(20.2%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(17.3%)となっている。

●施設等への入所・入居の検討状況



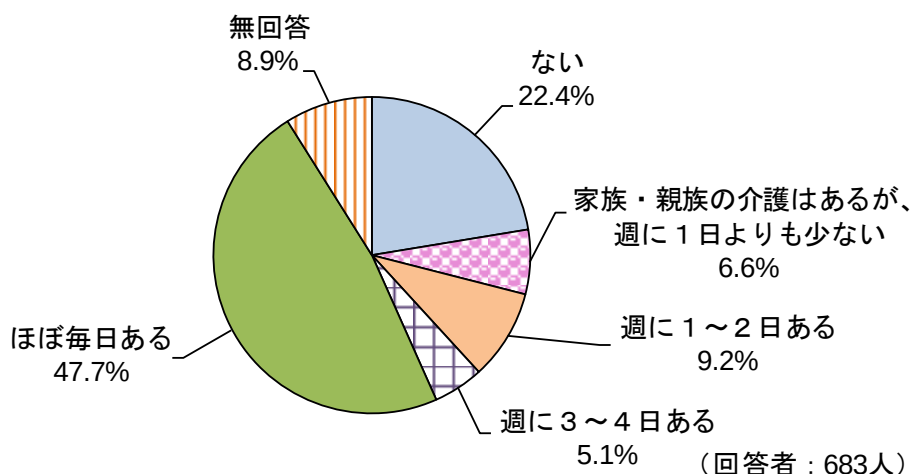
(回答者：683人)

② ご家族やご親族の方からの介護

ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいあるかは、「ほぼ毎日ある」が47.7%となっている。その他、「家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない」(6.6%)、「週に1～2日ある」(9.2%)、「週に3～4日ある」(5.1%)となっており、約7割が家族や親族からの介護を受けている。

また、22.4%が「ない」と回答している。

●ご家族やご親族の方からの介護



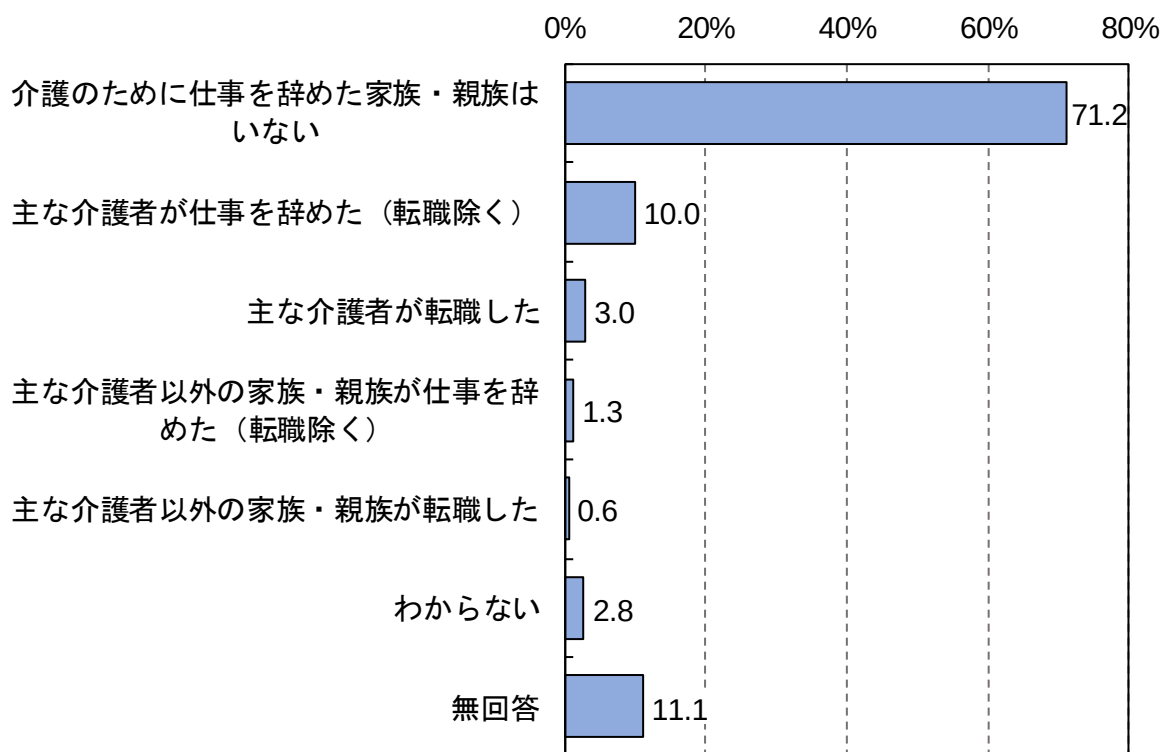
(回答者：683人)

③ 介護を主な理由とする退職者の有無

家族や親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかは、71.2%が「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」と回答している。

その他、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」（10.0%）、「主な介護者が転職した」（3.0%）、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた（転職除く）」（1.3%）、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」（0.6%）となっており、介護を理由として離職や転職した家族や親族が14.9%いる。

●介護を主な理由とする退職者の有無

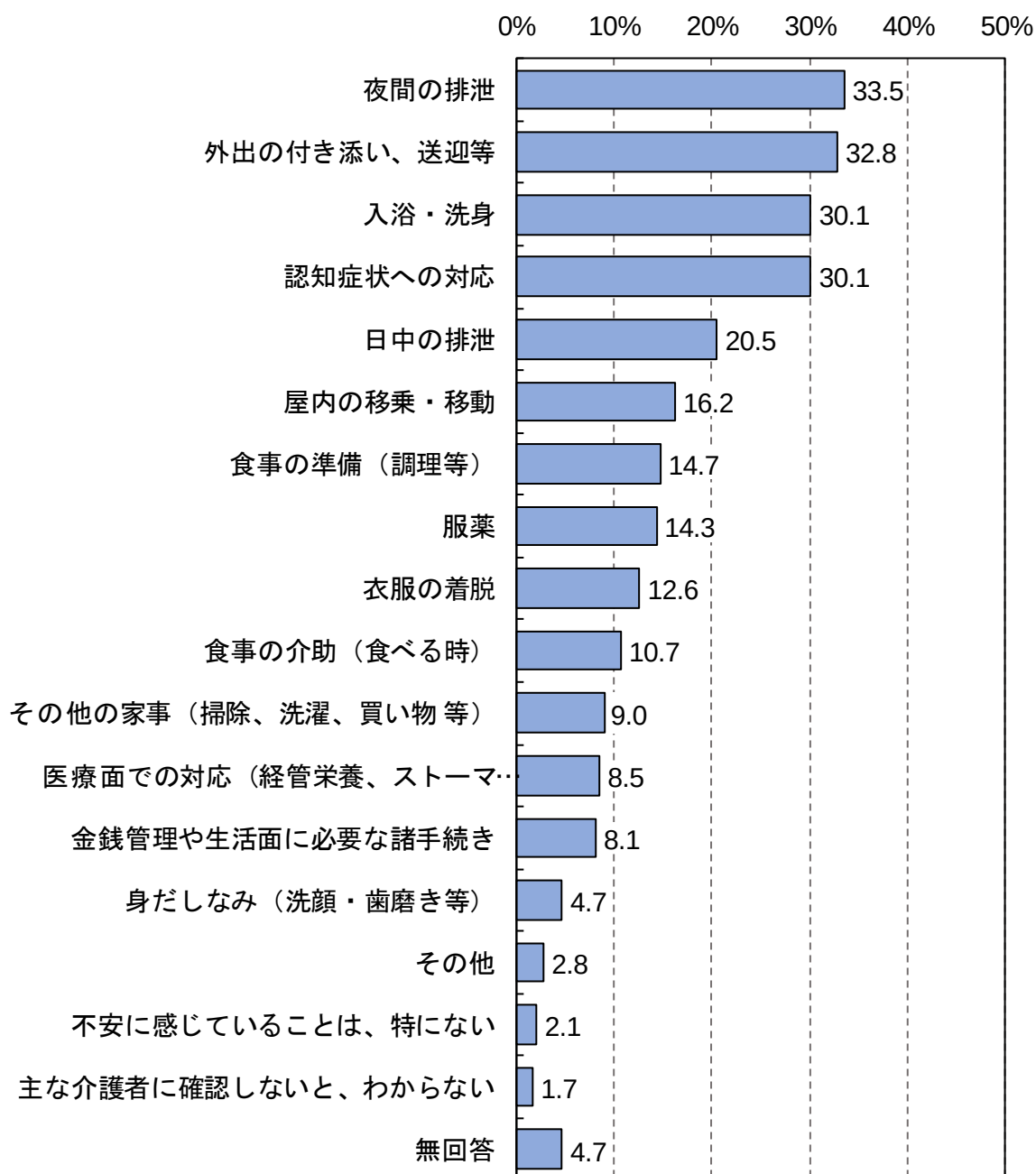


（回答者：469人）

④ 主な介護者の方が不安に感じる介護等

主な介護者が不安に感じる介護等の内容は、「夜間の排泄」が33.5%で最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」（32.8%）、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」（ともに30.1%）と続いている。

●主な介護者の方が不安に感じる介護等

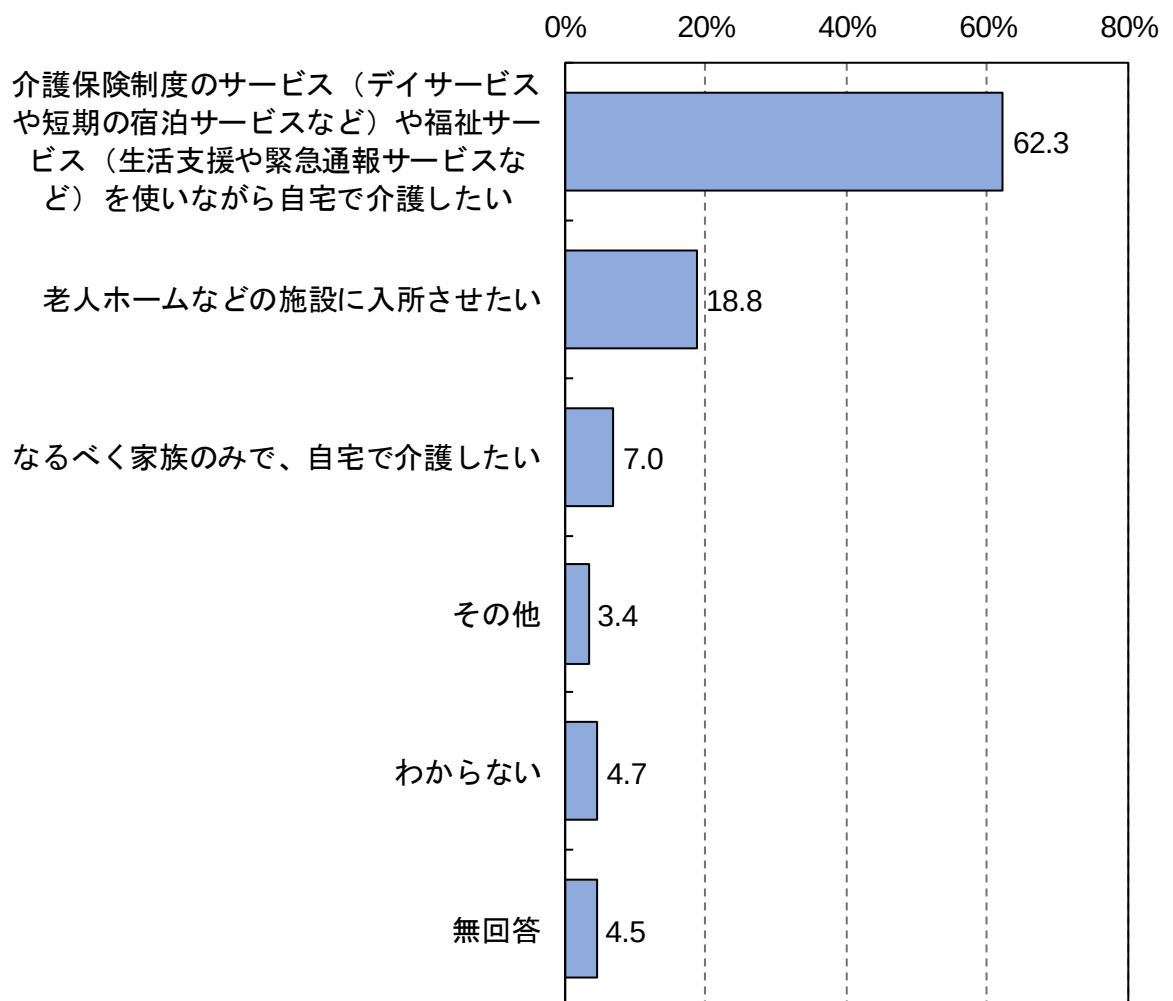


（回答者：469人）

⑤ 今後の介護

今後どのように介護したいかは、「介護保険制度のサービス（デイサービスや短期の宿泊サービスなど）や福祉サービス（生活支援や緊急通報サービスなど）を使いながら自宅で介護したい」が62.3%で最も多く、次いで「老人ホームなどの施設に入所させたい」（18.8%）、「なるべく家族のみで、自宅で介護したい」（7.0%）と続いている。

●今後の介護

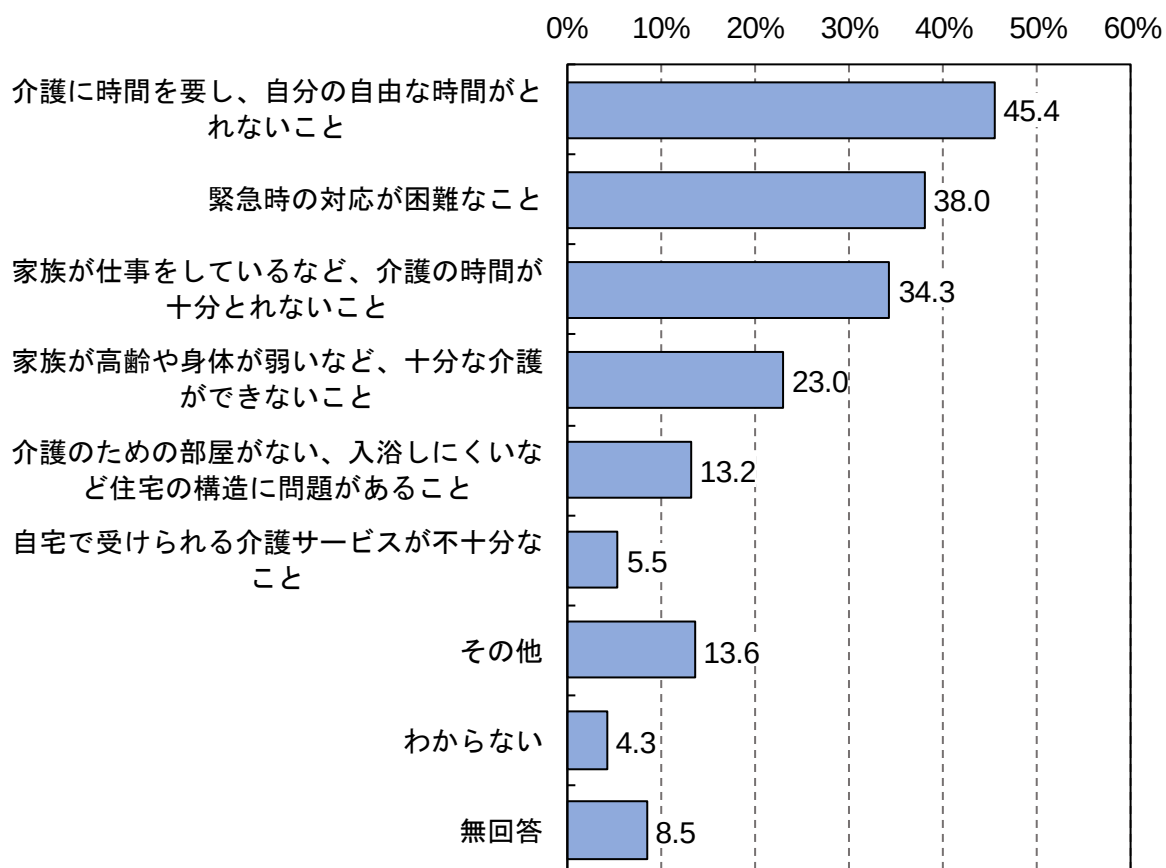


（回答者：469人）

⑥ 自宅介護の問題点

自宅での介護で問題だと思うことは、「介護に時間を要し、自分の自由な時間がとれないこと」が45.4%で最も多く、次いで「緊急時の対応が困難なこと」(38.0%)、「家族が仕事をしているなど、介護の時間が十分とれないこと」(34.3%)と続いている。

●自宅介護の問題点

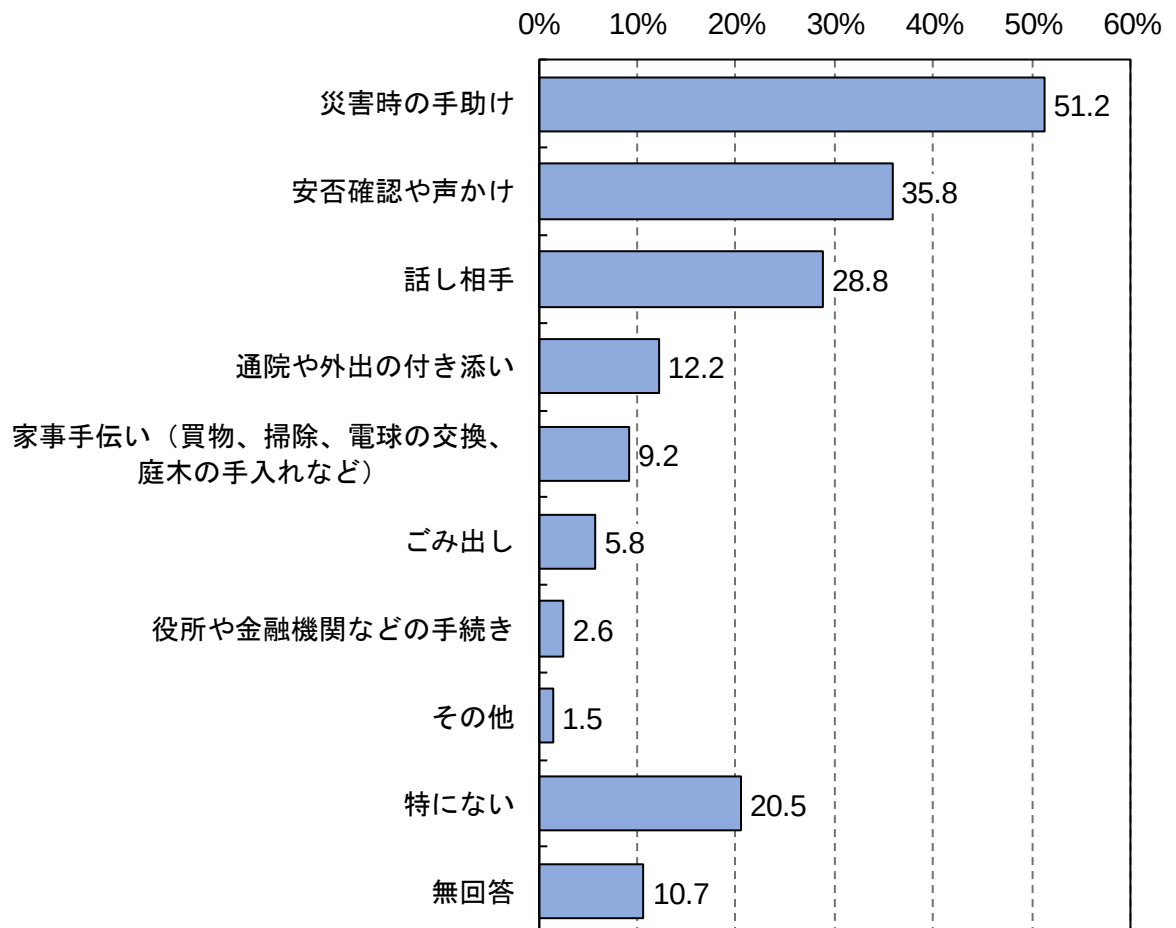


(回答者 : 469人)

⑦ 自宅介護に必要な力添え

自宅で介護を続ける場合、ご近所や地域の人に手伝ってもらえると助かると思うことは、「災害時の手助け」が51.2%で最も多く、次いで「安否確認や声かけ」(35.8%)、「話し相手」(28.8%)と続いている。

●自宅介護に必要な力添え



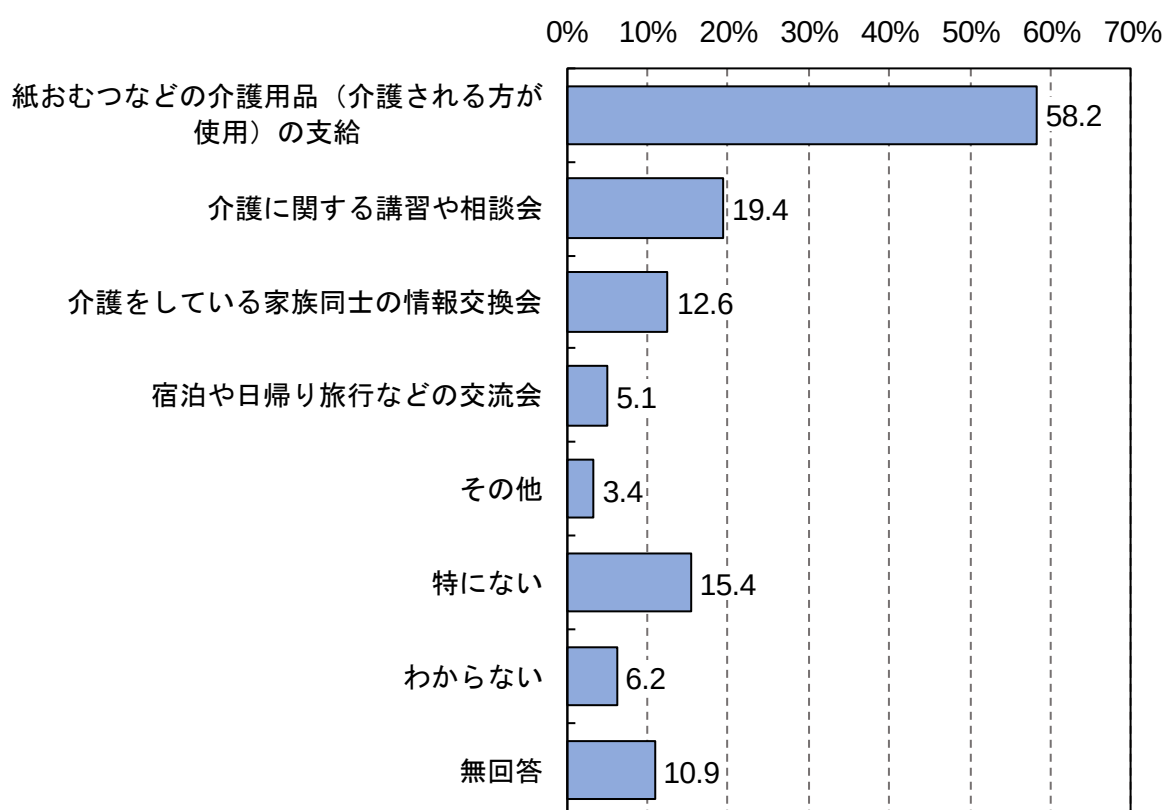
（回答者：469人）

⑧ 利用したい介護者向けサービス

高齢者を介護している方を対象としたサービスで利用したいと思うものは、「紙おむつなどの介護用品（介護される方が使用）の支給」が58.2%で最も多く、次いで「介護に関する講習や相談会」（19.4%）、「介護をしている家族同士の情報交換会」（12.6%）と続いている。

また、15.4%は「特にない」と回答している。

●利用したい介護者向けサービス



（回答者：469人）

2 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置条例

（設置）

第1条 高齢者及び要介護者等の福祉及び介護についての調和を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、御殿場市高齢者

福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 御殿場市高齢者福祉計画に関すること。
- (2) 御殿場市介護保険事業計画に関すること。

（組織及び委員）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる区分により機関又は団体の代表者が推薦する者及び公募による者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、前条による御殿場市高齢者福祉計画又は御殿場市介護保険事業計画の決定の日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係）

区分	機関、団体及び資格
推薦	御殿場市医師会 駿東歯科医師会御殿場支部 北駿薬剤師会 静岡県看護協会東部地区支部 御殿場市民生委員児童委員協議会 静岡県建築士会御殿場支部 御殿場市区長会 御殿場市教育委員会 御殿場市老人クラブ連合会 御殿場市ボランティア連絡協議会 御殿場市社会福祉協議会 御殿場小山地域活動栄養士会 在宅介護サービス提供機関 御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会 老人保健施設又は特別養護老人ホーム
公募	介護保険法（平成9年法律第123号）第9条に定める第1号被保険者 介護保険法第9条に定める第2号被保険者

3 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会名簿

区 分	氏 名	選 出 区 分
委 員 長	齋藤 昌一	御殿場市医師会
副委員長	豊山 篤	駿東歯科医師会御殿場支部
委 員	原田 義信	北駿薬剤師会
//	鈴木 由美子	静岡県看護協会東部地区支部
//	佐藤 守	御殿場市民生委員児童委員協議会
//	井上 秀幸	静岡県建築士会御殿場地区
//	杉澤 良夫	御殿場市区長会
//	大西 孝明	御殿場市教育委員会
//	横山 竹利	御殿場市老人クラブ連合会
//	勝俣 三郎	御殿場市ボランティア連絡協議会
//	梶 守男	御殿場市社会福祉協議会
//	宇田川 よし子	在宅サービス提供機関 (地域包括支援センター菜の花)
//	勝又 由幾	御殿場・小山介護支援専門員連絡協議会
//	津留 文代	老人保健施設又は特別養護老人ホーム (特別養護老人ホームオレンジシャトー富岳)
//	渡辺 茂夫	公募委員 (第1号被保険者)
//	勝又 俊哉	公募委員 (第2号被保険者)

4 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会設置規程

(設置)

第1条 御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定を円滑に進め、関係施策相互の検討を行うため、御殿場市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者福祉計画策定に必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 介護保険事業計画策定に必要な調査及び研究に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会の委員は、健康福祉部長及び長寿福祉課長並びにくらしの安全課、国保年金課、市民協働課、社会福祉課、子育て支援課、健康推進課、救急医療課、市民スポーツ課、建築住宅課、危機管理課及び社会教育課に属する職員のうちから委員長が指名する者をもって構成する。

2 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、健康福祉部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、長寿福祉課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

5 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和2年1月 ～2月	高齢者実態調査の実施
令和2年5月	第1回御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会（書面開催） ・計画策定の予定について ・高齢者実態調査結果について ・高齢者福祉サービスについて ・介護保険事業について
令和2年8月19日	第2回御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 ・国における第8介護保険事業計画の指針 ・将来人口の推計 ・高齢者福祉サービスの実績について
令和2年11月19日	第3回御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会 第1回御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定庁内検討委員会 ・計画素案について
令和2年12月16日 ～令和3年1月15日	「みんなの声を活かす意見公募」（パブリックコメント）実施 ※意見0件
令和3年1月	第4回御殿場市第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会（書面開催） ・パブリックコメントの結果について ・計画書について ・今後の予定について
令和3年2月4日	御殿場市長に計画策定の報告

御殿場市
第9次高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画
(成年後見制度利用促進基本計画)

令和3年度～令和5年度(2021年度～2023年度)

発行日 令和3年3月

発 行 御殿場市

編 集 御殿場市健康福祉部 長寿福祉課

住 所 〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483

T E L 0550-82-4134
